

1 民生委員児童委員

1 民生委員の役割・職務

民生委員の職務については、民生委員法第14条に規定されています。また、生活保護法、老人福祉法など社会福祉関係各法にも規定されており、民生委員は主としてこれらの規定に基づいてその職務を遂行します。

(1) 調査活動

福祉の援助を必要とする方などのために、適切な指導を行えるように、日頃から担当地区内の住民の方々の生活状態を必要に応じ適切に把握し、また、福祉を進めていくうえでの問題点の把握に努めます。

(2) 助言援助活動

高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯など、福祉の保護・援助を必要とする方に対し、その方が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。

(3) 関係機関との連携等

地域の福祉を増進するためには、その地域において利用できる社会資源を有効かつ適切に活用し、地域の方々の福祉問題の解決を図る必要があります。社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、その事業又は活動を支援します。

(4) 福祉事務所等関係行政機関の業務に対する協力

民生委員の協力活動は、関係行政機関（福祉事務所、児童相談所、障害者更生相談所、女性相談所、保健福祉事務所、公共職業安定所、家庭裁判所、学校、社会保険事務所など）がその権限に基づいて継続して行う事務について、民間奉仕者として外部からその業務に協力することです。また、業務とは関係行政機関が行う全ての業務のうち社会福祉に関するものです。

(5) お問い合わせ

福祉総務課地域福祉担当 電話 21-9848（直通）

2 児童委員の役割・職務

児童福祉法が昭和23年から施行されたことに伴い、児童福祉法第16条第2項の「民生委員法による民生委員は児童委員に充てられたものとする」という規定に基づいて、民生委員が児童委員を兼務します。

児童委員の職務については、児童及び妊産婦の生活や環境の状態を把握し、その保護や保健その他の福祉に関し援助及び指導するとともに、児童相談所や福祉事務所の協力を行うものです。

(1) 児童委員の役割

児童委員の役割としては次の6項目があげられます。

ア 実情の把握と記録

イ 連絡通報

- ウ 相談・援護
- エ 意見具申
- オ 児童の健全育成のための地域活動
- カ 児童委員協議会での活動

(2) 個別援助活動

個別援助活動の主な対象は、保護者がいなくなって困っているなどの要保護児童ですが、社会変化から起こる新たな問題（たとえば不登校、家庭内暴力など）にも個別的な援助を行うことも求められています。

主な活動は次のものがあげられます。

- ア 対象児童の実態把握と援助計画の作成
- イ 援助活動の推進
- ウ 関係機関、団体との連携活動の促進

(3) 児童健全育成活動の展開

- ア 地域診断と活動計画の作成
- イ 育成活動の推進
- ウ 関係機関、団体との連携活動の促進

(4) お問い合わせ

福祉総務課地域福祉担当 電話 2 1 - 9 8 4 8（直通）

3 主任児童委員

近年の出生率の低下に伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となり、地域における児童委員への期待が高まっています。

そこで、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員を平成6年（1994年）に設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより、児童委員活動の一層の推進を図っています。

主任児童委員は、身分については児童委員（民生委員との兼務も含めて）と同様ですが、担当の職務については、個別の区域を持たず地区全体における児童福祉の事項を専門的に担当します。

(1) 主な職務

- ア 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連携を図ること。
- イ 地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、実施にあたってその中心的役割を果たすこと。
- ウ 児童健全育成活動や母子保健活動の推進を図ること。
- エ 児童の権利が著しく侵害される場合などにおいて、関係行政機関等への連絡・通報を行うこと。
- オ 区域を担当する児童委員が、児童などについての調査・指導などを行う場合、必要な援助を行うこと。

(2) お問い合わせ

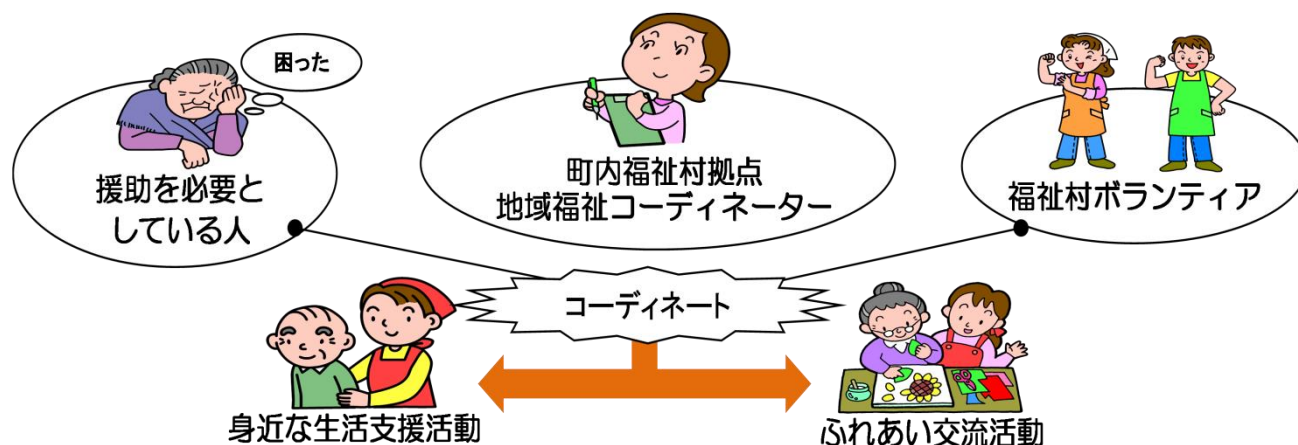
福祉総務課地域福祉担当 電話 2 1 - 9 8 4 8（直通）

2 町内福祉村

町内福祉村とは、「話し相手がほしい」、「ゴミ出しや電球の交換を手伝ってほしい」、「子育てや介護に手を貸してほしい」、「ボランティアをしたいがきっかけがつかめない」といった日々生活する中で、ちょっとした手助けがほしいときに応えるための活動の場です。

安心して心豊かに自立した生活を送るためには、介護保険やその他の公的制度によるデイサービスやホームヘルプサービスだけでなく、生活支援やふれあい、交流といった面で身近な地域で共に支え合うことが重要です。町内福祉村はこうした視点から、介護保険制度を活用しつつ、行政は拠点の確保や活動費の援助、情報提供など、住民が活動しやすい環境整備を行い、実践活動については住民自身が共に支え合う仕組みづくりをとおして、地域のつながりや絆を深めることを目的としています。

おおむね公民館単位（市内25地区）において事業展開を目指しています。



1 町内福祉村活動について

地域の拠点には、地域福祉コーディネーターを配置し、住民の方々からの相談について必要な援助が行われるよう、福祉村ボランティアや行政、関係機関との連絡調整を行っています。

地域によって活動内容に違いがありますが、おおむね次のとおりです。

(1) 身近な生活支援活動

ア 対象

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある方、家庭で介護している家族、認知症高齢者を抱えた家族、子育て中の方、病中病後の方、ひとり親家庭などで、お困りごとのある方

イ 内容

車いすの貸出し、見守り、ゴミ出し、話し相手、草取り、庭木の剪定、軽微な家屋補修、電球の交換、外出付き添い、買い物、留守番、掃除、洗濯、布団干し、幼児見守りなど

(2) ふれあい交流活動

ア 対 象

地域にお住まいの方

イ 内 容

高齢者茶話会、子どもと高齢者の交流会、子育て支援活動など

(3) お問い合わせ 下記の各町内福祉村

福祉総務課地域福祉担当 電話 2 1 - 9 8 4 8 (直通)

2 町内福祉村事業実施地区

※ 別紙の町内福祉村事業実施地区一覧を参照してください。

町内福祉村事業実施地区一覧（令和7年1月1日現在）

地区名	所在地	電話・FAX・URL・E-mail	窓口開設日時
松原地区	平塚市天沼7-8 (市役所松原分庁舎内)	24-1223 http://www.scn-net.ne.jp/~matu-fkm/ matu-fkm@ma.scn-net.ne.jp	月・火・木・金 12:30~16:30
花水地区	平塚市袖ヶ浜20-1 (なぎさふれあいセンター内) 令和7年3月1日から 平塚市桃浜町13-1	21-3401 http://hanamizu-fukushimura.jimdo.com hana-fkm@mb.scn-net.ne.jp	月・火・木・金 10:00~15:00
港地区	平塚市夕陽ヶ丘66-1 (港ベイサイドホール内)	23-9836 http://www.scn-net.ne.jp/~mina-fkm/ mina-fkm@mb.scn-net.ne.jp	月・水・木・金 12:30~16:30
金田地区 (いちごの会)	平塚市入野104-2 (金田公民館北隣り)	35-4670 http://www.scn-net.ne.jp/~kane-fkm/ fukusimurak16@gmail.com	月 ~ 金 10:00~15:00
岡崎地区 (おかざき鈴の里)	平塚市岡崎5928 (みどりヶ丘バス停近く)	58-8789 http://www.scn-net.ne.jp/~oka-fkm/ oka-fkm@mg.scn-net.ne.jp	月 ~ 金 10:00~15:00
松が丘地区 (みんなの広場)	平塚市東中原2-5-15 (市営東中原住宅敷地内)	33-5005 http://www.scn-net.ne.jp/~mtg-fkm/ matsuga-fkm@mc.scn-net.ne.jp	月・火・水・金・土 (第5土曜閉館) 10:00~15:00
城島地区 (城島ふれあいの里)	平塚市小鍋島621-1 (市役所城島分庁舎内)	53-1822 http://www.scn-net.ne.jp/~kiji-fkm/ kijima-fkm2@mg.scn-net.ne.jp	月 ~ 金 10:00~15:00
大神地区 (大神よりきの郷)	平塚市大神4-20-8 (リフレッシュプラザ平塚内)	55-7114 https://www.scn-net.ne.jp/~yoriki/index.html yorikinosato@mf.scn-net.ne.jp	火 ~ 金 10:00~15:00 第2・4土曜午前
八幡地区	平塚市西八幡2-3-50 (八幡バス停近く)	23-2989 yawatafukushi2007@ma.scn-net.ne.jp	月・火・木・金 10:00~15:30
旭南地区 (あさひの絆)	平塚市高村203 平塚高村団地 13号棟105号室	33-9733 http://www.scn-net.ne.jp/~a-kizuna/ a-kizuna@me.scn-net.ne.jp	月・火・木・金 10:00~15:00
富士見地区 (ぬくもりの家)	平塚市中里35-1 (春日野中学校北側)	33-7533 http://nukumori.boy.jp nukumori-h@ma.scn-net.ne.jp	火・木・金・土 10:00~15:00
旭北地区	平塚市公所868 (西部福祉会館内)	59-2090 asahikita-fkm@me.scn-net.ne.jp	月・火・木・金 10:00~15:00
吉沢地区 (ひだまりの里)	平塚市上吉沢395-1 (吉沢公民館内)	58-2055 hidamarinosato@mg.scn-net.ne.jp	月・火・木・金 10:00~15:00
横内地区 (横内スマイル広場)	平塚市横内3790-2 (横内保育園向かい)	53-8501 http://www.scn-net.ne.jp/~y-smile/ yokouchi-smile@md.scn-net.ne.jp	火 ~ 土 10:00~16:00
なでしこ地区	平塚市撫子原12-54 (なでしこ公民館内)	35-1328 fukushimura2@outlook.jp	水 ~ 土 10:00~15:00
四之宮地区	平塚市四之宮3-20-26 (四之宮公民館内) 令和7年1月15日から 平塚市東真土2-1-48 (新・四之宮公民館内)	55-0750 https://shinomiya-fukushimura.jimdo.com/ shino-fkm@md.scn-net.ne.jp	月・火・水・土 10:00~15:00
田村地区 (たむら福祉村)	平塚市田村5-27-12 (田村自治会館内)	54-3131 tamura-fkm@mf.scn-net.ne.jp	火・水・木・金 10:00~15:00
豊田地区	南豊田381 (市役所豊田分庁舎内)	67-1618 toyoda-fkm@mc.scn-net.ne.jp	月・火・木・金 10:00~15:30

3 社会福祉法人

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法第22条の定めるところにより設立された法人をいいます。

社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業です。

第一種社会福祉事業は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設、母子生活支援施設、児童養護施設など、公共性の特に高い事業であり、社会的支援が必要な者の人格の尊重に重大な関係をもつ事業です。

第二種社会福祉事業は、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、保育所、障害福祉サービス事業など、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであって、これに伴う弊害のおそれが比較的少ないものをいいます。

2 設立認可について

(1) 設立認可

社会福祉法人の設立認可は、社会福祉法人設立準備会が、法人の定款や社会福祉事業の計画を策定し、その計画等が設立認可審査会に諮られ認可相当となった場合、認可申請後、平塚市長（所轄庁）が認可しますその後、法務局に設立登記を行うことで法人設立となります。

(2) 社会福祉法人の組織、資産等

ア 定 款

定款は社会福祉法人の根本規範であり、「社会福祉法人定款例」に沿って作成します。

イ 評議員、評議員会

社会福祉法人の評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任され、その数は、理事の員数を超える数としています。社会福祉法で欠格事項を規定しているほか、親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならず、さらに理事又は監事との兼任が禁止されています。

評議員会は、全ての評議員で構成され、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する機関であり、定款変更など法人運営の基本ルールや決算の承認など法人運営の最終的な決定を行います。

ウ 役 員

役員は、評議員会で選任され、理事は6名以上、監事は2名以上としています。社会福祉法人は、適正な運営を確保することから、その役員についても社会福祉法で欠格事項を規定しています。

理事長は、法人の内部的・外部的な業務執行権限を有し、業務執行理事が選定された場合は、対内的な業務を執行します。理事長等以外の理事は法人の業務執行の意思決定に参画するとともに理事長や他の理事の職務の執行を監督します。

監事は、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれていなければならないとされており、法人の業務監督及び会計監査を行います。また、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならないとされています。

なお、監事は当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることはできません。

エ 資 産

社会福祉法人の設立に当たっては、原則として次の資産が必要となります。

- (ア) 土地、建物等の基本財産
- (イ) 施設建設費、設備整備費
- (ウ) 運転資金

オ その他

社会福祉法人の公共性から、法人及び施設の名称には、個人名、団体名から引用したものは避け、また、県内で同一の名称を用いることは適当ではありません。

3 平塚市が所轄する社会福祉法人

平成 25 年 4 月 1 日から社会福祉法人に関する許認可等の権限が国、都道府県、政令指定都市及び中核市に加えて一般市にまで拡大されました。このことにより、平塚市の区域内でのみ事業を行う社会福祉法人は平塚市が所轄庁となり、許認可等の業務を行っています。

平塚市長を所轄庁とする社会福祉法人

社会福祉法人名	住 所	主な施設
旭福祉会	平塚市河内 3 1 0	あさひ保育園、大町保育園
大野福祉会	平塚市四之宮 2 丁目 1 0 - 1 0	八幡保育園、愛・八幡保育園
岡崎福祉会	平塚市岡崎 4 4 9	ゆうかり保育園、岡崎ケアセンター
研水会	平塚市万田 3 丁目 1 8 - 1 0	高根台ホーム、万田デイサービスセンター
湘南敬友会	平塚市岡崎 4 0 1 5 - 1	陽だまりの丘
湘南曾寿会	平塚市南豊田 8 5 - 1	豊田敬愛ホーム
湘南富士見会	平塚市桜ヶ丘 9 - 4 1	桜ヶ丘ケアセンター
真幸会	平塚市紅谷町 1 2 - 2 2 LB アヴェニュー 4F	真土すばる保育園、湘南みらい保育園、湘南きらら保育園、花水さくら保育園、ケアハウス湘南の里
進和学園	平塚市万田 2 丁目 1 2 - 2 2	進和やましろホーム、進和あさひホーム、しんわルネッサンス、サンメッセしんわ、いずみ保育園、富士見保育園、しらゆり保育園
則信会	平塚市西真土 4 丁目 2 3 - 3 5	ケアハウスういすたりあ
つちや社会福祉会	平塚市土屋 2 1 9 6 - 1	つちやホーム、ローズヒル、ローズヒル東八幡

平塚市長を所轄庁とする社会福祉法人

社会福祉法人名	住 所	主な施設
徳栄会	平塚市松風町 2 3 - 5 4	もんもん保育園、花・もんもん保育園、苗・もんもん保育園、松風・もんもん保育園、麦・もんもん病児保育室
中原福祉会	平塚市南豊田 3 0 1 - 1	中原保育園
花	平塚市南金目 3 4 6 - 1	でい工房花はな、花の家花音
浜岳福祉会	平塚市北金目 2 丁目 9 - 2 4	金目保育園、金目おむすび保育園
平塚あさひ会	平塚市公所 7 0 5 - 1	れんげの郷、れんげの郷アネックス
平塚市社会福祉協議会	平塚市追分 1 - 4 3	
平塚地域生活福祉会	平塚市平塚 5 丁目 8 - 2 6	スペースセル
翠福祉会	平塚市四之宮 1 丁目 8 - 9 2	みどり保育所、分園ピッコロ
和心知会	平塚市片岡 8 3 3 - 1 0	わしんち元気・平塚

4 定款変更の認可等

法人の定款に記載された事項を変更するときは、所轄庁の認可を受けなければその効力は生じません。基本財産の処分、担保提供等を行うときは、所轄庁の承認が必要となります。

5 指導監査

社会福祉法人は、主に高齢者や障がい者、児童などを対象とした福祉サービスを行っており、公的な優遇措置も受けていることから、適正な法人運営と安定的な社会福祉事業の経営を確保するため、本市が所轄する社会福祉法人については、運営全般に対して積極的に助言、指導を行っています。また、指導監査において重大な問題が認められた法人又は不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで継続的に指導監査を実施しています。

なお、法人が経営する社会福祉事業の施設については、神奈川県が監査を行っています。

〔市が実施する監査－法人運営（定款、評議員会、理事会、法人の事業や会計等）
県が実施する監査－施設運営（特別養護老人ホームや保育園等の運営、就業規則、施設の会計）〕

監査結果については、ホームページ上で公開しています。

（１）一般指導監査

ア 定期指導監査

原則 3 年に 1 回、指導監査を行います。

イ 臨時指導監査

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に指導監査を実施します。

（２）特別指導監査

定期指導監査において法人運営に法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営に重大な問題を有する法人について、指導監査を実施します。

6 お問い合わせ

福祉総務課地域福祉担当 電話 2 1 - 9 8 4 8 (直通)

4 成年後見制度

1 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方は、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。また、判断能力が十分でないために、悪質商法等の被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度とは、こうした自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。

			判断能力	援助者
成年後見制度	法定後見制度	後 見	欠けているのが通常の状態	成年後見人
		保 佐	著しく不十分	保佐人
		補 助	不十分	補助人
	任意後見制度	本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度です。		

2 法定後見制度について

すでに判断能力が十分でない方の財産管理や生活に関わる契約を行うために、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人が必要な支援を行う制度です。

(1) 成年後見人・保佐人・補助人とは

成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」）は、家庭裁判所が選任します。

後見人等の選任にあたっては、本人の心身の状態や生活・財産の状況、本人との利害関係等を踏まえて、家庭裁判所が総合的に判断することになりますので、親族か否かにかかわらず、申立人が推薦する後見人等の候補者がそのまま後見人等に選任されるとは限りません。

基本的には、家庭裁判所が事案に応じて適任と判断する弁護士、司法書士等の第三者の専門家が後見人等に選任されます。

なお、本人の財産が少額であるといった事情がある場合に限り、親族のみが後見人等に選任される（第三者の専門家が関与しない）こともあります。

(2) 後見人等の役割とは

本人の意思を尊重し、かつ心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービスを利用する

際の契約や財産の管理等を行います

家庭裁判所は、後見人等が適切に職務を行っているか、将来にわたって監督を行います。

(3) 成年後見等の申立て

本人が住んでいる市町村を管轄する家庭裁判所に申立てを行います。

申立てができる方は、本人、配偶者、4親等内の親族等です。

(4) 市長申立てについて

身寄りがない方や、親族がいても申立ての協力が得られない方等の権利を擁護するため、市長が法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立てをします。

(5) 成年後見制度利用支援

成年後見制度を利用するにあたり、後見人等への報酬の負担ができない方に対して、その報酬を助成します。

3 任意後見制度について

自分の判断能力が低下したときに備えて、「支援してもらいたいこと」と「支援をお願いする人」をあらかじめ「契約」で決めておきます。自分はどんな所に住んで、どんな生活をしたいのか、自分の将来を自分で決めておく制度です（自己決定の尊重）。

(1) 任意後見人と任意後見契約

支援をお願いする人（任意後見人）は本人と話し合って決めたこと（契約内容）に従って活動します。将来に備えて、支援をお願いする人にどのような仕事をしてもらいたいのか、十分に話し合うことが、本人が充実した生活を送るために大切なことです。

任意後見人に支払う報酬についても、しっかりと話し合って決めることが大切です。

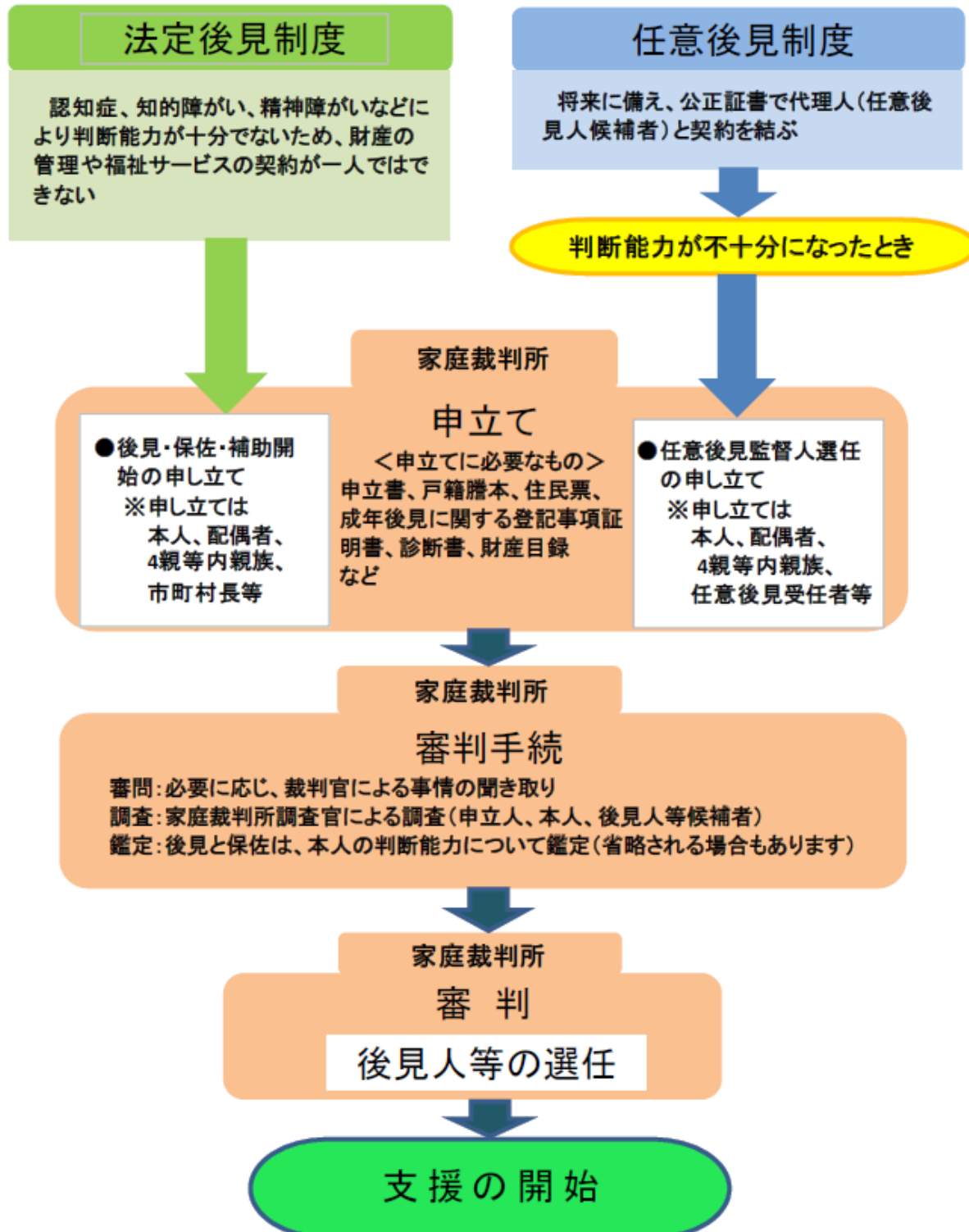
話し合って決めた仕事の内容について「任意後見契約書」という公正証書を作成します。

(2) 任意後見の契約手続とその後

任意後見契約書は、公証役場の公証人が作成します。契約の内容は、公証人によって法務局に登録されます。

本人の判断能力が低下して、家庭裁判所によって任意後見監督人が選ばれると、任意後見人による支援が始まります。

成年後見制度利用までの流れ



4 平塚市成年後見利用支援センター（平塚後見センター よりそい）

地域に根差した権利擁護推進の中核機関として機能する平塚市成年後見利用支援センターを設置しています。

（１）所在地

平塚市立野町３１番２０号（平塚栗原ホーム３階）

（２）開所日時

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は除く８時３０分から１７時まで）

※土曜日は（偶数月の第１土曜日、奇数月の第３土曜日午前）。ただし、変更の場合あり。

（３）事業内容

機 能	内 容
広 報	成年後見制度に関する講座の開催や出張講座の開催
相 談	成年後見制度等の相談、市長申立要請の事前相談 弁護士による専門相談
利用促進	成年後見支援ネットワーク連絡会の開催 申立手続講座 ケース検討調整会議の開催
後見人支援	後見サポーター全体会や市民後見人フォローアップ研修 親族後見予習セミナーや親族後見人研修会交流会の開催 第三者後見人研修会交流会の開催

5 お問い合わせ

平塚市成年後見利用支援センター（平塚後見センター よりそい）

電話３５－６１７５

5 自殺対策

平成18年10月に自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図るとともに自殺者の親族等に対する支援について定めた「自殺対策基本法」が施行され、平成19年6月にこの基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定されました。

平塚市においても、自殺対策のための条例である「平塚市民のこころと命を守る条例」が平成19年12月議会において可決、制定されました。

この条例が施行された平成20年度から、「こころと命のサポート事業」として条例の基本的施策に基づく具体的な取組を実施しています。

1 こころと命のサポート事業内容

(1) 普及啓発関連

ア リーフレット「気づいてくださいこころのサイン」の作成・配布

市民のみなさんが悩みを相談できる窓口案内のリーフレットを公共施設等に配架するほかホームページに掲載しています。ご希望に応じて配布しています。

イ 自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）関連事業

図書館に「こころと命のサポートのための本」コーナー設置、広報活動、平塚合同庁舎でパネル展を実施しています。

ウ 命の大切さの普及啓発

「いのちの尊さをつたえる本」のリストをホームページで紹介、学校などでの読み聞かせ等の活動を通じて「命の大切さ」の普及啓発をしています。そのほか、市内の中学校に協力を依頼し、夏休みの自殺対策普及啓発ポスター作製など、命の大切さを感じてもらうことを目的とした事業を実施しています。

エ 市内ゴミ収集車にマグネットシートで周知

自殺予防週間と自殺対策月間の期間中、市内のゴミ収集車に普及啓発を図ったマグネットシートを掲出します。

(2) 人材育成関連

ア 自殺対策研修会

自殺の問題への正しい理解を深めるとともに、専門知識向上のための研修会を実施しています。

イ ゲートキーパー養成講座

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成講座を実施しています。ご希望に応じて出前講座を実施します。

(3) 自死遺族支援

ア 自死遺族の集い（わかちあいの会）

大切な人を自死（自殺）で亡くされた方を対象に、お互いのプライバシーを尊重しあいながら、気持ちを語り、わかちあうことを目的とした「自死遺族の集い（わかちあいの会）」を実施しています。

(ア) 日時

偶数月 第1火曜日 14:00～15:30 ※4月のみ第3火曜日

(イ) 会場

旧横浜ゴム平塚製造所記念館（八幡山の洋館） 平塚市浅間町1-1

イ 相談窓口等の周知

自死遺族の方が利用できる専用の相談窓口等の周知をしています。

2 お問い合わせ

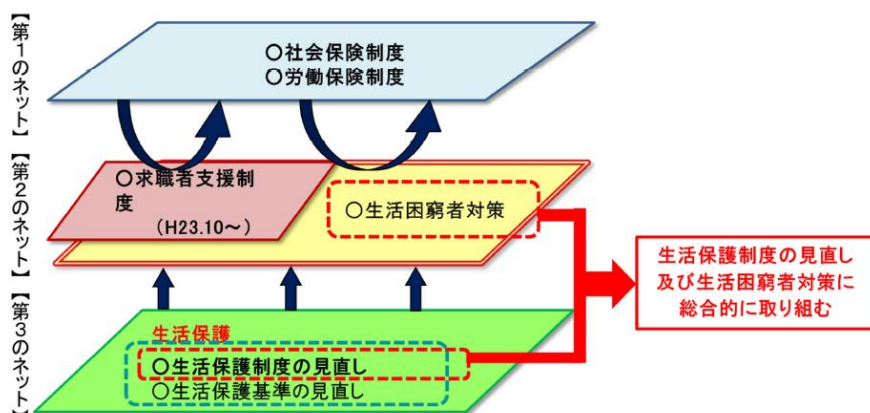
福祉総務課保健福祉総合相談担当 電話21-8779（直通）

6 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、しごとや生活に困っている生活困窮者に対する自立支援の制度が始まりました。

この制度は、いわゆる第2のセーフティネットと呼ばれる、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるものです。

平塚市では「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」、「生活困窮世帯の子どもの学習支援」「就労訓練事業」、「一時生活支援事業」を実施しているほか、令和3年3月より「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」を実施し、委託先と連携して、生活困窮者に対して支援を行っています。



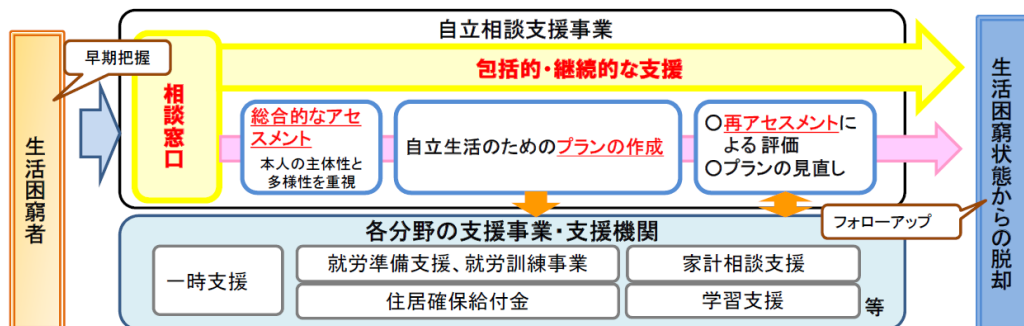
※第2のセーフティネット拡充のイメージ（厚生労働省ホームページからの抜粋）

1 自立相談支援事業

生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への評価・分析に基づいて支援プランを策定し、関係機関との調整等を行います。

平塚市においては、市から委託された社会福祉協議会の「くらしサポート相談」が相談者と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族などまわりの方からの相談でも受付いたします。

「くらしサポート相談」では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が生活困窮者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、自立に向けた支援を行います。



※相談支援のイメージ（厚生労働省ホームページからの抜粋）

2 住居確保給付金の支給

(1) 目的

離職又は自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない給与・就業機会の減

少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、「くらしサポート相談」による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(2) 支給対象者

支給申請時に次の要件全てに該当する方が対象となります。

ア 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。

イ 次の(ア)又は(イ)に該当する。

(ア) 申請日において、離職等の日から2年以内である。

(イ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業と同等程度の状況にあること。

ウ 離職前又はイ(イ)の状況前に、主たる生計維持者であった。(離職前又はイ(イ)の状況前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)

エ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。(収入には、公的給付を含む。給与等収入の場合、手取り額ではなく交通費を除く支給総額。)

世帯人数	基準額(この額を超えると一部支給)	家賃額	収入基準額(この額以上は不支給) ※家賃額が上限未満の場合はこの基準額が下がります。
1人	8.4万円	上限 4.1万円	上限 12.5万円
2人	13.0万円	上限 4.9万円	上限 17.9万円
3人	17.2万円	上限 5.3万円	上限 22.5万円
4人	21.4万円	上限 5.3万円	上限 26.7万円
5人	25.5万円	上限 5.3万円	上限 30.8万円
6人	29.7万円	上限 5.7万円	上限 35.4万円
7人	33.4万円	上限 6.4万円	上限 39.8万円

オ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金及び現金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

カ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると市が認める場合は当該取組を行うことをもって、求職活動に代えることができる。

キ 国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

ク 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

(3) 住居確保給付金の支給額及び支給期間

支給額：次の金額を上限として家賃の実費分について支給

単身世帯	2人世帯	3～5人世帯	6人世帯	7人以上世帯
41,000円	49,000円	53,000円	57,000円	64,000円

支給期間：3ヶ月

※一定の要件を満たす場合には、申請により3か月間を限度に支給期間を2回（最長9か月）まで延長することができます。

支給方法：大家又は不動産会社の口座への直接振り込み

(4) 住宅の初期費用及び生活支援への対応

賃貸住宅の契約を行う際には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や住居確保給付金の受給前及び受給後の生活費が必要な方については、状況により社会福祉協議会の生活福祉資金（総合支援資金）や臨時特例つなぎ資金を活用することができます。

※ 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会のページを参照してください。

3 就労訓練事業

就労訓練事業は、「働きたいのに働く場となかなかつながらることができない」「働きたいけど家庭の事情があって短時間からしか働けない」「すぐには一般企業で働くのは難しい」など、さまざまな事情から今すぐに一般企業等で働くことが難しい方に対して、訓練として就労体験や、支援付きの雇用を提供する事業です。

神奈川県から認定を受けている市内の就労訓練事業を行う事業所は、次のとおりです。

事業所名称	事業所所在地	訓練内容
貴峯荘ワークピア	平塚市達上ヶ丘	クリーニング訓練、介助・介護訓練
平塚ふじみ園	平塚市四之宮	主に清掃作業及び洗濯作業を就労訓練として体験
しんわろネッサンス	平塚市上吉沢	自動車部品の組立作業、農産品加工製造作業、農園芸作業等

就労訓練事業の利用を希望される方は、「くらしサポート相談」へご相談ください。

4 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者や住居を退去しなければならないような生活困窮者に対して、原則3か月間、最大で6か月間、宿泊場所と衣食を提供することで安定した生活が営めるよう、相談支援を通じて自立をめざす事業です（収入、金融資産基準額は住居確保給付金と同様です）。この事業は、NPO法人湘南ライフサポート・きずな（本部・藤沢市）に委託しています。なお、一時生活支援事業は、自立相談支援事業と一体的に行うため、利用を希望される方は、「くらしサポート相談」へご相談ください。

5 就労準備支援事業

様々な理由で就労経験が少ない、離職してから久しい、働いた経験が無い方などを対象に、支援プログラムを通して、できる体験を増やし、就労への自信を高めることを目指す事業です。この事業は、平塚市就労準備支援事業共同企業体に委託しています。なお、就労準備支援事業は、自立相談支援事業と一体的に行うため、利用を希望される方は、「くらしサポート相談」へご相談ください。

6 家計改善支援事業

経済的に困窮又は困窮するおそれがあり、家計に関して困りごとを抱えた方を対象に、家計改善支援員とともに家計の状況を把握して、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生し、生活困窮状態となることを予防することを目指す事業です。この事業は、生活クラブ生活協同組合に委託しています。なお、家計改善支援事業は、自立相談支援事業と一体的に行うため、利用を希望される方は、「くらしサポート相談」へご相談ください。

7 お問い合わせ

平塚市くらしサポート相談 浅間町9番1号（市役所本館1階128番窓口）

電話21-8813（直通）

月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 8時30分から17時まで

7 災害救助事業

1 災害弔慰金・見舞金について

(1) 目 的

災害により被害を受けた市民に対し弔慰金又は見舞金を支給し、被災見舞の意を表わし、物的、精神的痛手を緩和するための一助をなすことを目的としています。

(2) 条件及び対象

ア 大規模災害…暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波などの異常な自然現象により平塚市内で5世帯以上が滅失した災害をいいます。原則として、平塚市災害弔慰金の支給等に関する条例を適用します。

イ 小災害…自然災害及び火災その他これに準ずる災害をいいます。平塚市災害見舞金等支給要綱を適用します。

ウ 市民…災害により被害を受けた当時、平塚市の住民基本台帳に記録されている者かつ居住している者をいいます。

(3) 災害弔慰金及び災害傷害・障害見舞金の額

死亡者	弔慰金額	
	小災害	大規模災害
生計中心者	75万円	500万円
その他	50万円	250万円

	傷害見舞金	障害見舞金
	小災害	大規模災害
生計中心者	5万円	250万円
その他		125万円

※災害弔慰金は亡くなった市民の遺族に支給します。

※傷害見舞金は3週間以上の入院治療が行われた場合、障害見舞金は条例に定める障害が残った場合に支給します。大規模災害時でも、3週間以上の入院治療が行われたが、条例に定める障害が残らなかった場合は、小災害の傷害見舞金を支給します。

(4) 建物損害見舞金の額

区 分		金 額	
全焼又は全壊	住 家	1人世帯	50,000円
		2人以上世帯	80,000円
	住家以外の建物	30,000円	
半焼又は半壊	住 家	1人世帯	30,000円
		2人以上世帯	50,000円
	住家以外の建物	20,000円	
消火損害、床上浸水又は土砂等のたい積	住 家	1人世帯	20,000円
		2人以上世帯	30,000円
	住家以外の建物	20,000円	

※被災者生活再建支援制度による支給を受けた場合は、支給しません。

※住家に対する被害では、居住していた世帯主（世帯主が亡くなっている場合は、同一世帯の遺族）が対象となります。また、住家以外の建物に対する被害では、使用していた個人事業主が対象となります。

（５）申請方法

大規模災害時の条例による弔慰金や障害見舞金は、原則申請は不要です。被災者台帳から対象者を抽出します。

小災害時の要綱による弔慰金、傷害見舞金や損害見舞金は、申請書に必要書類を添付し、福祉総務課福祉総務担当への提出が必要です。提出期限は、災害の発生した日から原則として３か月以内です。

2 災害援護資金の貸付けについて

災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた場合は、被害を受けた市民の生活の安定のため及び生活の立て直しに資するために、平塚市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害援護資金の貸付けが行われます。

3 被災者生活再建支援制度について

概ね１０戸以上が全壊した自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により住宅が全壊、半壊、住宅の敷地に被害が生じたことによる住宅の解体、長期避難又は大規模半壊した世帯に対して支援金を、神奈川県が被災者生活再建支援法に基づき支給します。支給額は、下記の２つの支援金の合計額になります。（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３／４になります。）

（１）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
支給額	１００万円	５０万円

（２）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
支給額	２００万円	１００万円	５０万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円。

4 日本赤十字社災害被災者援護について

日赤平塚市地区から火災、風水害、地震等の災害被災者に対し、見舞金、弔慰金、援護物資（毛布、タオル、日用品など）が支給されます。

5 お問い合わせ

福祉総務課福祉総務担当 電話２１－９８６２（直通）

8 戦没者の遺族・戦傷病者等の援護

(恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法)

国家補償の精神に基づき、公務に関連して負傷し、若しくは疾病にかかった旧軍人、旧軍属等であつた方、又はこれらの方の遺族を援護します。

1 恩給法による援護について（旧軍人）

(1) 傷病恩給（増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給）

旧軍人で、公務傷病等により障害を有することとなつた方へ傷病恩給が支給されます。

(2) 公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料

旧軍人・旧準軍人で傷病恩給受給者の遺族へ支給されます。

(3) お問い合わせ

総務省 電話 03-3202-1111（代表）

恩給相談専用電話 03-5273-1400

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護について

(1) 障害年金、障害一時金

旧軍属、旧準軍属で、公務傷病等により障害を有することとなつた方へ障害年金・障害一時金が支給されます。

(2) 遺族年金、遺族給与金

公務傷病により障害年金等を受けていた旧軍属・旧準軍属の遺族へ遺族年金、遺族給与金が支給されます。

(3) 弔慰金

昭和12年7月7日の日華事変以後に公務傷病等にかかり、昭和16年12月8日の太平洋戦争開始以後に死亡した旧軍属及び旧準軍属の遺族に支給されます。

(4) お問い合わせ

厚生労働省社会・援護局 電話 03-5253-1111（代表）

3 戦傷病者特別援護法による援護について

戦傷病者特別援護法による援護措置は、戦傷病者手帳が交付されている方に対して適用されます。

(1) 援護の種類と内容

ア 療養の給付

イ 療養手当の支給

ウ 葬祭費の支給

エ 補装具の支給及び修理

オ JR線の乗車（船）券引換証の交付

(2) お問い合わせ

４ 戦傷病者等の妻に対する援護、戦没者等の遺族に対する援護（各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づく援護）について

（１）戦傷病者等の妻に対する特別給付金

公務傷病等により障害を有することとなった軍人軍属等の日常生活上の介護及び看護、家庭の維持等のために払ってきた戦傷病者の妻の特別な精神痛苦に対して、国として特別な慰藉をするために特別給付金国庫債券が支給されます。

（２）戦没者等の妻に対する特別給付金

満州事変（昭和６年９月１８日）以降の戦争において、軍人軍属等として公務上又は勤務に関連した傷病により死亡した者の妻に、夫を失ったことによる精神的痛苦を緩和するため、残された妻に対し記名国債で特別給付金国庫債券が支給されます。

（３）戦没者の父母等に対する特別給付金

満州事変（昭和６年９月１８日）以降の戦争において、軍人軍属等としての公務等により最後の子又は孫を亡くされた父母等の皆様に特別給付金国庫債券が支給されます。

（４）戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

満州事変（昭和６年９月１８日）以降、軍人軍属等としての公務等により死亡した戦没者等の遺族の方で、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する方がいない場合に当該戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金国庫債券が支給されます。

（５）お問い合わせ

福祉総務課福祉総務担当 電話２１－９８６２（直通）

５ 国債の担保貸付及び特別買上償還について

戦没者等の妻及び父母等に対する特別給付金、戦没者の遺族に対する特別弔慰金等、国債の担保貸付及び買上償還が行われています。条件については、次のとおりです。

（１）担保貸付

国債記名者が事業資金を必要とすること。

（２）特別買上償還

生活保護法に規定する保護を受けている者、又は生活保護を受けていないが著しく生活に困窮している者で、福祉事務所長が保護を要する状態に陥るおそれがあると認めた者であること。

（３）お問い合わせ

福祉総務課福祉総務担当 電話２１－９８６２（直通）

６ 中国帰国者等の援護について

（１）帰国者援護（永住・一時帰国者）

中国からの帰国者等に対し、空港等に出迎えをし、旅費等が支給されます。永住帰国者に対しては、さらに自立支度金等が支給されます。

（２）帰国者生活支援等

生活習慣・社会制度の異なる中国から引き揚げた帰国者が、日本での円滑な社会生活を営むことができるよう諸問題の相談に応じ、必要な助言・指導を行って

います。

(3) お問い合わせ

生活福祉課 電話 23-1111 (代表)

内線 2225、2152、2209、2210

7 平塚市戦争犠牲者を追悼し平和を祈念する集いについて

(1) 内 容

戦没者と空襲による戦災殉難者の慰霊及び恒久平和を祈念することを目的として、毎年10月に戦争犠牲者を追悼し、平和を祈念する集いを実施しています。

(2) お問い合わせ

福祉総務課福祉総務担当 電話 21-9862 (直通)

9 原子爆弾被爆者慰問金

1 目的

原子爆弾の投下により被爆した方に対し原子爆弾被爆者慰問金を支給し、その方の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に資することを目的として実施するものです。

2 支給対象者

基準日（毎年6月1日）において平塚市に居住し住民票のある方で、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている方。

3 給付額

1人につき 年額5,000円

4 お問い合わせ

福祉総務課福祉総務担当 電話 21-9862（直通）
FAX 21-9742

10 高齢者福祉

1 「高齢者のためのガイドブック」について

高齢者福祉に関する情報を取りまとめた「高齢者のためのガイドブック」を作成し、公開・配布をしています。「ガイドブック」の見出しは次のとおりとなっていますので、詳細については「ガイドブック」をご覧ください。

「高齢者のためのガイドブック」見出し

- ◆ 相談窓口
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ◆ 地域で取り組む健康チャレンジ
- ◆ 医療・認知症
- ◆ 家族介護者支援
- ◆ 安心して快適な暮らしのために
- ◆ 高齢者向け施設・住まい
- ◆ 介護保険サービスの利用

2 「高齢者のためのガイドブック」の配布場所

- ・ 高齢福祉課 平塚市役所本庁舎1階 120番窓口 電話 21-9622（直通）
- ・ 高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター） 市内13か所（120ページ参照）

3 「高齢者のためのガイドブック」の公開アドレス

- ・ アドレス
https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page-c_01756.html
- ・ 平塚市ウェブ
トップページ＞健康・福祉＞福祉＞高齢者＞高齢者のためのガイドブック
- ・ QRコード



1 1 障 がい 者 福 祉

1 「障がい福祉の制度案内」について

障がい者福祉については、平塚市障がい福祉課が「障がい福祉の制度案内」（以下、制度案内）を作成し、公開・配布しています。制度案内の見出しは次のとおりとなっていますので、各制度の詳細については、制度案内を御覧ください。

・制度案内 見出し

- 1 障害者手帳の交付について
- 2 相談について
- 3 各種手当・年金について
- 4 医療について
- 5 補装具・日常生活用具等について
- 6 障害福祉サービス
- 7 その他の助成制度について
- 8 日常生活の援助
- 9 各種公共料金の割引と税金の免除制度について
- 10 その他
- 11 平塚市の公共施設の個人利用料金の減免

2 「障がい福祉の制度案内」の配布場所

障がい福祉課	場所	平塚市役所本庁舎 1 階	1 2 6 番窓口
	電話	2 1 - 8 7 7 4（直通）	ファクス 2 1 - 1 2 1 3

3 「障がい福祉の制度案内」の公開アドレス

・アドレス

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page45_00005.html

・平塚市ウェブ

トップページ＞健康・福祉＞福祉＞障がい者＞2 障がい福祉の制度案内

・2次元コード



12 生活保護

生活保護制度は、生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障することだけでなく、さらに積極的にそれらの方々の自立の助長を図ることを目的としています。そして、この自立の助長は、最低限度の生活の保障とともに、この制度をつらぬく大原則となっています。

1 保護の判定

保護を受けるときには、その要件として、資産、能力を活用し、さらに私的扶養、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合にはじめて保護が行われます。

要否の判定は、厚生労働大臣が決めた保護基準と保護を受けようとする家庭の得ている収入との対比によって決められます。

2 生活保護の種類

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があります。

(1) 生活扶助

日常生活の需要を満たすために必要なもので、衣食費、移送費などが支給されます。

生活扶助基準額（月額）【1級地—②平塚市用】

A 基準額(R6基準)					B 生活扶助本体に係る経過の加算											C 冬季加算	
年齢別	第1類	世帯人員	減速率	第2類	年齢別	単身世帯	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人世帯以降	世帯人員	冬季加算
0-2	43,240円	1人	1.0	27,790円	0-2	0円	0円	0円	0円	1,840円	860円	0円	0円	0円	0円	1人	2,630円
3-5		2人	0.87	38,060	3-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2人	3,730
6-11	45,060	3人	0.75	44,730	6-11	0	0	0	0	0	0	0	30	850	790	3人	4,240
12-17	47,790	4人	0.66	48,900	12-17	0	0	0	1,050	2,720	2,250	3,460	4,760	5,640	5,570	4人	4,580
18-19	45,520	5人	0.59	49,180	18-19	0	50	950	2,550	4,060	3,570	4,710	5,940	6,770	6,710	5人	4,710
20-40		6人	0.58	55,650	20-40	0	50	0	1,090	2,680	2,180	3,320	4,550	5,390	5,320	6人	5,010
41-59		7人	0.55	58,920	41-59	0	50	0	0	1,070	570	1,710	2,950	3,780	3,720	7人	5,220
60-64	45,060	8人	0.52	61,910	60-64	0	50	0	0	110	0	120	1,350	2,190	2,120	8人	5,380
65-69		9人		64,670	65-69	0	0	0	0	380	0	370	1,590	2,420	2,350	9人	5,560
70-74	38,690	10人～	0.50	+2,760円ずつ	70-74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10人～	+180円ずつ
75歳以上					75歳以上	1,340	610	0	0	810	240	1,180	2,210	2,900	2,840		
算出方法: A(第1類×第1類減速率+第2類) + B(生活扶助本体に係る経過の加算) + C(冬季加算)を計算後、1円未満の端数を切り捨てた後に10円未満の端数を切上げる。 特別加算(1,000円×世帯人数)及び各種加算(日割り可能分)を加える。日割りの計算後に、日割りしない扶助費を加え、最後に1円未満の端数を切捨てる。																	

算出方法：A（第1類×第1類減減率+第2類）+ B（生活扶助本体に係る経過的加算）+ C（冬季加算）を計算後、1円未満の端数を切り捨てた後に10円未満の端数を切上げる。
 特例加算（1,000円×世帯人数）及び各種加算（日割り可能分）を加える。日割り計算後に、日割りしない扶助費を加え、最後に1円未満の端数を切捨てる。

※11月から3月まで冬季加算が支給されます。

※入院患者日用品費 入院患者は月額23,110円、冬期加算として月額1,000円支給されます。

※一時扶助（被保護者に特別に支給されるもの）

ア 被服費

（ア）布団…保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所したとき。

布団類が全くない場合又は使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

新規購入 21,900円以内

（イ）被服…保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所したとき。

被服を持っていない場合

1人 15,000円以内

(ウ) 新生児被服等…出産を控えて産着等を必要とする場合

55,600円以内

(エ) 寝巻等…入院を必要とする方が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合（病衣貸与加算の承認されている医療機関へ入院する場合を除く）

4,700円以内

(オ) おむつ…常時失禁状態にある方でおむつを必要とする場合

25,200円以内

イ 入学準備金

小学校、中学校又は高等学校へ入学する際の入学準備を必要とする場合

(ア) 小学校 64,300円以内

(イ) 中学校 81,000円以内

(ウ) 高等学校 87,900円以内

ウ 家具什器

長期入院後退院する単身者、災害被災者、転居の場合

34,400円以内

エ 配電設備

はじめて配電設備を新設する場合

オ 水道等設備

井戸水が飲用に適しない等水道がどうしても必要な場合

カ 期末一時扶助

越年するための一時金（1級地－2）

毎年12月に1人世帯13,520円、2人世帯22,030円

(2) 住宅扶助

生活に困窮している方が家賃、間代、地代等を支払う必要があるとき、及び補修その他住宅を維持する必要があるときに行われる扶助です。

基準額 家賃・間代・地代等（月額限度額）

1人	2人	3～5人	6人	7人以上
41,000円	49,000円	53,000円	57,000円	64,000円

補修費等住宅維持費、年額130,000円以内。

(3) 教育扶助

生活に困窮する家庭の児童が義務教育を受けるのに必要な扶助です。

教育扶助基準額

区 分	小 学 校	中 学 校
基準額（月額）	2, 6 0 0円以内	5, 1 0 0円以内
教材費（楽器購入費を含む）	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費（年額）	実費 1 6, 0 0 0円以内	実費 5 9, 8 0 0円以内

（４）医療扶助

生活に困窮している方が、けがや病気で医療を必要とするときに行われる扶助です。

ア 医療扶助基準

国民健康保険の診療方針及び診療報酬に基づき診療に必要な最小限度の額

イ 医療扶助の申請

保護変更申請書（傷病届）に必要事項を記載のうえ、福祉事務所へ提出します。福祉事務所は医療機関あての医療券又は医療要否意見書を発行します。

（５）介護扶助

困窮のため最低限度の生活を維持できない要介護者及び要支援者に対して行われる扶助です。

（６）出産扶助

生活に困窮している方が出産をするときに行われる扶助です。

ア 基準額

区 分	基 準 額
出産に要する費用	3 1 1, 0 0 0円以内

イ 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院（８日以内の実入院日数）に要する必要最小限度額を基準額に加算します。

ウ 衛生材料費を必要とする場合は、6, 1 0 0円の範囲内の額を基準額に加算します。

（７）生業扶助

ア 生業に必要な資金、器具や資料を購入する費用又は技能を習得するための費用若しくは就労のための費用等を必要とするときに行われる扶助です（原則として金銭をもって支給されます）。

基準額

区 分	基 準 額
生 業 費	4 7, 0 0 0円以内
技能修得費	8 9, 0 0 0円以内
就職支度費	3 4, 0 0 0円以内

技能修得費は、その期間が１年以内の場合において、１年を限度として算定します。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は２年以内とし、１年につき８９，０００円以内の額で算定します。

イ 高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、高等学校等就学費が支給され正規の就学年限に限り認定します。

基準額

区 分	基 準 額
基本額（月額）	５，３００円
教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
授業料、入学料等	県立高等学校における額以内の額
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
学習支援費（年額）	実費８４，６００円以内

（原則として金銭をもって支給されます。）

（８）葬祭扶助

生活に困窮している方が葬祭を行う必要があるとき行われる扶助です。

基準額

ア 大人 ２１５，０００円

イ 小人 １７２，０００円

3 最低生活費

平塚市（１級地－２）の標準３人世帯の保護基準による最低生活費は次のとおりです。

ただし、世帯構成が３３歳の男、２９歳の女、４歳の子の一般居宅世帯の例です。

（１）生活扶助費…１５２，６８０円

（２）住宅扶助費…５３，０００円以内（３～５人）

（ただし、特別の場合一定額の範囲内で実費を支給）

このほか保護を受ける世帯の状況に応じて、一定の扶助費が加算される場合があります。また、医療、出産に必要な費用、教育、生業等を行うのに必要な経費について扶助費が支給されます。

4 保護の申請

保護は原則としてこれを受けようとする方の申請によって開始されますが、特に急迫した状態にある方に対しては、職権で保護を開始することができます。

5 保護の決定

福祉事務所は、生活に困窮している方から申請を受け、その家庭を社会福祉主事が訪問して実

状を調査したうえ、その家庭の収入を認定し、保護の基準額に対して不足する分について保護を行います。

なお、実状調査に際しては必要に応じ民生委員の協力を得る場合があります。

6 加 算

生活保護基準には、保護を受ける世帯の状況に応じて、各種の加算をつけることが認められます。

※加算額（１級地）

（１）妊産婦加算

- ア 妊娠６か月未満 ９，１３０円
- イ ６か月以上 １３，７９０円
- ウ 産 婦 ８，４８０円

（２）障害者加算（居宅の場合）

- ア 障害等級表の１級若しくは２級又は国民年金法施行令別表に定める１級のいずれかに該当する障がいのある方 月額２６，８１０円
- イ 障害等級表の３級又は国民年金法施行令別表に定める２級のいずれかに該当する障がいのある方 月額１７，８７０円

（３）在宅患者加算

在宅患者で現に療養に専念している方が栄養補給を必要とする場合
１３，２７０円

（４）児童養育加算

０歳から１８歳まで １０，１９０円

※その他、児童に係る経過的加算あり

（５）母子加算

- 児童１人 １８，８００円
- 児童２人 ＋４，８００円
- 児童３人以上 ＋２，９００円（１人増す毎に加算）

※その他、母子世帯に係る経過的加算あり

7 勤労控除

収入を認定する際には、収入の全部が認定されるのではなく、働いて得た収入については一定の範囲内で控除が認められます。

（１）基礎控除…収入金額の区分に応じて一定額の基礎控除が認められます。

（２）その他の控除…新規就労控除、未成年者控除等の控除があります。

8 就労自立給付金

就労により生活保護から脱却すると税・社会保険料等の負担が生じるため、保護受給中の就労収入のうち収入認定された金額の範囲内で、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った

時に支給する制度です。

支給上限額 単身世帯 10万円 複数世帯 15万円
(最低給付額 単身世帯 2万円 複数世帯 3万円)

9 進学・就職準備給付金

進学準備給付金は、大学や短期大学等への進学に伴い世帯分離となる方、又は生活保護世帯と同一の住居に居住しなくなること等により生活保護を必要としなくなる方へ、就職準備給付金は、安定した職業等に就くことにより、生活保護を必要としなくなる方へ新生活の立ち上げ費用として支給する制度です。

支給上限額 転居する者 30万円 その他の者 10万円

10 指定医療機関

医療を必要とする被保護者を診察、治療及び看護をする医療機関は、厚生労働大臣又は知事の指定した医療機関となり未指定の医療機関では受診はできません。

1.1 介護扶助指定介護機関

介護を必要とする被保護者の介護サービスを行う介護機関は、知事の指定した介護機関となり、未指定の介護機関ではサービス利用はできません。

1.2 非課税その他の減免

生活保護を受けている家庭については、各種減免措置があります。

- (1) 市県民税の非課税
- (2) 固定資産税、都市計画税の減免
- (3) 国民年金保険料の免除
- (4) NHK受信料の免除

1.3 お問い合わせ

生活福祉課	電話 23-1111 (代表)
保護第一担当、保護第二担当、保護第三担当	内線 2225、2152、2209、2210
援護担当	内線 2190、2562

13 介護保険

介護保険制度は、ねたきりや認知症により介護や支援が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的な介護サービスを提供する仕組みです。

1 保険者について

(1) 内 容

地域住民に身近な行政主体である市町村が保険者（運営主体）となるため、原則として、平塚市が介護保険の保険者となります。国・県・市からの公費と被保険者からの保険料を財源として介護保険制度を運営します。

(2) お問い合わせ 介護保険課 電話 21－8790（直通）

2 被保険者（加入者）について

(1) 対 象

原則として、平塚市に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者及び65歳以上の全ての方が、本市の介護保険の被保険者となります。

(2) 内 容

介護保険の被保険者は、ねたきりや認知症により介護や支援が必要になったときに保険給付が受けられます。ただし、身体障害者福祉法等に規定する障がい者支援施設や生活保護法に規定する救護施設等の適用除外施設に入所、入院している方は、被保険者とはなりません。

被保険者は、次のように年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者とに分かれます。

ア 第1号被保険者…65歳以上の方

イ 第2号被保険者…40歳以上65歳未満の医療保険加入者

第1号被保険者と第2号被保険者とでは、介護保険のサービスを受けられる条件や保険料に違いがあります。

(3) 資格取得又は喪失の届出（原則として第1号被保険者のみ）

ア 本市に転入することにより資格を取得する場合

市民課を経て介護保険課で手続きをしてください。介護保険被保険者証、介護保険料納入通知書を後日郵送します。

イ 他市に転出することにより資格を喪失する場合

市民課を経て介護保険課で手続きをしてください。介護保険被保険者証等を返還していただきます。要介護（要支援）認定を受けている方については受給資格証明書を発行します。また、介護保険料の還付金が発生する場合がありますので、その際には、被保険者の口座情報（預金通帳等）が必要になります。

ウ 死亡した場合

介護保険課へ介護保険被保険者証等を返還していただきます。また、介護保険料の還付金が発生する場合がありますので、その際には、相続人代表の口座情報（預金通帳等）が必要になります。

エ その他、住所の異動等があった場合

市民課を経て介護保険課で手続きをしてください。介護保険被保険者証の差し替えを行います。

（４）お問い合わせ 介護保険課介護保険料担当 電話 ７１－５２３８（直通）

３ 介護保険料について

（１）内 容

介護保険の給付に必要な費用（利用者負担分を除く。）は、その半分以上を公費（国・県・市）で、残りの半分以上を４０歳以上の被保険者の介護保険料で賄うことになっています。

６５歳以上の方（第１号被保険者）と４０歳から６５歳未満の方（第２号被保険者）では、保険料の算定方法や納付方法が異なります。

ア 第１号被保険者の保険料

保険者（平塚市）が、介護サービスの提供量等を基に介護保険事業費を推計し決定します。

（ア）保険料額

本人の前年の収入や所得、世帯の課税状況などに応じて設定し、所得の低い方は負担が重ならないよう保険料が軽減される仕組みになっています。

（イ）納付方法

原則、年金から特別徴収（天引き）され、それ以外の方は口座振替や市から送られる納付書で個別に金融機関等へ納めることになります。

イ 第２号被保険者の保険料

（ア）保険料額及び納付方法

加入している医療保険の算定方法によって計算され、医療保険料に上乗せして、納めることになります。

（２）お問い合わせ 介護保険課介護保険料担当 電話 ７１－５２３８（直通）

４ 要介護(要支援)認定について

（１）要介護（要支援）認定の申請について

介護保険を使って、介護サービス（介護予防サービス）を利用しようとするときは、市へ要介護（要支援）認定の申請をしてください。申請要件は次のとおりです。

ア 介護サービスが必要になった６５歳以上の方（第１号被保険者）は、その原因を問わず申請することができます。

イ ４０歳以上６５歳未満の方（第２号被保険者）は、初老期における認知症、

脳血管疾患など加齢が原因とされる１６種類の病気により介護サービス（介護予防サービス）が必要となった場合、申請することができます。

申請は御本人、御家族以外に指定居宅介護支援事業者、高齢者よろず相談センター（※）などへ代行を依頼することもできます（市内指定居宅介護支援事業者リストは、介護保険課窓口に用意してあります。）。

（※高齢者よろず相談センターとは、地域包括支援センターのことです。）

（２）要介護（要支援）認定について

申請に基づいて、認定調査員が訪問し、御本人の状態を調査します。この調査結果と主治医から提出される意見書を全国共通のコンピュータソフトに入力して一次判定を行います。一次判定の内容と認定調査員の特記事項及び主治医意見書とを併せて、医師等の専門家で構成される介護認定審査会により審査判定（二次判定）が行われます。この判定に基づき認定結果を通知します。

要介護度が要支援１、２（介護予防給付対象者）及び要介護１～５（介護給付対象者）までの７区分によって、利用できるサービスの量や内容が異なります。

（３）認定の有効期間と更新申請等について

認定の有効期間は原則として新規認定・区分変更が６か月間、更新認定が１２か月間です。ただし、介護認定審査会の意見に基づき必要と認める場合、有効期間を原則よりも短く又は長く定めることがあります（新規認定・区分変更３か月から１２か月、更新認定３か月から４８か月）。

更新申請は、有効期限の６０日前から受け付けます。また、身体の状態が著しく変化したときは、更新時期前でも要介護（要支援）状態の区分変更の申請をすることができます。

（４）介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）について

要介護（要支援）認定を受けた方で、要介護１～５（介護給付の対象者）の方は居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）に、要支援１、２（介護予防給付の対象者）の方は高齢者よろず相談センターに、それぞれどのようなサービスを利用するか相談し、サービス計画を作ってもらいます。

利用者は、在宅でサービスを受ける場合、要介護状態区分に応じて支給限度基準額の範囲内で介護支援専門員（ケアマネジャー）の助言を受けて心身の状態、家庭の状況等に適したサービスを選ぶことができます。

なお、介護サービスの計画作成には、利用者の費用負担はありません。

（５）お問い合わせ

（１）から（３）は介護保険課介護認定担当 電話 ７１－５２３７（直通）

（４）は介護保険課介護給付担当 電話 ２１－８７９０（直通）

５ 介護保険の給付について

（１）介護給付・介護予防給付

要介護者や要支援者が居宅サービスを利用した場合、また要介護者が施設サービス（要支援者は利用できません。）を利用した場合に、利用者の負担割合に応じ

てサービス費用の 9 割から 7 割分が介護保険から支給されます。

要支援 1 及び要支援 2 の方については、適切なサービスの利用により心身の状態がより良くなる可能性が高いことから「介護予防サービス」を受けます。

※要支援 1、2 の方は○印のついたサービス、要介護 1～5 の方は△印がついたサービスが受けられます。○△印のついたサービスはどちらの方でも受けられます。

ア 居宅サービス

(ア) △訪問介護（ホームヘルプサービス）

(イ) ○△訪問入浴介護

(ウ) ○△訪問看護

(エ) ○△訪問リハビリテーション

(オ) ○△居宅療養管理指導

(カ) △通所介護（デイサービス）

(キ) ○△通所リハビリテーション（デイケア）

(ク) ○△短期入所生活介護（ショートステイ）

(ケ) ○△短期入所療養介護（ショートステイ）

(コ) ○△福祉用具貸与（要支援 1、要支援 2、要介護 1～3 の方は給付対象外の品目があります。詳しくはケアマネジャー又は市に御相談ください。）

(サ) ○△特定施設入居者生活介護

イ 居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援、介護予防支援（介護サービス計画、介護予防サービス計画の作成費用）についての利用者負担はありません。

(ア) △要介護 1～5 と認定された場合

居宅介護支援事業者が利用者の依頼を受けて、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、実際に計画どおりサービスが受けられるようサービス提供事業者と連絡調整します。

(イ) ○要支援 1、2 と認定された場合

高齢者よろず相談センターが利用者の依頼を受けて、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、生活機能の維持・向上を目指すという目的を明確にし、利用者ができることは自分で行い、できないことをサービス提供事業者などの手助けを受けて、心身の改善を図ります。

ウ 施設サービス

※要支援の方は利用できません。

(ア) △介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

…原則要介護 3 以上の方が入所できます。

(イ) △介護老人保健施設

(ウ) △介護療養型医療施設

(エ) △介護医療院

エ 地域密着型サービス

- (ア) △定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (イ) △夜間対応型訪問介護
- (ウ) △地域密着型通所介護
- (エ) ○△認知症対応型通所介護
- (オ) ○△小規模多機能型居宅介護
- (カ) ○△認知症対応型共同生活介護（要支援2以上の方が利用できます）
- (キ) △地域密着型特定施設入居者生活介護
- (ク) △地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (ケ) △看護小規模多機能型居宅介護

オ 高額介護サービス費の支給

居宅サービスと施設サービスに対して支払った利用者負担（食事の一部負担や保険給付外の費用は含まれません。）が、上限額を超えたときは、超えた部分について介護保険から払い戻しされます。

支給対象となった方には、「高額介護サービス費支給申請書」等を送付します。なお、申請の手続以後、支給対象となった場合には、手続の際に指定された口座へ自動的に支給振込をいたします。

カ 福祉用具購入費の支給

入浴や排泄等に用いる福祉用具を購入したときは、利用者の負担割合に応じて購入費用の9割から7割相当額が支給されます。ただし、限度額は毎年4月から1年ごとに10万円（自己負担分を含む。）となります。

支払方法は償還払いとなりますので、一度、費用の全額を支払った後に申請して9割から7割分を請求します。

キ 住宅改修費の支給

手すりの取り付け等の住宅改修を行ったときは、利用者の負担割合に応じて改修費用の9割から7割相当額が支給されます。ただし、限度額は20万円（自己負担分を含む。）となります。

なお、支給を受けるには工事前の事前審査を経て、改修後に支給申請をしなければなりません。

支払方法は福祉用具購入費の支給と同様の償還払いと、また別に受領委任払いがあります。受領委任払いは自己負担分を被保険者が市に登録している施工業者に支払い、残りは市が直接当該施工業者に支払います。

(2) お問い合わせ 介護保険課介護給付担当 電話 21-8790（直通）

6 介護サービス相談員派遣事業

(1) 対 象

介護保険施設等の介護サービスを利用している要支援・要介護者

(2) 内 容

市から委嘱された介護サービス相談員が介護保険施設等を訪問し、介護サービス等に関する疑問や不満を聞きながらサービスの実態等を把握し、苦情に至る事

態を未然に防止できるよう事業所や市に提言します。

(3) お問い合わせ 介護保険課介護給付担当 電話 21-8790 (直通)

7 高額医療・高額介護合算制度について

(1) 内 容

同一世帯の被保険者において、年間の医療費と介護費を合算した額が自己負担限度額を超えた場合、超えた分を按分した額がそれぞれ医療保険者からは高額介護合算療養費として、介護保険者からは高額医療合算介護サービス費として支給される制度があります。

毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分ごとに自己負担額が設定されており、8月1日～翌年7月31日までの一年間の自己負担額を合算して計算します。支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です。

(2) お問い合わせ

・介護保険については、

介護保険課介護給付担当 電話 21-8790 (直通)

・国民健康保険については、

保険年金課資格給付担当 電話 21-8776 (直通)

・後期高齢者医療制度については、

保険年金課後期高齢者医療担当 電話 21-9768 (直通)

8 介護保険に関する相談等

(1) 介護サービスに関する苦情・相談

介護サービスの利用に不満や苦情があるときの窓口は、次のとおりです。

ア サービス提供事業者

イ 居宅介護支援事業者・介護予防支援事業所（高齢者よろず相談センター）

ウ 平塚市介護保険課 電話 21-8790 (直通)

エ 神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連合会）

介護保険課 介護苦情相談係

電話 045-329-3447

オ 神奈川県 高齢福祉課 電話 045-210-1111 (代表)

在宅サービスグループ（居宅） 内線 4842

福祉施設グループ（特養） 内線 4854

保健・居住施設グループ（老健等） 内線 4859

(2) 要介護認定、保険料の賦課等の相談

要介護認定や保険料の賦課等について疑問があるときは、まず平塚市介護保険課に御相談ください。

・認定に関することについては、

介護保険課介護認定担当 電話 71-5237 (直通)

・保険料の賦課等については、

介護保険課介護保険料担当 電話 71-5238 (直通)

1 4 児童・母子（父子）福祉

1 保育

1 保育所について

保育所とは、児童福祉法に基づき日々保育の必要性がある児童（生後2か月（※1）から就学前まで）を保護者にかわってお預かりする児童福祉施設です。

※1 受け入れ可能な月齢は、施設によって異なります。

2 地域型保育について

地域型保育とは、児童福祉法で児童福祉施設として位置づけられる「認可保育所」とは法令上の位置づけが異なり、原則0～2歳児の子どもにきめ細やかな保育をするための事業です。定員19人以下で通常の保育所に比べ、小規模な施設型保育である「小規模保育」の他、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4つを総称した保育事業です。

3 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき設置される、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。保育の必要性がある0～2歳児（※）については、夕方までお預かりし、3～5歳児（※）については昼過ぎ頃までの教育時間及び保育が必要な場合は夕方までお預かりします。

※ 0～2歳児の受け入れ可能な月齢は施設によって異なります。

また、対象が3歳（または満3歳）からの施設もあります。

4 認定制度

保護者の申請により、保育の必要性に応じた区分を市が認定します。

（1）保育の必要性の認定区分

1号認定 満3歳以上の小学校就学前子ども（2号認定、3号認定に該当するものを除く）

（利用先：新制度移行幼稚園、認定こども園）

2号認定 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育の必要な事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

（利用先：認可保育所、認定こども園）

3号認定 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保育の必要な事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

（利用先：認可保育所、認定こども園、地域型保育）

※保育の必要な事由 就労・妊娠・出産・疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、育児休業中の継続利用等（子ども・子育て支援法施行規則による）

※「幼児教育・保育の無償化」により、保育の必要性がある人が、一時預かり、幼稚園の預かり保育、私学助成型幼稚園、認可外保育施設などを利用した場合は別の認定区分となります。

(2) 保育の必要量に応じた利用時間

保育を必要とする量（事由）により利用時間が2つに分かれます。

保育標準時間（最大11時間）

保育短時間（最大8時間）

(3) 保育の実施基準

保育所、地域型保育、認定こども園の保育部分への入所は、保護者が次のいずれかに該当し、当該就学前子どもの保育が必要であると認められる場合に行います。

就 労	居宅外・居宅内で就労をしている場合（月に60時間以上〈休憩時間含む〉）
妊 娠・出 産	出産前後の場合（利用期間は出産予定月の1か月前から数えて4か月間）※1
疾病・障がい	ご家庭での保育が困難な病気、ケガまたは障がいがある場合
介 護・看 護	親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護・看護している場合（月に60時間以上）
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
求 職 活 動	継続して活動（起業準備を含む）している場合 （求職活動中に入所した場合、利用期間は入所月を含んだ3か月間）※2
就 学	職業訓練校等における職業訓練を含む（月に60時間以上〈休憩時間含む〉）
育児休業中の 継 続 利 用	育児休業取得時、既に保育所等に入所している子どもがいて継続利用が必要である場合 ※3
そ の 他	上記に類する状態として市長が認める場合

※1 予定月から出産が遅れた場合、終期を出産月から数えて3か月後の月末までとします。

※2 3か月以内に就労を開始し、就労証明書及び教育・保育給付認定申請書を平塚市役所保育課へ提出した場合、4か月目以降も継続して入所することができます。

※3 ①下の子が1歳に達する月の月末までは上の子の継続利用ができます。

②下の子の保育所等入所申込をしたが、入所できなかった場合には、下の子が最大2歳に達する月の月末までは上の子の継続利用ができます。

③上の子が5歳児クラスに在籍している場合、育児休業中であれば卒園まで継続利用ができます。

④下の子が1歳に達した翌月以降の保育所等の入所が内定したにもかかわらず、その内定を辞退した場合、上の子は退所となります。

(4) 保育料

保護者の課税状況（市民税額）によって平塚市が定める費用徴収基準により保育料を負担していただきます。

※「幼児教育・保育の無償化」により、保育所、認定こども園、幼稚園などに通う3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、保育料が無償化となります。詳しくは、「平塚市ホームページ」をご覧ください。

(5) 保育所等

巻末の社会福祉施設等一覧を参照してください。

(6) お問い合わせ 保育課保育担当 電話21-9612（直通）

2 助産施設

(1) 内 容

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせることを目的とする施設です。申請する場合は所得制限があります。

(2) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

3 相談・支援

1 こども総合相談について

子どもに関する不安や悩みの相談を受ける窓口です。相談機関の選択に迷ったらず、こども総合相談窓口に相談してください。

窓口には、社会福祉士、家庭児童相談員等を相談員として配置しています。必要に応じ、関係機関と連携をとり、妊娠中から18歳未満の子どもを持つ保護者、家族などの相談を受けます。

(1) 相談内容

- ア 育児相談
- イ 子育て情報の紹介
- ウ 養育困難や虐待などに関する相談
- エ いじめ、不登校、しつけ等に関する相談
- オ ひとり親家庭の相談
- カ ヤングケアラー全般に関する相談

(2) 相談方法

月～金曜日 8時30分～17時

電話や来所により相談を受けます。

(3) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

※相談内容によっては専門相談員が次の相談を受けます。

2 母子・父子相談

母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子及び寡婦の家庭の福祉に資するため、母子家庭の母親又は父子家庭の父親等に対し、その自立に必要な相談を受けます。

(1) 相談方法

月～金曜日 10時15分～17時

あらかじめ電話での予約をお願いします。

(2) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

3 こども発達支援室くれよんについて

保健師、臨床心理士、社会福祉士などの専門職やことばの相談員を配置し、小学校入学前までのお子さんの発達上の心配や障がいに関する相談をお受けします。また、18歳未満のお子さんの福祉サービスの利用など、成長に合わせた相談もお受けします。発達支援に向けてのより良い方法を保護者の方と一緒に考え、必要に応じて関係機関やグループ指導などを紹介します。

(1) 所在地 追分 1-43

(2) 対 象 18歳未満のお子さんとそのご家族

(3) 相談方法 来所による個別相談（要予約）

月～金曜日 10時～15時

※あらかじめ電話での予約をお願いします。内容によってはお電話でのご相談もお受けできますので、お問い合わせください。（8時30分～17時）

(4) お問い合わせ 平塚市こども発達支援室くれよん 電話 32-2738

4 通所サービスの給付について

児童福祉法に基づいて行われるサービスで、基本的な動作の指導や集団生活への適応、放課後の活動などの支援に対し、給付を行うものです。

ご利用を希望される場合は、「こども発達支援室くれよん」での申請が必要です。

(1) 児童発達支援

日常における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うサービスです。

(2) 放課後等デイサービス

放課後や長期休暇中の居場所づくりと訓練等を行うサービスです。

5 子育て支援事業について

多様化する保育需要に細かく対応するため、保育所等の専門的機能を活用して福祉サービスを行っています。

(1) 子育て支援事業実施施設一覧表

(R5.4.1現在)

施設名		育児相談	一時預かり	開放保育	休日保育
私立	平塚保育園	○	○		
	柳町保育園	○	○	○	
	明石町保育園	○			
	しらゆり保育園	○			
	あさひ保育園	○	○	○	
	横内保育園	○	○	○	
	いずみ保育園	○	○	○	
	金目保育園	○	○		
	八幡保育園	○	○	○	
	愛・八幡保育園	○	○	○	
	大町保育園	○		○	
	ゆうかり保育園	○	○	○	
	中原保育園	○	○	○	
	高村保育園	○	○	○	
	富士見保育園	○	○	○	
	みどり保育所	○	○	○	
	みどり保育所分園 ピッコロ	○		○	
	もんもん保育園	○	○	○	
	苗・もんもん保育園	○	○	○	
	サン・キッズ湘南	○	○	○	○
	真土すばる保育園	○	○	○	
	湘南きらら保育園	○	○	○	
	花・もんもん保育園	○		○	
	サン・キッズ 平塚ステーション	○	○	○	
	湘南みらい保育園	○	○	○	
	湘南平塚 あゆみ保育園	○			
	くまのこ保育園	○			
	サンキッズ金田 ほいくえん	○	○	○	
	花水さくら保育園	○	○	○	
	金目おむすび保育園	○			
	まなびの森保育園平塚	○			

施設名		育児相談	一時預かり	開放保育	休日保育
私立	認定美里・柿の実 こども園	○	○	○	
	認定こども園大野幼稚園	○	在園児のみ		
	認定こども園さなだ幼稚園	○	在園児のみ		
	平塚めぐみこども園	○	在園児のみ	○	
	清水学園付属幼稚園	○	在園児のみ	○	
	認定こども園 大神美里幼稚園	○	○ (3歳児から)	○	
	認定こども園道和幼稚園	○	在園児のみ		
	認定こども園神田幼稚園	○	在園児のみ	○	
	つくし幼稚園	○	在園児のみ	○	
	サンライズキッズ 保育園平塚園	○			
	錦町保育園あねら	○	○	○	
	松風・もんもん保育園	○			
	ぽとふ平塚	○			
	HANAI みらい愛育園 東真土	○			
	MIRATZ 湘南平塚保育園	○	○		
公立	神田保育園	○		○	
	南原保育園	○		○	
	吉沢保育園	○		○	
	しらさぎ保育園	○		○	
	夕陽ヶ丘保育園	○		○	
	若草保育園	○		○	
	大神保育園	○		○	
	港こども園	○	在園児のみ	○	

(2) お問い合わせ 各施設 (※電話番号等は巻末社会福祉施設等一覧を参照してください。)

6 子育て支援センターについて

0歳から就学前のお子さんとその保護者を対象に、子育て家庭が抱える育児不安等の相談、子育て情報の提供及び専門的相談に対する各専門機関との連絡調整等について、アドバイザーを配置して実施しています。また、保護者同士の交流やアドバイザーを囲んで、親子で遊び、情報交換できる場を提供しています。

※利用できる時間や人数を制限し、開所しています。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

(1) 所在地 南豊田381 (豊田分庁舎内)

(2) 開所日時 月曜日から金曜日までの10時から15時まで(12時から13時は閉所)

※祝日及び年末年始は休みです。

(3) お問い合わせ 子育て支援センター 電話／FAX 34-9076

7 つどいの広場について

主に乳幼児(0歳からおおむね3歳まで)のお子さんとその保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で交流を図ることやアドバイザーによる育児相談などを行っています。また、子育てに関する講習などを実施しています。

※祝日及び年末年始は休みです。

※利用できる時間や人数を制限し、開所しています。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

○つどいの広場 もこもこ

(1) 所在地 明石町8-3 (新宿公園南東隣の建物1階)

(2) 開所日時 月曜日から金曜日までの10時から16時まで(12時から13時は閉所)

(3) お問い合わせ 電話21-0995

○つどいの広場 きりんのおうち

(1) 所在地 四之宮2-18-26 (マックスバリュ平塚四之宮店 2階)

(2) 開所日時 月曜日から金曜日までの10時から16時まで(12時から13時は閉所)

(3) お問い合わせ 電話21-3141

○つどいの広場 どれみ

(1) 所在地 公所868 (西部福祉会館 1階子育てサロンスペース)

(2) 開所日時 水曜日から土曜日までの10時から16時まで(12時から13時は閉所)

(3) お問い合わせ 電話50-5525 (西部福祉会館)

○つどいの広場 ぼけっと

(1) 所在地 夕陽ヶ丘22-3 (港こども園 3階)

(2) 開所日時 月曜日から水曜日まで、土・日曜日の10時から16時まで
(12時から13時は閉所)

(3) お問い合わせ 電話74-5680

○つどいの広場 ここにくらす

(1) 所在地 北金目2-25-8 (金目おむすび保育園 1階)

(2) 開所日時 火曜日から木曜日までの10時から15時まで(12時から13時は閉所)

(3) お問い合わせ 電話73-7555

8 ファミリー・サポート・センターについて

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）からなる会員組織です。登録していただいた会員の中から、依頼会員の希望する援助内容に応えることのできる支援会員を紹介します。

（１）会 員

ア 依頼会員（子育ての援助を受けたい方）

市内に在住、在勤又は在学する方で、０歳から小学校６年生までのお子さんの保護者の方

イ 支援会員（子育ての援助を行いたい方）

市内に在住する、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる２０歳以上の方

※センターが実施する講習会を受講していただきます。

ウ 両方会員

依頼会員と支援会員を兼ねる方

（２）援助活動の主な内容

ア 保育所、幼稚園等の開始前又は終了後のお子さんの預かり

イ 保育所、幼稚園等へのお子さんの送迎

ウ 保護者の病気や外出などの際の預かり

エ その他、依頼会員の育児に必要な援助

（３）活動時間

原則として午前６時から午後１０時まで

（４）報 酬

ア 月曜日から金曜日までの７時から１９時まで

１時間あたり７００円

イ 月曜日から金曜日までの上記以外の時間帯

１時間あたり９００円

ウ 土・日曜日、祝日、年末年始の終日

１時間あたり９００円

（５）お問い合わせ ファミリー・サポート・センター

追分１－４３（福祉会館内）電話／ＦＡＸ ３４－７８４４

9 病児・病後児保育室について

病氣中又は病気の回復期のお子さんを専任の看護師・保育士が専用の保育室でお預かりします。

保護者が仕事や病気などの理由により、家庭で保育ができない場合にご利用ください。

利用するには事前に利用登録や予約、医師の診察が必要です。詳細については市ホームページをご覧ください。各施設にお問い合わせください。

○麦・もんもん病児保育室

病氣中又は病気の回復期のお子さんをお預かりします。

（１）所在地 松風町２３－５１－１ ２階

（２）想定疾患 上気道炎、気管支炎、胃腸炎、中耳炎 など

- (3) 利用できない疾患 麻しん、風しん、流行性角結膜熱（はやり目）など
※インフルエンザは治療が開始されていればお預かりします。
- (4) 対象児童 市内在住又は保護者が市内在勤・在学中、生後6か月から小学校6年生までの
お子さん
- (5) 開所日時 月曜日から金曜日までの8時から18時まで
※お盆期間、祝日及び年末年始は休みです。
- (6) 定 員 6名（先着順。受入れ児童の疾患等により、変更する場合があります。）
- (7) 料 金
ア 利用料 1日2,000円
イ 給食・おやつ代 1日 400円
- (8) お問い合わせ 電話75-9677

〇ここいこ すまいるーむ

病氣中又は病氣の回復期のお子さんをお預かりします。

- (1) 所在地 岡崎238-1
- (2) 想定疾患 上気道炎、気管支炎、胃腸炎、中耳炎 など
- (3) 利用できない疾患 麻しん、風しん、流行性角結膜熱（はやり目）など
※インフルエンザは治療が開始されていればお預かりします。
- (4) 対象児童 市内在住又は保護者が市内在勤・在学中、生後6か月から小学校6年生までの
お子さん
- (5) 開所日時 月曜日から金曜日までの8時30分から18時30分まで
※祝日及び年末年始等は休みです。
- (6) 定 員 6名（先着順。受入れ児童の疾患等により、変更する場合があります。）
- (7) 料 金 利用料 1日2,000円
※給食・おやつは、利用者がご持参いただくようお願いいたします。
- (8) お問い合わせ 電話79-5139

〇平塚保育園 病後児保育室「なでしこ」

病氣の回復期のお子さんをお預かりします。

- (1) 所在地 宮の前4-13（平塚保育園に併設）
- (2) 想定疾患 上気道炎、気管支炎、胃腸炎、中耳炎 など
- (3) 利用の目安 ・入室時に熱が38.5℃未満である
・食事や水分を摂ることができる
・激しい咳がなく、呼吸が落ち着いている
・感染症の場合は他児へ感染する恐れが低い状態になっている
- (4) 対象児童 市内在住又は保護者が市内在勤・在学中、生後6か月から小学校3年生までの
お子さん
- (5) 開所日時 月曜日から金曜日までの7時30分から18時30分まで
※祝日及び年末年始は休みです。

(6) 定 員 3名 (先着順)

(7) 料 金

ア 利用料 1日2,000円

イ 給食・おやつ代 1日 400円

(8) お問い合わせ 電話22-0058

4 生活の安定

1 児童手当について

「児童手当」は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。

(1) 支給要件

0歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童（高校生年代までの児童）を養育している方に支給されます。

(2) 手当の額（令和6年10月分から）

児童の年齢	児童手当の額
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代まで	10,000円（第3子以降は30,000円）

(3) 所得制限

令和6年10月分から所得制限がなくなりました。

(4) 申請及び支払方法

こども家庭課で認定請求の手続きを行い、認定を受けると、原則として認定請求の翌月分から支給され、年6回（偶数の月）にそれぞれ前月までの分（2か月分）の手当が指定金融機関の口座へ振込まれます。

(5) お問い合わせ こども家庭課児童手当・医療担当 電話21-9844（直通）

2 児童扶養手当について

父母の離婚、父又は母の死亡などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給することにより、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(1) 支給要件

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（政令で定める程度の障害を有する児童は20歳未満）の児童を監護する母、監護し生計を同じくする父又は父母にかわって児童を養育している方

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父又は母が死亡した児童

ウ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童

カ 父又は母が裁判所からの保護命令を受けた児童

キ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ケ その他（孤児など）

ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

（ア）父又は母が婚姻の届け出はしていなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係等）があるとき。

（イ）手当を受けようとする父、母又は養育者が手当金額以上の国民年金（老齢福祉年金を除く。）

厚生年金などの公的年金給付を受けることができるとき。

（ウ）父、母又は養育者が日本国内に住所を有しなくなったとき。

（エ）対象児童が、父又は母の死亡について手当金額以上の公的年金又は遺族補償を受けることができるとき。

（オ）対象児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。

（カ）対象児童が日本国内に住所を有しなくなったとき。

（２）所得制限

《令和６年１１月分から令和７年１０月分までの支給に係るもの》

扶養親族 等 の 数	令和 ５ 年 分 所 得 制 限 限 度 額		
	本 人		孤児等の養育者、配偶者、 扶養義務者の所得制限限 度額
	全部支給の所得制限限 度額	一部支給の所得制限限 度額	
０人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
１人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
２人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
３人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
４人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円
１人増す ごとに	380,000 円加算	380,000 円加算	380,000 円加算

（注）１ この所得額は、給与所得のみの場合は、給与所得控除後の額です。また、本人の所得額は、養育費の受け取りがある場合は受け取った額の８割相当額を加算した額です。（父又は母に限ります。）

２ 次の諸控除があるときは、その額を所得額から差し引いて所得制限限度額と比べてください。

- ・ 老人扶養親族（本人） 100,000 円
- ・ 老人扶養親族（配偶者等） 60,000 円
- ・ 老人控除対象配偶者（本人） 100,000 円
- ・ 特定扶養親族等（本人） 150,000 円
- ・ 障害者控除、寡婦控除※、勤労学生控除 270,000 円
- ・ 特別障害者控除 400,000 円
- ・ ひとり親控除※ 350,000 円
- ・ 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除は控除相当額
- ・ 社会・生命保険料相当額 80,000 円（一律）
- ・ 公共用地取得による土地代金等については、租税特別措置法に規定する特別控除額

※寡婦控除、ひとり親控除は、請求者が父又は母の場合は適用されません。

(3) 手当の額（令和7年4月から改定予定の額）

所得額に応じて全部支給、一部支給、全部停止のいずれかに決定されます。

全部支給は月額46,690円です。また、第2子以降については月額11,030円が加算されます。

一部支給は所得に応じて月額46,680円から11,010円まで、第2子以降に対する加算は月額11,020円から5,520円まで、それぞれ10円きざみの額となります。具体的には次の算式により計算します。

	※1	※2
手 当 額	＝46,680円－（受給者の所得額－所得制限限度額）×0.0256619	
第2子加算額	＝11,020円－（受給者の所得額－所得制限限度額）×0.0039568	
【算出した額に10円未満の端数がある場合は四捨五入します。】		

※1 この所得額（給与所得のみの場合は給与所得控除後の額）は、養育費の受け取りがある場合は受け取った額の8割相当額を加算した額です。

※2 令和5年分所得制限限度額表に定める全部支給の所得制限限度額です。扶養親族等の数に応じて額が変わります。

また、平成20年4月から支給開始月の初日から5年を経過したとき、又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から7年を経過したとき（ただし、認定請求をした日に3歳未満の児童を監護する受給者については児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から5年を経過したとき）は、手当が一部支給停止（半分に減額）になります。

ただし、一部支給停止が適用されない事由があるときには届出により減額が除外されます。一部支給停止にならない事由としては受給者本人が就業や求職活動をしている場合や本人や親族が障がいの状態にある場合等です。

(4) 申請及び支払方法

こども家庭課で認定請求の手続きを行い、認定を受けると、認定請求の翌月分から支給され、1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの分の手当が指定金融機関の口座へ振込まれます。

(5) お問い合わせ こども家庭課児童手当・医療担当 電話21－9844（直通）

3 特別児童扶養手当について

精神、知的又は身体障がい等（内部障がいを含む。）で、政令に定める程度以上の障害にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。

(1) 支給要件

日本国内に住所があり、精神、知的又は身体障がい等（政令で定める程度以上）にある児童を監護している父若しくは母又は父母に代わってその児童を養育している人が、手当を受けることができます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、手当を受けることができません。

ア 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき

イ 対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき

(2) 所得制限

《令和6年8月分から令和7年7月分までの支給に係るもの》

扶養親族等の数	令和3年分所得制限限度額	
	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

(注) 1 この所得額は、給与所得のみの場合は、給与所得控除後の額です。

2 次の諸控除があるときは、その額を所得額から差し引いて所得制限限度額と比べてください。

・老人扶養親族（本人）	100,000円
・老人扶養親族（配偶者等）	60,000円
・老人控除対象配偶者（本人）	100,000円
・特定扶養親族等（本人）	250,000円
・障害者控除、寡婦控除、勤労学生控除	270,000円
・特別障害者控除	400,000円
・ひとり親控除	350,000円
・雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除は控除相当額	
・肉用牛の売却による事業所得に係る免除を受けた場合の当該免除に係る所得の額	
・社会・生命保険料相当額	80,000円（一律）
・公共用地取得による土地代金等については、租税特別措置法に規定する特別控除額	

(3) 手当の額（令和7年4月から改定予定の額）

ア 重度障がい児の場合 1人につき月額56,800円

イ 中度障がい児の場合 1人につき月額37,830円

(4) 申請及び支払方法

こども家庭課で認定請求の手続を行い、認定を受けると、認定請求の翌月分から支給され、4月、8月及び11月の3期に指定金融機関の口座へ振込まれます。

なお、認定請求の手続の際、対象児童の障がい程度について医師の診断書が必要です。（身体障害者手帳、又は療育手帳をお持ちの方は、診断書を省略できることがあります。）

(5) お問い合わせ こども家庭課児童手当・医療担当 電話21-9844（直通）

4 ひとり親家庭等医療費助成事業について

父母の離婚、父・母の死亡などによって、母子家庭あるいは父子家庭にある父又は母及び児童の医療費に対して市が助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援することを目的と

しています。

(1) 助成対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当する児童を監護している父か母又は両親にかわって児童を養育している方、及びその児童

ア 父又は母が死亡した児童

イ 父母が婚姻を解消した児童（離婚のほか、事実婚の解消を含みます。）

ウ 父又は母が重度の障がいにある児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ 父又は母から１年以上遺棄されている児童

カ 父又は母が裁判所からの保護命令を受けた児童

キ 父又は母が１年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻しないで生まれた児童

ケ 父・母とも不明である児童（孤児など）

【児童の範囲】

(ア) １８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの児童

(イ) ２０歳未満で一定の障がいのある児童

(ウ) ２０歳未満で高等学校等に在学している児童

※次のいずれかに該当する方は、対象となりません。

(ア) 国民健康保険又は社会保険に加入していない方

(イ) 生活保護を受けている方

(ウ) 児童福祉法に基づく措置により医療を受給している方

(エ) 重度障がい者の医療費の助成を受けている方

(2) 所得制限（令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までの助成に係るもの）

令和５年分の所得が次の表に掲げる額以上にある場合は、令和７年１月１日から１年間は対象となりません。

（所得制限の額は、児童扶養手当の所得制限限度額と同じです。）

扶養親族等の数	令和５年分所得制限限度額	
	父・母又は養育者	配偶者・扶養義務者等
	所得限度額	所得限度額
０人	２,０８０,０００円	２,３６０,０００円
１人	２,４６０,０００円	２,７４０,０００円
２人	２,８４０,０００円	３,１２０,０００円
３人	３,２２０,０００円	３,５００,０００円
４人	３,６００,０００円	３,８８０,０００円
１人増すごとに	３８０,０００円加算	３８０,０００円加算

(注) １ この所得額は、給与所得のみの場合は、給与所得控除後の額です。

２ 次の諸控除があるときは、その額を所得額から差し引いて所得制限限度額と比べてください。

・老人扶養親族（本人）	100,000円
・老人扶養親族（配偶者等）	60,000円
・老人控除対象配偶者（本人）	100,000円
・特定扶養親族等（本人）	150,000円
・障害者控除・寡婦控除※・勤労学生控除	270,000円
・特別障害者控除	400,000円
・ひとり親控除※	350,000円
・雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除は控除相当額	
・社会・生命保険料相当額	80,000円（一律）

※寡婦控除、ひとり親控除は、請求者が父又は母の場合は適用されません。

（３）助成する医療費の範囲

医療保険各法令により医療給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定により対象者が負担すべき額（自己負担額）が助成されます。

なお、入院時食事療養費の標準負担額及び入院時生活療養標準負担額は、自己負担となります。

（４）㊦福祉医療証の交付申請

こども家庭課で申請手続きを行い、対象者と認定されると医療証が交付されます。

（５）医療費の助成方法

健康保険資格が分かるものと㊦福祉医療証を医療機関の窓口に提示することにより、対象者は無料で診療を受けられます。

（６）お問い合わせ こども家庭課児童手当・医療担当 電話 21-9844（直通）

5 小児医療助成制度について

平塚市では、子どもたちの健全な育成支援と健康の増進を図るため、子どもが病気やけがで医療機関等にかかったとき、保険診療分の患者負担分を助成しています。

（１）対象となる方

市内にお住まいの小児（児童）が対象です。

対象年齢	医療費の助成対象	対象の制限 (所得制限)	備考
0歳児 ～ 中学生※	入院 通院	無	医療証は、市へ申請して対象者へ交付します。

※次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ア 生活保護受給
- イ 重度障害者医療対象
- ウ ひとり親等家庭医療対象
- エ 児童福祉法に基づく措置による医療対象

（２）助成される医療費

医療保険各法により医療給付が行われた場合の医療費のうち、当該法令の規定により、対象者が負担すべき額（自己負担分）が助成されます。

(3) 受診・助成方法

医療機関の窓口健康保険の資格が分かるものと、小児医療証を提示してください。保険診療分が無料で受診できます。

ただし、次の場合は、一旦健康保険のみで診療を受け、その翌月以降に領収書等を添えて申請してください。保険診療分について、助成をいたします。

ア 県外の医療機関等で受診したとき。

イ 緊急の場合等で医療証を持参しなかったとき。

(4) お問い合わせ こども家庭課児童手当・医療担当 電話 21-9844（直通）

6 養育医療給付について

養育医療給付とは、お子さまが未熟児で生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要を認めた時の医療費を公費で助成するものです。

(1) 助成の対象となる医療費

入院治療費の自己負担分及び入院時食事療養費標準負担額が対象となり、保険適用外のもの は自己負担になります。

申請者の所得に応じて一部自己負担額が決まりますが、小児医療証をお持ちの場合は医療機関での窓口負担はありません。（神奈川県外の医療機関での受診では、一度自己負担をしていただく場合があります。）ただし、食事療養費については小児医療証の助成対象外となるので、申請者の所得によっては自己負担額が発生する可能性があります。

(2) お問い合わせ こども家庭課児童手当・医療担当 電話 21-9844（直通）

7 母子・父子・寡婦福祉資金について

(1) 対 象

母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦など

(2) 内 容

母子・父子・寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付ける制度です。

※ 母子・父子・寡婦福祉資金一覧を参照してください。

(3) 申込方法

事前の相談の後の申込みとなります。

(4) 償還方法

償還期限内に月賦、半年賦又は年賦で償還となります。

(5) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843（直通）

8 平塚市ひとり親家庭就学支度資金貸付事業について

(1) 対 象

高校進学時において、母子・父子・寡婦福祉資金の就学支度資金を申請する方

(2) 内 容

高校進学時において、母子・父子・寡婦福祉資金の就学支度資金を申請する方で、その貸付けを受けるまでの間、緊急に貸付けが必要となった場合に、子が高校に入学できない事態の防止及び子の就学意欲の助長を図るため、資金を貸し付ける制度です。

(3) 申込方法

事前の相談の後の申込みとなります。

(4) 償還方法

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受けた日から、7日以内に一括償還となります。

(5) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

9 母子福祉資金等利子補給について

(1) 対 象

ア 当該年度において本市に住所を有する方又は有したことがある方

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の利子補給期間中において償還金及び市税を滞納していない方

(2) 内 容

母子世帯等の経済的自立と生活安定向上を図るため、借り受けた母子・父子・寡婦福祉資金の利子相当額を補給し、利用者の生活意欲の助成と償還意欲を増進するものです。

(3) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

10 母子福祉団体の支援について

(1) 内 容

ひとり親家庭（母子・父子・寡婦）のしあわせを自分達の手で作るため、境遇を同じくする方々が集まって活動している会があります。

市では母子家庭等の福祉向上施策の一環として、この会に対し支援をしています。

(2) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

11 母子家庭等自立支援給付金事業について

(1) 内 容

母子家庭の母又は父子家庭の父が、自立するために、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座、教育訓練講座や高等職業訓練促進への助成があります。（講座の指定や所得制限など条件があるため、必ず事前相談が必要です。）

(2) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

12 養育費確保事業について

(1) 内 容

母子家庭の母又は父子家庭の父が、養育費に関する債務名義を取得する際に係る費用への補助や養育費の支払いが滞った場合に、保証会社が養育費を立て替えて支払う保証契約を結んだ際の初期費用を補助します。

(2) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

13 ひとり親家庭レンタルスーツ等補助事業について

(1) 内 容

ひとり親家庭の親及び子の就労支援の経済的負担を軽減するとともに、面接の機会の拡大を図るため、就職活動で着用するスーツのレンタル費用を補助します。

(2) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

1.4 ひとり親家庭等に対する大学受験料等支援補助事業について

(1) 内 容

進学を希望する子どもの進路実現のため、市が開催する学習支援に参加している学習意欲の高い子どもを対象に、大学や専門学校等の受験料や受験の年度に受ける模擬試験料を補助します。

(2) お問い合わせ こども家庭課こども総合相談担当 電話 21-9843 (直通)

(別紙)

母子・父子・寡婦福祉資金一覧

(令和6年8月現在)

資金名	貸付対象	内 容	貸付限度額 (円)	据置期間	償還期間	償還方法	回数	利子
事業開始資金	母・父 寡婦	事業開始のための設備、備品等の購入資金	3,470,000	12か月	7年	月賦	84	無 1.0 %
事業継続資金	母・父 寡婦	事業継続のための商品、材料等を購入する資金	1,740,000	6か月	7年	月賦	84	無 1.0 %
技能習得資金	母・父 寡婦	技能や資格を得るために必要な授業料等の資金	一般 (月額) 68,000	12か月	10年	月賦	120	無 1.0 %
			特別 460,000					
就職支度資金	母・父 寡婦・児童	就職に必要な洋服等を購入する資金	105,000	12か月	6年	月賦	12	無 1.0 %
住宅資金	母・父 寡婦	住宅を補修、保全、増改築するための資金	1,500,000	6か月	6年	月賦	72	無 1.0 %
転宅資金	母・父 寡婦	住居の移転、賃借の際に必要な資金	260,000	6か月	3年	月賦	36	無 1.0 %
医療介護資金	母・父 寡婦・児童	医療又は介護を受けるために必要な資金	一般 340,000 介護 500,000	6か月	5年	月賦	60	無 1.0 %
生活資金	母・父 寡婦	技能習得期間中、医療介護を受けている期間又は母子家庭となって7年未満の生活安定貸付	技能習得 141,000 その他 108,000	6か月	10年 5年 8年	月賦	120 60 96	無 1.0 %
結婚資金	母・父 寡婦	お子さんが結婚するにあたり必要な経費及び家具等を購入する資金	320,000	6か月	5年	月賦	60	無 1.0 %

資金名	貸付対象	内 容		貸付月額 (円)	月 数	貸付限度額 (円)	据置 期間	償還 期間	償還方法	回 数	利 子	
修学資金	児童・子	高校	公立	27,000	36	972,000	卒 後 6 か月	1 0 年	月賦	120	無	
			私立	45,000		1,620,000						
		短期大学	公立	67,500	24	1,620,000						
			私立	93,500		2,244,000						
		専修学校	公立	67,500	24	1,620,000						
			私立	89,000		2,136,000						
		大学	公立	71,000	48	3,408,000						
			私立	108,500		5,208,000						
		大学院	修士課程	132,000	24	3,168,000		2 0 年		240		
			博士課程	183,000	36	6,588,000						
就学支度 資金	児童・子	小学校				64,300	卒 後 6 か月	1 0 年	半年賦	20	無	
		中学校				81,000						
		高校	公立			150,000			月賦	120		
			私立			410,000						
		大学 短大 専修学校	公立			410,000						
			私立			580,000						
		大学院	公立			380,000		2 0 年				240
			私立			590,000						
修業資金	児童・子	知識、技能の 習得資金		68,000	60	4,080,000	1 2 か月	1 0 年	月賦	120	無	
		自動車免許特別				460,000						

※本市の母子・父子・寡婦福祉資金一覧における内容については、神奈川県の制度に基づいて実施しています。

※貸付限度額は上限を示しています。貸付の詳細については、事案ごとに異なるため、御相談ください。

15 国民健康保険

国民健康保険は、健康保険制度（被用者保険）の対象とならない方々を対象に医療保障を行うため、相扶共済の精神にのっとり被保険者の医療費支出負担を軽減させることにより、生活の安定に寄与する目的で創設された地域保険です。

1 保険者

(1) 内 容

被用者保険の対象とならない地域住民の方々を対象に、その被保険者から徴収した保険税と国庫負担金等の収入により、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した場合に保険給付を行う事業主体を保険者といい、平塚市及び神奈川県が国民健康保険の保険者となっています。

(2) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 21-8776 (直通)

2 被保険者（加入者）

(1) 対 象 者

市内に住んでいる方（住民登録をしてある方。ただし、外国籍の方で住民登録がなくても、在留資格が「興行」「技能実習」「家族滞在」「特定活動」であり、資料等により3か月を超えて滞在すると見込まれる方は加入できる場合があります。）は、全て国民健康保険に加入しなければなりません。ただし、次の方々は除かれます。

ア 職場の健康保険（被用者保険）等に入っている方とその被扶養者

（共済組合、船員保険、日雇健康保険、国保組合等の加入者を含みます。）

イ 生活保護を受けている方

ウ 後期高齢者医療制度の加入者

エ 短期滞在、医療・観光目的による滞在、又は在留資格のない外国籍の方

オ ハンセン病療養所の入所患者

カ 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている方

キ 児童福祉法の規定により「児童福祉施設に入所している児童」又は「小規模住居型児童養育事業所を行う者や里親に委託されている児童」であって民法の規定による扶養義務者のないもの

(2) 内 容

加入されるとマイナ保険証の利用登録をされている方には資格情報のお知らせが、されていない方には資格確認書が交付されます。国民健康保険の被保険者は、疾病、負傷等の場合に、保険医療機関において、保険給付による治療等を受けることができます。（資格情報のお知らせのみでは医療機関等を受診できない為、受診の際は必ずマイナンバーカードをお持ちください。）

(3) 資格取得又は喪失の届出

国保への加入対象者となった方や(1)のア、イに該当し、対象外となった方は、14日以内

に市役所保険年金課へ届出をしてください。

ア 加入手続

(ア) 職場の健康保険等を脱退したとき

健康保険等の資格喪失日が分かる証明書、届出人の身分証明書（免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、その他公的機関発行で顔写真入りのもの）、マイナンバーカード又は通知カード

(イ) 転入により加入する場合

転入届（市民課経由）、マイナンバーカード又は通知カード、外国籍の方の場合は、在留カード

(ウ) 出生により加入する場合

届出人の身分証明書、マイナンバーカード又は通知カード

イ 脱退手続

(ア) 他の健康保険制度に加入したとき

勤務先の健康保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ・健康保険資格取得証明書のうちいずれか１点、手続き時点で有効な国民健康保険の保険証、国民健康保険の資格確認書（お持ちの方のみ）、マイナンバーカード又は通知カード

（※後期高齢者医療制度に移行される方は、脱退手続の必要はありません。ただし、６５歳から７４歳までの一定の障がいがある方が当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合は手続が必要です。）

(イ) 市外に転出するとき

手続き時点で有効な国民健康保険の保険証、資格確認書（お持ちの方のみ）、マイナンバーカード又は通知カード

(ウ) 加入者が死亡したとき

手続き時点で有効な国民健康保険の保険証、国民健康保険の資格確認書（お持ちの方のみ）、喪主の確認資料（葬儀の領収書、会葬礼状等）、マイナンバーカード又は通知カード、振込口座のわかる通帳等

ウ こんな場合にも届出を

(ア) 住所の異動、世帯主の変更、氏名の変更があったとき

手続き時点で有効な国民健康保険の保険証、国民健康保険の資格確認書（お持ちの方のみ）、マイナンバーカード又は通知カード

(イ) 生活保護の開始又は廃止のとき

（生活保護開始の場合）

手続き時点で有効な国民健康保険の保険証、国民健康保険の資格確認書（お持ちの方のみ）、生活保護開始決定通知書、マイナンバーカード又は通知カード

（生活保護廃止の場合）

生活保護廃止決定通知書、マイナンバーカード又は通知カード

(４) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 ２１－８７７６（直通）

3 国民健康保険被保険者（高齢受給者）

（１）対 象

国民健康保険に加入している７０歳以上７５歳未満（７０歳になる方で１日生まれの方は誕生月から、２日以降生まれの方は誕生月の翌月１日から）の方

（２）内 容

７０歳になる方で、各月２日から３１日生まれの方は誕生月の下旬に、１日生まれの方は誕生月の前月下旬に、マイナ保険証の利用登録をされている方には資格情報のお知らせが、されていない方には資格確認書が交付されます。医療機関等受診の際は、資格情報のお知らせまたは資格確認書に記載された一部負担金の割合で受診していただきます。

（資格情報のお知らせのみでは医療機関等を受診できない為、受診の際は必ずマイナンバーカードをお持ちください。）

（３）お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 ２１－８７７６（直通）

4 国民健康保険税

平塚市が、国民健康保険の事業に要する費用に充てるため徴収するものです。

なお、４０歳から６４歳までの方は、介護分も合わせて納めていただきます。

（１）保険税の納付

保険税の納税義務者は、被保険者世帯の世帯主です。世帯主が加入していない場合でも、世帯員のどなたかが加入していれば、その世帯主が納税義務者となります（世帯主課税）。

医療分、後期支援分及び介護分とも、次のＡ～Ｃの項目について、条例に定める税率によって算出した合計額です。

ア 税率等（令和６年度）

項 目	計 算 方 法	医療分	後期支援分	介護分
A 所得割額	（前年の総所得金額等－基礎控除）×税率	7.29%	2.99%	2.88%
B 均等割額	被保険者１人当たり	28,530 円	11,440 円	11,690 円
C 平等割額	１世帯当たり	18,500 円	7,420 円	5,770 円
課 税 限 度 額		650,000 円	650,000 円	240,000 円

イ 納付方法

６月に納税通知書を送付し、６月（第１期）から翌年３月（第１０期）までの１０回で納付していただきます。納付については、原則、口座振替となっております。市内の金融機関もしくは市役所保険年金課窓口で依頼書を記入し、お申し込みください。

また、次の（ア）～（エ）の条件を全て満たす場合は、原則として国民健康保険税が特別徴収（世帯主の年金から天引き）となります。

（ア）世帯主を含む国民健康保険加入者全員が６５歳以上７５歳未満である。

（イ）世帯主が年額１８万円以上の年金を受給している。

(ウ) 世帯主の介護保険料が特別徴収（年金から天引き）されている。

(エ) 国民健康保険税と世帯主の介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない。

ただし、特別徴収を中止して口座振替を選択することができます。（保険税の納付状況により口座振替への変更が認められない場合があります。また、口座振替を申し込まれても引き落とし不能等で滞納が続く場合は、特別徴収に切り替わる場合があります。）

ウ 減免措置

災害や失業等により保険税の納付が困難な場合には、減免の対象となる場合もありますので御相談ください。

エ 軽減制度

低所得者層の負担を軽減するため、所得が一定以下の世帯に対し均等割額と平等割額を減額（7割・5割・2割）する制度があります。

(2) お問い合わせ 保険年金課保険税担当 電話 21-8775（直通）

5 国民健康保険の給付

令和6年4月1日現在の内容です。法令等の改正により変更となる場合があります。

1 療養の給付

(1) 対象

国民健康保険に加入している方

(2) 内容

病気やケガをしたときに、国保を取り扱う病院や診療所（保険医療機関等）へマイナ保険証又は資格確認書を提示して治療が受けられる保険給付で、病院や診療所の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、次のとおりになります。

0歳～未就学児	就学児～69歳	70歳以上
医療費の2割負担	医療費の3割負担	医療費の2割又は3割負担

ア ひとり親家庭等、医療費助成制度の医療証をお持ちの方は、一部負担金が助成されます。

イ 医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免の制度について

災害や失業等で収入が減り、一部負担金を支払うことがどうしても困難なときは、その状況に応じて減額、免除又は徴収猶予の制度があります。

(3) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 21-8776（直通）

2 療養費の支給

(1) 対象

国民健康保険に加入している方

(2) 内容

次のような理由で医療費等を全額負担した場合、必要な書類を添えて療養費の申請をすることができます。審査の結果、支給基準に該当すると認められたときには、保険給付の基準に従って支給があります。

ア 急病等、緊急その他やむを得ない事情でマイナ保険証又は資格確認書を病院に提示できなかったとき

イ 柔道整復師の施術を受けたとき（脱臼又は骨折に対する施術は、応急手当の場合を除き医

師の同意が必要)

ウ 医師の同意に基づき、はり・きゅう・マッサージを受けたとき

エ コルセット等の治療用装具を購入したとき

オ 輸血のための生血代を負担したとき

カ 病気やけが等で移動が困難な人が、医師の指示により、一時的・緊急的な必要性があつて入院や転院等のために移送されたとき

キ 海外滞在中や旅行中に現地の病院で診療を受けたとき

(3) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 21-8776 (直通)

3 高額療養費の支給

(1) 対 象

国民健康保険に加入している方

(2) 内 容

1 か月に支払った医療費が次の「自己負担限度額」を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます。「自己負担限度額」は、年齢や収入、世帯の状況等により異なります。また、過去 12 か月間に同じ世帯で高額療養費の該当が 3 回以上あった場合、4 回目以降から「多数該当自己負担限度額」が適用されます。

併せて 70～74 歳で、適用区分「一般」に該当される方は、1 年間（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日）の自己負担限度額（個人ごと／外来のみ）を累計し、年間上限 144,000 円を超えた分が申請により払い戻されます。

概要は次のとおりです。

70 歳未満の方	1 か月の自己負担限度額	過去 12 か月間に 4 回以上の高額療養費の支給があった場合 「多数該当自己負担限度額」
区分ア	252,600 円＋ (総医療費－842,000 円) × 1%	140,100 円
区分イ	167,400 円＋ (総医療費－558,000 円) × 1%	93,000 円
区分ウ	80,100 円＋ (総医療費－267,000 円) × 1%	44,400 円
区分エ	57,600 円	44,400 円
区分オ	35,400 円	24,600 円

※自己負担限度額の適用区分は、前年度の所得により決定します。詳しくは保険年金課資格給付担当へお尋ねください。

※国民健康保険加入者に所得不詳者がいる世帯は、区分アとなります。

70歳以上の方	自己負担限度額	自己負担限度額
	外来（個人単位で計算）	外来＋入院（世帯単位で計算）
現役並み所得者Ⅲ ＊課税標準額（各種控除後）が690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% （過去12か月間に3回以上の高額療養費の支給があった場合は、4回目以降は140,100円）	
現役並み所得者Ⅱ ＊課税標準額（各種控除後）が380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% （過去12か月間に3回以上の高額療養費の支給があった場合は、4回目以降は93,000円）	
現役並み所得者Ⅰ ＊課税標準額（各種控除後）が145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （過去12か月間に3回以上の高額療養費の支給があった場合は、4回目以降は44,400円）	
一 般	18,000円 （年間上限144,400円）	57,600円 （過去12か月間に3回以上の高額療養費の支給があった場合は、4回目以降は44,400円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

70歳未満の方及び70歳以上で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、市民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用認定証」を交付します。医療費が高額になる際にマイナ保険証又は資格確認書と併せて医療機関に提示すると、病院の医療費の請求が自己負担限度額までとなります。また、入院時の食事代や、65歳以上の方で療養病床に入院する場合の生活療養費は、標準負担額として一部を御負担いただきますが、市民税非課税世帯の方の場合減額されることがあります。申請すると「標準負担額減額認定証」が交付されますので、医療機関の窓口に提示してください。

（３）お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 21-8776（直通）

4 特定疾病療養受療証の発行

（１）対 象

国民健康保険加入者で特定の疾病により長期にわたる治療が必要な方

（２）内 容

申請をしていただくと、1か月の自己負担限度額が1万円になる証を交付します。対象となる疾病は次の3つです。

ア 人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全（70歳未満の方で、基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯は、1か月の自己負担限度額が2万円になります。）

イ 血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）

ウ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

(3) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 21-8776 (直通)

5 高額介護合算療養費の支給

(1) 内 容

計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の医療費と介護費を合算した額が一定の額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支給します。

(2) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 21-8776 (直通)

6 出産育児一時金・葬祭費の支給

(1) 対 象

国民健康保険に加入している方

(2) 内 容

出産したときは原則50万円の範囲内で出産育児一時金が支給されます。（産科医療補償制度に加入していない医療機関や海外出産、妊娠12週以上22週未満の死産・流産の場合は48万8千円が支給されます。）

被保険者が死亡して葬儀を行ったときは、葬祭費として5万円が支給されます。

(3) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 21-8776 (直通)

6 平塚市こくほ特定健診・特定保健指導

(1) 対 象

国民健康保険に加入している40歳(令和7年3月末時点の年齢)から75歳の誕生日の前日までの方

(2) 内 容

生活習慣病（糖尿病・脂質異常症・高血圧症等）の早期発見と重症化の予防を目的とした健診を実施します。受診後には、特定保健指導等の健康づくりの支援を行います。

こくほ特定健診は、医療機関で実施します。

(3) お問い合わせ

保険年金課資格給付担当 電話 23-1111 (代表) 内線 2258

7 平塚市後期高齢者健康診査

(1) 対 象

後期高齢者医療制度に加入の方（神奈川県後期高齢者医療広域連合の被保険者で平塚市が資格管理している方）

(2) 内 容

生活習慣病（糖尿病・脂質異常症・高血圧症等）の早期発見と重症化の予防。年齢とともに低下する心身の活力の低下状態（フレイル）に着目し、介護状態にならない、進行させないことを目的に健診を実施します。

(3) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 23-1111 (代表) 内線 2258

8 平塚市こくほ人間ドック助成事業

(1) 対 象

こくほ特定健診の対象者のうち、こくほ特定健診に代えてこくほ人間ドックを受診された方

(2) 内 容

平塚市国民健康保険の人間ドック実施機関で対象コースを受診した方に人間ドック健診費用のうち、１０，８００円を助成します。

(3) お問い合わせ

保険年金課資格給付担当 電話 ２３－１１１１（代表） 内線 ２２５８

9 糖尿病性腎症重症化予防事業

(1) 対 象

こくほ特定健診及び後期高齢者健康診査の結果、糖尿病性腎症のリスクが高い方

(2) 内 容

腎機能低下の重症度に応じて、糖尿病または腎臓病専門医での診療や栄養指導を受けることができるように病診連携を図ります。また、腎機能軽度低下者に対しては管理栄養士、保健師が保健指導を実施します。

(3) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 ２３－１１１１（代表） 内線 ２２５８

10 第三者から被害を受け、国保での治療を受けるとき

(1) 対 象

国民健康保険に加入している方

(2) 内 容

交通事故等、相手がいるケガで治療をする場合でも、「第三者行為による届出一式」を提出することで、国民健康保険を使うことができます。そのため、マイナ保険証又は資格確認書使用の前に、必ず市役所保険年金課に連絡が必要です。この場合、国民健康保険で治療費を一旦立て替え、後日加害者に国民健康保険が請求を行います。また、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険が使えなくなることがありますので、示談の前には必ず連絡が必要です。

(3) お問い合わせ 保険年金課資格給付担当 電話 ２１－８７７６（直通）

16 国民年金

国民年金は昭和36年4月に発足し、全ての方に生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。病気や事故で障がいが残ったときや、生計維持者が死亡したときの不測の事態にも備えます。

自営業の方や学生、失業中の方、厚生年金や共済組合に加入している方やその配偶者も、国内に住所がある20歳以上60歳未満の人（外国人も含む。）は、必ず国民年金への加入が必要です。

国民年金の事業は、日本年金機構が管掌し、その事務の一部を市町村が行っています。

1 被保険者（加入者）

（1）第1号被保険者

自営業者・農林漁業従事者・学生・無職などの方で、20歳以上60歳未満の方

（2）第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などの方

（3）第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

（4）任意加入被保険者

ア 日本国内に居住する60歳以上65歳未満の方（高齢任意）

イ 年金受給のための資格期間が不足する65歳以上70歳未満の方（特例任意）

ウ 国外に住む20歳以上65歳未満の日本人

※退職して厚生年金や共済組合を脱退した場合や配偶者の扶養から外れた場合は、第1号被保険者への変更手続きが必要です。

2 保険料

（1）第1号被保険者の保険料

ア 定額保険料

月額 16,980円（令和6年度）

イ 付加保険料

定額保険料のほかに月額400円の付加保険料を納めると、受給時に年金の年額が「納めた月数×200円」増えます。

（2）保険料の納付義務者

保険料は被保険者本人が納付するのが原則ですが、本人に収入がないときは、世帯主及び配偶者が連帯して負担しなければならないことになっています。

3 保険料の納付が困難な場合

第1号被保険者で保険料を納めることが困難な方には、次のような免除や猶予の制度があります。ただし、免除期間中は、内容に応じて老齢基礎年金の受給額が低くなります。

（1）法定免除

障害年金（1級・2級）を受給している場合や、日本国籍の被保険者のうち生活扶助を受給している場合など申請をすれば保険料の納付が免除されます。

(2) 保険料免除制度

世帯（本人・配偶者・世帯主）の前年所得額が一定基準以下である場合、申請をして承認されると、所得状況に応じて保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除されます（失業や新型コロナウイルスの影響等（令和4年度分）による特例あり）。免除期間は、原則毎年7月から翌年6月までの1年単位です。

(3) 学生納付特例制度

学生本人の前年所得が一定基準以下である場合、申請をして承認されると、在学中の保険料の納付が猶予されます。特例期間は毎年4月から翌年3月までの年度単位で、毎年更新が必要です。

(4) 納付猶予制度

50歳未満で、本人と配偶者の前年所得が一定基準以下である場合、申請をして承認されると、保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、原則毎年7月から翌年6月までの1年単位です。

※免除・猶予された期間の保険料は、10年以内であれば後から納付することができます（追納）。

4 産前産後期間の免除

次世代育成の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。

(1) 対象者

「国民年金第1号被保険者」

(2) 国民年金保険料が免除される期間

単胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間、多胎の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

※免除が承認された期間は、保険料を納付した期間として扱われ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

5 老齢基礎年金

国民年金などに加入して保険料を納めた方が受け取る年金で、20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の加入期間に応じて年金額が計算され、原則、65歳から受け取ることができます。

(1) 受給要件

保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上あること。

(2) 年金額（令和6年4月から令和7年3月までの額）

年額 816,000円 （月額 68,000円）

これは、20歳から60歳に達するまでの40年間、全て国民年金保険料を納付した場合の金額です。保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その不足する期間に応じて年金額が減額されます。

(3) 年金支給の繰上げと繰下げについて

原則として65歳から支給されますが、希望があれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。(この場合、受けようとする年齢によって年金額が減額されます。) また、66歳以後75歳までの間で繰下げて支給を受けることもできます。(この場合、受けようとする年齢によって年金額が増額されます。)

6 障害基礎年金

国民年金加入中に病気やけがで障がいが残ったときや、20歳前の事故や病気等により法令で定められている障がいの状態になった場合に支給されます。

(1) 受給要件

ア 障がいの程度が国民年金法で定める障害の1級又は2級に該当すること。

イ 初診日の前日において、20歳から初診日(病気やけがで初めて医師の診断を受けた日)の前々月までの保険料納付済み期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。

または、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

ウ 初診日において国民年金に加入していること。または、被保険者であった60歳以上65歳未満で国内に住所を有していること。

※20歳前の事故や病気により障がい残り、20歳に達したときに障害等級の1・2級に該当する場合は障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定の額を超える所得があるときは、一部又は全額の支給が停止されます。

2) 年金額(令和6年4月から令和7年3月までの額)

ア 1級障害 年額 1,020,000円 (月額 85,000円)

イ 2級障害 年額 816,000円 (月額 68,000円)

(3) 子の加算

障害基礎年金の受給権者に生計を維持されている18歳未満の子又は20歳未満で障害等級が1級、2級の子に対し、次の額が加算されます。

ア 第1子・第2子(1人につき) 各234,800円(月額19,567円)

イ 第3子以降(1人につき) 各78,300円(月額6,525円)

7 遺族基礎年金

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として25年)を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

(1) 受給要件(死亡者が次のいずれかに該当する方)

ア 国民年金加入中の方

イ 国民年金に加入されたことのある60歳以上65歳未満の方

※ア、イの場合、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料の納付済み期間(免除等の承認期間を含む。)が3分の2以上必要です。

ウ 老齢基礎年金の受給権者である方

エ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方

※特例として、死亡日が令和8年3月31日までの場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がなければ受給できます。

(2) 対象者

ア 死亡した方の配偶者で、18歳未満の子又は20歳未満で1級、2級の障害のある子と生計を同一にしている方

イ 死亡した方の18歳未満の子又は20歳未満で1級、2級の障害のある子。

ただし、配偶者が遺族基礎年金を受給している間は、子の遺族基礎年金は支給が停止されます。

(3) 年金額（令和6年4月から令和7年3月までの額）

ア 子のある配偶者へ支給される遺族基礎年金の額

(ア) 子が1人いる配偶者 1, 050, 800円

(イ) 子が2人いる配偶者 1, 285, 600円

(ウ) 子が3人いる配偶者 1, 363, 900円

イ 子のみに支給される遺族基礎年金の額

(ア) 子が1人のとき 816, 000円

(イ) 子が2人のとき 1, 050, 800円

(ウ) 子が3人のとき 1, 129, 100円

8 年金生活者支援給付金（令和元年10月1日施行）

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

(1) 老齢年金生活者支援給付金

ア 対象者

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(ア) 65歳以上である

(イ) 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている

(ウ) 年金収入額とその他所得額の合計が889, 300円以下である

イ 給付額 保険料納付済み期間等に応じて算出され、(ア)と(イ)の合計額が支給されます。

(ア) 保険料納付済み期間に基づく額（月額）

= 5, 310円 × 保険料納付済み期間（月数） / 480月

(イ) 保険料免除期間に基づく額（月額）

= 11, 333円 × 保険料免除期間（月数） / 480月

(2) 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

ア 対象者

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(ア) 障害基礎年金または遺族基礎年金を受けていること

(イ) 前年の所得額※1が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

イ 給付額

(ア) 障害等級2級の方または遺族である方＝5,310円（月額）

(イ) 障害等級1級の方＝6,638円（月額）

9 寡婦年金

国民年金に加入していて、老齢基礎年金等を受ける資格のある夫が年金を受けずに死亡した場合、夫に生計を維持されていた妻に対し支給する年金です。

(1) 受給要件

第1号被保険者として、保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫との婚姻期間が10年以上ある妻が60歳から65歳になるまで支給されます。

(2) 年金額

夫が受けるはずであった老齢基礎年金の額の4分の3に相当する額

10 死亡一時金

国民年金に加入し、保険料を36月以上納付した方が死亡し、その方が年金給付を受けていないときに、生計を同一としていた遺族へ支給される一時金です。

(1) 受給要件

第1号被保険者（任意加入を含む。）として保険料を納付した期間が36月以上あった方が死亡し、その方が老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金のいずれもを受けていないときに生計を同一としていた遺族へ支給されます。

(2) 一時金の額

保険料納付済期間に応じ、120,000円から320,000円まで

11 未支給年金

年金を受けている方が死亡した場合は、死亡した月までの年金を、生計を同一としていた遺族が請求することができ、次の順位で請求することができます。

① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹 ⑦ 1～6以外の3親等内の親族

12 脱退一時金

国民年金の納付又は厚生年金加入期間が6月以上あり、受給資格を満たさないまま帰国した外国人のための制度です。日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求すれば、一時金が支給されます。

13 国民年金についてのお問い合わせ

平塚年金事務所

電話 22－1515（代表）

平塚市役所保険年金課国民年金担当

電話 21－8777（直通）

17 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の進展や医療費の伸びが著しい社会情勢を背景に、医療保険制度を維持可能なものとするため従来の「老人保健医療制度」を見直し、平成20年4月に「後期高齢者医療制度」が創設されました。神奈川県内全ての市町村が加入する神奈川県後期高齢者医療広域連合が、県内の市町村と連携・協力しながら地域に根ざした運営を進めています。

1 被保険者（加入者）となる方

75歳以上の方が対象です。75歳の誕生日当日から被保険者となり、それまでに加入していた国民健康保険、健康保険組合や共済組合などからは脱退します。

また、65歳以上75歳未満の方で一定の障がいをお持ちの方も、申請して神奈川県後期高齢者医療広域連合から認定を受けると後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。

なお、75歳の誕生日を迎える日までであれば、加入の撤回はいつでもできます。

2 保険証

令和6年12月2日から紙の保険証は新たに発行されなくなり、保険証として利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みとなりました。なお、経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証は住所や負担割合等に変更がない限り有効期限（令和7年7月31日）まで使用ができます。

3 資格確認書と資格情報のお知らせ

令和7年8月1日以降、マイナ保険証をお持ちでない方には保険証の代わりとなる「後期高齢者医療資格確認書」を交付します。医療機関等にかかるときは、この「資格確認書」を提示します。マイナ保険証をお持ちの方にはご自身の被保険者資格を把握することができる「資格情報のお知らせ」を送付しますが、資格情報のお知らせのみでは受診できないため必ずマイナ保険証をご持参ください。

なお、令和7年7月31日までの間、新たに加入した方、保険証の記載内容に変更があった方等には、経過措置によりマイナ保険証の有無に関わらず「資格確認書」を交付します。

4 医療費の負担割合

負担区分	世帯内の所得条件	医療機関等での負担割合
現役並み所得者	市県民税課税所得 1 4 5 万円以上の被保険者、及びその同一世帯の被保険者	3 割
一般Ⅱ	市民税課税所得 2 8 万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得」が単身世帯で 2 0 0 万円以上（後期高齢者が複数人いる世帯は 3 2 0 万円以上）	2 割
一般Ⅰ	市県民税課税所得 1 4 5 万円未満で市県民税が課税されている方（現役世代を含む。）、及びその同一世帯の被保険者	1 割
非課税世帯区分Ⅱ	同一世帯の方全員が住民税非課税	1 割
非課税世帯区分Ⅰ	同一世帯の方全員が住民税非課税で、その世帯員の各所得が 0 円（ただし、年金収入においては 8 0 万円以下が該当。給与所得がある場合は、給与所得控除後さらに 1 0 万円を控除）	1 割

医療機関等にかかるときは、かかった医療費の一部を負担します。負担割合は、負担区分によって異なり毎年 8 月に市県民税課税所得（各種控除後の所得）により判定します。

5 高額療養費

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費の支給対象となった月の 3 ～ 4 か月後に、神奈川県後期高齢者医療広域連合から申請の案内と申請書が送付されますので、必要事項を記入のうえ市に提出します。（2 回目以降は、自動的に指定口座へ振り込まれます。）

なお、7 5 歳到達月は、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険や健康保険組合など）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の 2 分の 1 に減額します。

高額療養費自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	252,600 円＋（保険分総医療費－842,000 円）×1%[140,100 円]（※１）	
現役並み所得者Ⅱ	167,400 円＋（保険分総医療費－558,000 円）×1%[93,000 円]（※１）	
現役並み所得者Ⅰ	80,100 円＋（保険分総医療費－267,000 円）×1%[44,400 円]（※１）	
一般Ⅱ	① 18,000円 ② 6,000円＋（医療費－30,000円）×10% いずれか低いほうを適用（※３）	
一般Ⅰ	18,000 円（※２）	57,600 円[44,400 円]（※１）
非課税世帯 区分Ⅱ	8,000 円（※２）	24,600 円
非課税世帯 区分Ⅰ		15,000 円

（※１）[]内の金額は、過去１２カ月に世帯の限度額の適用を受けて３回以上高額療養費が支給された場合、４回目以降の給付に適用されます。

（※２）年間上限額は１４４，０００円となります。

（※３）②は２割負担施行後３年間（令和７年９月３０日まで）の配慮措置になります。

6 高額介護合算療養費

計算期間（毎年８月１日から翌年７月３１日まで）の医療費と介護費を合算した額が一定の額を超えた場合、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。支給対象となった場合、神奈川県後期高齢者医療広域連合から申請の案内と申請書が送付されますので、必要事項を記入のうえ市に提出します。（以前に申請された方も、計算期間ごとに手続きが必要です。）

7 入院時の食事代

入院したときの食事代（食事療養費標準負担額）及び療養病床に入院したときの食費と居住費（生活療養標準負担額）の負担額は次のとおりです。

(1) 一般の病院

食事療養費標準負担額

所得区分		1食の食費
現役並み所得者 及び 一般Ⅰ・Ⅱ		490円
区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者		280円
非課税世帯区分Ⅱ	90日までの入院	230円
	過去1年間の入院日数が90日を超える場合、91日目から	180円
非課税世帯 区分Ⅰ		110円

(2) 療養病床

生活療養標準負担額

所得区分	1食の食費	1日の居住費
現役並み所得者 及び 一般Ⅰ・Ⅱ	490円 (一部医療機関は450円)	370円
非課税世帯 区分Ⅱ	230円	
非課税世帯 区分Ⅰ	140円	
老齢福祉年金受給者	110円	0円

※入院医療の必要性の高い状態が続く方や、回復期リハビリテーション病棟に入院している方は、一般の病院と同じ額の食費を負担します。なお、指定難病患者の方は、居住費の負担はありません。

8 特定疾病

厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の治療の自己負担限度額（月額）は、所得区分に関係なく一つの医療機関で1万円です。この適用を受けるためには、「特定疾病療養受療証」が必要で、市の窓口で申請できます。

なお、申請の際は医師の意見書（所定の様式で保険年金課後期高齢者医療担当に用意）もしくは以前加入していた医療保険の特定疾病療養受療証（写し）をお持ちください。

9 療養費（払い戻しが受けられる医療費）

次の場合は、かかった費用の一部又は全部（医療証をお持ちの方）が戻りますので、市へ申請してください。申請の内容が神奈川県後期高齢者医療広域連合に認められた場合、自己負担分を除いた額が支給されます。

- ア 治療に必要な補装具（コルセットなど）を作った場合
- イ やむをえない事情により、後期高齢者医療被保険者証を使わずに受診した場合
- ウ 医師の指示で重病人の入院・転院に移送費用がかかった場合
- エ 海外滞在中や旅行中に現地の病院で診療を受けた場合

オ 輸血のための生血代を負担した場合

10 葬祭費

被保険者の方が亡くなられた場合、その葬祭を行った喪主の方に対し、申請により5万円が支給されます。

11 保険料の賦課

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を負担します。毎年度4月1日を基準日として、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額を決定します。保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と、前年の所得に応じて負担する所得割額を合計した金額です。

令和6年度の保険料額（年額）

被保険者の保険料 (上限は80万円)	=	均等割額 (45,900円)	+	所得割額 (総所得金額等－43万円) × 10.08% ※賦課のもととなる所得金額
-----------------------	---	-------------------	---	---

※年度途中で被保険者になった場合、被保険者になった日が賦課の基準日となり、その月から保険料がかかります。また、被保険者でなくなった場合は、その前月分まで保険料がかかります。
※昭和24年3月31日以前生まれの方、または一定の障がいがあることにより広域連合の認定を受けて被保険者になられた方の一部については、令和6年度に限り上限額が73万円になります。

12 保険料の軽減

(1) 均等割額の軽減

世帯の合計所得（同一世帯内の被保険者と世帯主の所得金額の合計）が、下表の基準額以下の場合、均等割額の7割・5割・2割が軽減されます。軽減措置の該当・非該当は自動的に判定されますので申請等は原則不要ですが、ご自身や同世帯の方が市県民税に関して未申告の場合は、申告が必要となる場合があります。

なお、軽減の基準額の算定にあたり、収入が公的年金によるものである場合は、当該年金から公的年金控除と高齢者特別控除（15万円）を控除した額を所得とみなして判定します。

均等割額軽減の基準額（総所得金額等）	軽減割合
43万円＋10万円×（給与・年金所得者等の数*－1）以下	7割
43万円＋29.5万円×被保険者数＋10万円×（給与・年金所得者等の数*－1）以下	5割
43万円＋54.5万円×被保険者数＋10万円×（給与・年金所得者等の数*－1）以下	2割

※給与・年金所得者とは、給与所得または年金所得がある方、もしくは給与所得および年金所得の両方の所得がある方を指します。

(2) 健康保険等の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額が課され

ず、均等割額の5割が軽減されます。(加入後2年間を経過する月までの期間に限ります。)

なお、健康保険等の被保険者本人のみが後期高齢者医療制度に移行した場合、被扶養者は原則として、国民健康保険に加入します。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険や健康保険組合、共済組合等の保険です。国民健康保険と国民健康保険組合は該当しません。

(3) 所得割額の軽減(令和6年度のみ)

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方については、令和6年度に限り、所得割率を10.08%から9.43%に軽減しています。

(4) その他

災害による損害、世帯主の死亡、所得の著しい減少等によって減免が受けられる場合があります。この減免措置は市への申請が必要です。

1.3 保険料の納付方法

(1) 特別徴収(年金からの天引き)

特別徴収が原則で、次のすべてにあてはまる方は特別徴収の対象となります。

ア 年額18万円以上の年金を受給している方

イ 介護保険料を特別徴収により納めている方

ウ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金額の2分の1以下の方

(2) 普通徴収(納付書又は口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方は、市から7月に納入通知書を発送しますので、納付書又は口座振替で保険料を納めます。

また、年度途中で転入された方や75歳に年齢到達された方なども一定期間普通徴収となります。

1.4 お問い合わせ

保険年金課後期高齢者医療担当 電話21-9768(直通)

18 健康づくり

※ホームページ等で最新情報を御確認ください。

1 母子保健事業

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、切れ目のない母子への支援体制を関係機関とのネットワークにより構築し、「ひらつかネウボラールーム はぐくみ」を円滑に運営するとともに、地域母子保健の一層の向上を図ります。

1 母子健康手帳の交付

(1) 対 象

平塚市に住民票のある方で、産婦人科を受診し妊娠の診断を受けた方
妊娠届出書を、「ひらつかネウボラールーム はぐくみ（こども家庭センター）」（保健センター3階）に提出された方へ、母子健康手帳を交付しています。その際、すべての妊婦の方々と専門職員（保健師、助産師、管理栄養士など）が面談し、妊娠から出産、育児に関する様々な不安や悩みに対して適切なアドバイスや情報提供をします。

(3) お問い合わせ 健康課「ひらつかネウボラールーム はぐくみ（こども家庭センター）」 電話
59-9570、59-9571

2 妊婦のための支援給付支給事業

(1) 対 象

ア 妊婦のための支援給付（妊婦）

平塚市に妊娠届を提出した方で、妊娠届け出時の面談、及びアンケート調査に回答した妊婦

イ 妊婦のための支援給付（胎児）

平塚市に出生届、出生連絡票を提出し、乳児家庭全戸訪問時の面接及びアンケート調査に回答した方。

(2) 内 容

出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

3 産前・産後ヘルパー派遣事業

(1) 対 象

市内に居住する産前から出産後6か月未満の妊産婦（多胎の場合は出産後1年未満）

(2) 内 容

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後の子育て家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事や育児の負担を軽減し、産前・産後の生活をサポートするサービスです。

(3) お問い合わせ 健康課（ネウボラルームはぐくみ） 電話 5 9 - 9 5 7 0

4 産後ルーム「ママはぐ」（産後ケア事業）

(1) 対 象

4 か月以内の乳児がいる初産婦で、育児に不安がある方又は日中赤ちゃんと二人になりがちな方

(2) 内 容

産後の体の回復のための体操や赤ちゃんとのふれあい遊びを体験したり、栄養士が作ったお昼ごはんをみんなで食べて、日頃疲れた体を休めたり仲間づくりをします。

(3) お問い合わせ

健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

5 産後ケア（デイスサービス、ショートステイ、アウトリーチ）事業

(1) 対 象

平塚市に住所のある出産後 4 か月未満（3 6 週 6 日までに出産した方は修正月齢で 4 か月未満）の母子で出産後の体調不良や育児不安のある方

(2) 内 容

出産後の体調に不安があるお母さんが医療機関や助産院によるケアを受け、体調の回復・育児の不安を解消するための事業です。※自己負担金あり

(3) お問い合わせ 「ひらつかネウボラルーム はぐくみ」（こども家庭センター）

電話 5 9 - 9 5 7 0、5 9 - 9 5 7 1

健康課（保健センター）電話 5 5 - 2 1 1 1

6 産後メンタルヘルス相談（産後ケア事業）

(1) 対 象

平塚市に在住する妊産婦とその家族

(2) 内 容

妊産婦やその家族を対象とした、臨床心理士による心の不調に関する個別相談（1 回 5 0 分）を月 1 回、定員 3 名の予約制で実施します。（無料）

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

7 B a b y & K i d s 健康カレンダーの配布

乳幼児の健康づくりに関連した事業を紹介する「B a b y & K i d s 健康カレンダー」を公民館、市民窓口センター、保健センター、こども家庭課で配布しています。

8 母親父親教室

(1) 対 象

妊婦とそのパートナー

(2) 内 容

保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士が妊娠中の過ごし方、栄養について、歯の衛生、母

乳育児、赤ちゃんの育て方等について指導を行います。快適マタニティライフ編、赤ちゃん誕生準備編を保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

9 父親のための育児情報の提供

夫婦で行う育児の大切さや父親のあり方、妊娠中からお子さんが1歳になるまでの成長に合わせた育児情報の紹介等のため「平塚市父子育児手帳」を母子健康手帳交付時に配布しています。

10 祖父母のための育児情報の提供

(1) 祖父母手帳の配布

これからお孫さんを迎える祖父母の皆さまが、戸惑うことなく「孫育て」に参加できるよう、今と昔の育児の違いなどが記載された祖父母手帳を母子手帳交付時に配布しています。

※2021年8月よりQRコードを読みとる内容のリーフレットへ変更になりました。

(2) 祖父母のための食育講座

「祖父母だからできる食育」を再確認していただくことを目的として、正しい食生活に関する知識や最近の食育情報を普及・啓発するためのチラシを希望園に配布します。

(3) 歯っぴい 歯みがき教室

祖父母に向けたむし歯予防に関するパンフレットを配布します。

(4) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

11 離乳食教室

(1) 対 象

5か月～1歳6か月児とその保護者

(2) 内 容

食生活の基礎となる離乳食の大切さと進め方、幼児食への移行等についての理解を深めることを目的とし、各月齢に合わせ、3段階の離乳食教室をそれぞれ試食等をおりこみ実施します。

ア 離乳食教室5～6か月児

離乳食の始め方と、5、6か月頃の形態について年12回保健センターで実施します。

イ 離乳食教室7～8か月児

2回食への移行と、7、8か月頃の形態について年8回保健センターで実施します。

ウ 離乳食・幼児食教室9か月～1歳6か月児

3回食への移行から幼児食、卒乳に向けて年6回保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

12 むし歯予防教室

(1) 対 象

8か月～1歳10か月児とその保護者

(2) 内 容

月齢や歯の萌出に合わせた口腔衛生指導やむし歯予防についての理解を深めることを目的として実施します。

ア 準備期編 8か月児～1歳0か月児を対象に年6回保健センターで実施します。

イ イヤイヤ克服編 1歳3か月児～1歳10か月児を対象に年6回保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

1.3 低出生体重児と保護者のつどい

(1) 対 象

出生体重が1,700g未満の2歳以下の乳幼児と保護者

(2) 内 容

育児情報や親子のスキンシップ、ふれあい遊びを紹介しながら保護者同士が交流できる機会をつくり、育児不安の解消を図る場として、つどいを実施します。

年6回（奇数月）、保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

1.4 育児相談

(1) 対 象

乳幼児とその保護者

(2) 内 容

身長・体重測定（来所のみ）、栄養、歯の衛生、母乳育児、育児の方法、予防接種の受け方等に関する相談を保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士がお受けします。

ア 来所 毎月2回水曜日の午前中 保健センターで実施します。

イ 電話 月曜日から金曜日（祝日を除く）（午前8時30分から午後5時受付）（随時）

ウ オンライン 毎週水曜日の午前中（予約制）

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

1.5 7か月児相談

(1) 対 象

7か月児とその保護者

(2) 内 容

発達を促すための親子のふれあい遊びや生活リズムについての情報提供、身長体重測定・発育発達の確認、育児相談等を保健師がお受けします。

毎月2回火曜日の午前中（受付は9時から10時まで）に保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

1.6 貧血予防教室

(1) 対 象

離乳食教室へ来所した母親

(2) 内 容

貧血予防のための食事改善について、試食をおりこんだ教室を実施します。

年 1 2 回、離乳食教室 5 ～ 6 か月児と同時開催で、保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

1 7 妊婦健康診査

(1) 対 象

妊 婦

(2) 内 容

健やかな妊娠・出産のために、妊娠中に 1 4 回、健康診査を実施医療機関で受診できます。また、健康診査の結果、医師が必要と認めた場合は、保健師、助産師等が保健指導を行います。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

1 8 妊婦歯科健康診査

(1) 対 象

妊婦

(2) 内 容

妊娠中の歯科疾患の現状を把握し、安心して妊娠期を過ごすことを目的として実施医療機関において個別で歯科健診を実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

1 9 産婦健康診査

(1) 対 象

産後 3 週間以上 8 週間以内（産後 2 2 日目から満 2 か月になる前日）の産婦

(2) 内 容

健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）とエジンバラ産後うつ病質問票を実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 0 4 か月児健康診査

(1) 対 象

4 か月～ 5 か月未満の乳児

(2) 内 容

発育栄養状況、運動機能等を診査し、各種の心身障がいを早期に発見し、医療措置を行うように指導するため、実施医療機関で受診できます。健康診査の結果、医師が必要と認めた場合、又は必要に応じて保健師、管理栄養士と連携を図り、育児不安の解消等について保健指導を行います。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 1 8 ～ 1 0 か月児健康診査

(1) 対 象

8 か月～ 1 1 か月未満の乳児

(2) 内 容

発育栄養状況、運動機能及び精神発達を診査し、各種の心身障がいを早期に発見し、医療措置を行うように指導するため、実施医療機関で受診できます。健康診査の結果、医師が必要と認めた場合又は必要に応じて、保健師、管理栄養士、歯科衛生士と連携を図り、保健指導を行います。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 2 1 歳 6 か月児健康診査

(1) 対 象

1 歳 7 か月の幼児

(2) 内 容

医科、歯科健診及び必要に応じて個別相談（生活、栄養、歯科、心理、遊び）を実施します。また、健康診査の結果、疾病等の疑いがあり、身体面・精神面に関する診断の確定をするために、精密検査を行う必要がある幼児に対しては医療費の一部（自己負担分）を助成し、事後指導を行います。

毎月 2 ～ 3 回（火曜日）、保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 3 2 歳児歯科健康診査

(1) 対 象

2 歳 1 か月～ 2 歳 6 か月の幼児

(2) 内 容

歯科医師による口腔診査、歯科保健指導と歯科衛生士によるブラッシング指導及び希望者へのフッ素体験塗布、保健師、管理栄養士、心理相談員による、個別相談を行います。

年 2 4 回、保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 4 3 歳児健康診査

(1) 対 象

3 歳 2 か月の幼児

(2) 内 容

医科、歯科健診と尿検査・屈折検査・視聴覚検査及び必要に応じて個別相談（生活・栄養・歯科・心理・遊び）を実施します。

なお、精密検査を行う必要のある幼児への対応は 1 歳 6 か月児健康診査と同様です。

毎月 3 回（木曜日）、保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 5 乳幼児ケア

(1) 対 象

各種乳幼児健康診査、育児相談及び保健師等による家庭訪問の結果、事後措置が必要と認められた乳幼児

(2) 内 容

小児科医師による診察と必要に応じて個別相談（生活・栄養・運動）を行います。
毎月1回、保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 6 幼児健康診査事後フォロー教室

(1) 対 象

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び育児相談等において言葉や生活習慣、母子関係や社会性等で、経過観察を必要とする幼児とその保護者

(2) 内 容

遊びを通して友達とのかかわり、健全な母子関係の育成を支援します。
幼児健康診査フォロー教室を保健センターで実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 7 訪問指導

(1) 妊産婦訪問指導

ア 対 象

妊産婦

イ 内 容

妊婦健康診査の結果、保健指導を必要とする者及び妊産婦訪問希望者に対して、助産師及び保健師等が訪問指導を行います。

ウ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

(2) 新生児訪問指導

ア 対 象

出生連絡票や医療機関からの依頼を受けた新生児

イ 内 容

新生児（生後28日未満）の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上必要な事項や異常の早期発見、治療等についての助言指導を行います。

ウ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

(3) 乳幼児訪問指導

ア 対 象

4か月児健康診査、8～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の未受診者、経過観察児及び育児支援を必要とする児

イ 内 容

受診勧奨、状況把握及び経過観察児の状況把握と助言・指導を行います。
また、育児支援を必要とする児に対して助言・指導を行います。

ウ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

(4) 未熟児（低出生体重児）訪問指導

ア 対 象

身体の発育が未熟のまま出生した乳児

イ 内 容

発育について注意深い配慮が必要であり、養育する母親の不安解消のため助産師、保健師、管理栄養士等が訪問指導を行います。

ウ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

(5) 養育支援訪問事業

ア 対 象

他の子育てに係る支援を受けることが難しい家庭のうち、育児支援の効果が期待できる家庭

イ 内 容

育児支援に関する技術的援助を保健師、助産師、管理栄養士、心理相談員、歯科衛生士等が行います。

ウ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

(6) こんにちは赤ちゃん訪問事業

ア 対 象

生後4か月までの乳児のいる全家庭

イ 内 容

様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけます。

ウ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 8 子どもの生活習慣病予防対策事業

生活習慣病は小児期からの規則正しい生活習慣や食習慣等によって予防することができるため、保護者や子どもとのかかわりを持つ方に対し、知識の普及・啓発を実施します。また、子どもの生活習慣病ハイリスク児の早期発見や予防にも努めます。

(1) 巡回教室

子どもの生活習慣病の予防を目的として、保育園・幼稚園等を会場に知識の普及・啓発を目的とした教室を実施します。

(2) 健康相談・健康教室

知識の普及とともに、ハイリスク児の早期発見、予防を目的として、専門職による相談や運動教室を、幼児・児童それぞれを対象に実施します。

(3) 対策委員会

子どもに関わる関係者（医師、歯科医師、保護者、保育園、幼稚園、学校等）の代表で構成され、事業の評価や推進を目的に年1回実施します。

(4) 5歳児生活実態調査

小児肥満の動向や生活実態を知り、それに即した予防事業が展開できるように5歳児を対象

に調査します。

- (5) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

2 9 思春期対策連絡調整事業

生涯にわたり健やかに過ごすための基盤となる思春期の中学生・高校生等に対し、生命の尊さや母性・父性の養成を行い、健全な身体づくりについての正しい知識の普及をします。

- (1) 学校・地域からの依頼を受け、助産師・保健師・管理栄養士が思春期教室を実施します。
(2) 思春期対策連絡会を年 1 回実施し、学校保健と地域保健の情報交換を行い、連携を図ります。
(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

3 0 永久歯^{ほうしゅつ}萌出期歯科保健事業

- (1) 対 象
4・5 歳児とその保護者
(2) 内 容

永久歯が萌出する時期にあわせ、自分自身で歯を守る力をつけるための支援を行うこと目的として、歯科衛生士が幼稚園、保育園に出向き、教室を実施します。

- (3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

3 1 妊娠期からの児童虐待予防事業

妊娠期の段階から支援が必要な妊産婦を対象に、早期に必要な支援を行い、育児不安等を軽減することで児童虐待の予防に努めます。

- (1) 周産期医療機関、平塚児童相談所、平塚保健福祉事務所、こども家庭課との連携を図ります。
(2) 支援会議を年 3 回実施するほか、随時必要に応じた連携を図ります。
(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

3 2 不育症治療費助成事業

令和 2 年 4 月から、不育症の診断を受け、治療を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成します。

- (1) 対象となる治療

令和 2 年 4 月 1 日以降に治療が終了し、申請日時点で、治療が終了した日から 1 年以内の不育症治療（令和 2 年 4 月 1 日より前から継続して不育症治療を受けている場合、治療期間の初日は 4 月 1 日以降最初に不育症治療を受診した日となります。）

- (2) 不育症とは

厚生労働省では、妊娠はするものの 2 回以上繰り返す流産や死産などによって赤ちゃんを授けられないことを不育症としています。

- (3) 助成の要件（全てを満たしている御夫婦）

ア 法律上の婚姻をしている夫婦であること。あるいは事実婚関係にあること。

イ 申請日時点で、1 年以上前から平塚市に住民登録があること。

ウ 市税を滞納していないこと。

- (4) 助成の内容

不育症治療（１治療期間）に要した費用について、３０万円を限度に助成します。助成を受けることができる回数は、１年度あたり１回とし、通算５回までです。

１治療期間とは、診断を受け治療を開始した後１回の妊娠成立から妊娠終了（出産、流産、死産など）までの期間です。不育症に係る検査のみで不育症治療をしない場合は、助成対象外です。

（５）助成の対象となる費用

厚生労働省不育症研究班に属する医療機関、または、これと同等の能力を有する医療機関が行う不育症の治療及びその治療に係る検査に要した費用のうち、保険適用外の費用が対象となります。

（６）お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話５５－２１１１

３．３ 不妊治療（先進医療）費助成事業

医療保険適用の体外受精・顕微授精と併せて、医療保険の適用とならない先進医療の治療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部を助成します

（１）対象となる治療

厚生労働省より先進医療として告示されている治療・技術です。

（２）先進医療とは

保険診療としては認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を満たした施設での、保険診療と保険外診療との併用を認める制度で、保険診療の治療費は３割が患者負担ですが、併せて行われた先進医療分の治療費は、１０割が患者負担となっています。

（３）助成の要件（全てを満たしているご夫婦）

- ア 医療保険用の特定不妊治療と併用して先進医療を受けたこと
- イ 治療開始日及び申請日時点で、法律上の婚姻をしているまたは事実婚である
- ウ 助成申請の時点で、夫婦の両方または一方が平塚市民であるご夫婦（事実婚を含む）
- エ 市税等を滞納していない
- オ 他の自治体で助成を受けていないこと

（４）助成回数

医療保険で治療できる回数

初回の治療開始時点の妻の年齢が４０歳未満の場合は、１子につき胚移植６回まで

初回の治療開始時点の妻の年齢が４０歳以上４３歳未満の場合は、１子につき胚移植３回まで

※胚移植できずに中止した場合も医療保険適用であれば対象となります。そのような場合は、医療保険と同様に回数制限はありません。

（５）助成の対象となる費用

１回の治療で先進医療にかかった費用１０分の７について、５万円を上限に助成します。

（６）お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話５５－２１１１

2 健康増進事業

市民の健康づくりのために「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識の普及・啓発を推進し、生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防を図ります。

1 健康手帳

健康管理に役立つ「健康手帳」を厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。健康診査の結果や健康保持のために必要な事項（血圧・体重など）を書きとめ、健康づくりにご活用ください。

2 健康教育

生活習慣病予防を必要とする市内在住等の方を対象に「日ごろの生活習慣を見直し、自分の健康管理に役立てる」という健康の保持増進を目的として、生活習慣病の予防改善に関する正しい知識の普及を図るために各種健康教室を保健センターで実施します。

(1) 生活習慣病予防教室（講話）

医師、保健師等、管理栄養士の講義を実施します。

(2) 肥満予防・改善教室

生活習慣病やその予備群であるメタボリックシンドロームを予防するため、就労世代対象の5日間の教室を年2回実施します。保健師や管理栄養士、運動指導者等から、適切な運動や食生活について講義及び実技等を実施します。

(3) 歯科健康教室

歯の健康に関する教室を年5回実施します。

(4) 休養・こころの健康教室

休養・心の健康づくりのための教室を年1回実施します。

(5) その他

ア たばこに関する知識の普及・啓発を行うことを目的に、5月31日の世界禁煙デーに合わせ、「たばこと健康」に関する情報提供を広報媒体等で周知します。

イ がんに関する知識の普及、がん検診受診の啓発を行うことを目的に、がん征圧月間及びがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーンに併せて、がん予防に関する情報提供を広報媒体等で周知します。

(6) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

3 健康相談

(1) 対 象

生活習慣病予防を必要とする市内在住等の方

(2) 内 容

心身の健康に関して、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が個別で相談に応じ、家庭における健康管理に必要な指導及び助言を行います。

ヘルスアップ相談を毎月1～2回保健センターで実施し、その他相談があれば随時行います。

なお、電話での相談は随時実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

4 健康診査

(1) 生活保護受給者等健康診査

糖尿病等の生活習慣病の早期発見等を目的として健康診査を実施します。

ア 対 象

(ア) 40歳以上で生活保護法による被保護世帯の方（年齢は実施年度の年度末年齢）

(イ) 40歳以上で中国残留邦人等及び特定配偶者支援給付受給者の方（年齢は実施年度の年度末年齢）

※（ア）、（イ）の対象の方は健康保険に加入していないことが条件です。

イ 内 容

健診内容は、身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査等です。

6月から12月末日まで、実施医療機関で1回受診できます。

ウ 費 用

(ア) 免除（※証明できる必要書類を提示し申請書を記入）

(イ) 免除（※証明できる必要書類を提示し申請書を記入）

エ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

(2) 肝炎ウイルス検診

ア 対 象

40歳以上の方で過去に肝炎ウイルスの検査を受けたことがない方（年齢は実施年度の年度末年齢）

イ 内 容

自身の肝炎ウイルス感染の状況を確認します。検診内容は、問診と血液検査です。

※なるべく特定健康診査や後期高齢者健康診査等と同時に受診してください。

6月から翌年の3月末日まで、実施医療機関で1回受診できます。

ウ 費 用

1,200円

※70歳以上の方、受診者負担金免除の方（生活保護法による被保護世帯の方、市民税非課税世帯の方、65歳以上70歳未満で一定以上の障がい認定を受けている方、中国残留邦人等及び特定配偶者支援給付受給者の方）は実施医療機関窓口に必要な書類を提示し申請書を記入すると無料です。

エ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

(3) 肝炎ウイルス検診個別勧奨事業

ア 対 象

40歳以上5歳刻みの年齢の方（実施年度の4月1日時点の年齢）で過去に肝炎ウイルスの検査を受けたことがない方

イ 内 容

無料受診券を個別に送付することにより、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、未受診者を減らし肝炎患者の早期発見・早期治療につなげることを目的に実施します。

ウ 費 用

無料（対象者の方には検診無料受診券等を送付します）

エ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 2 1 1 1

（４）胃がん検診

ア 対 象（年齢は実施年度の年度末年齢）

バリウム検査 ４０歳以上の方

内 視 鏡 検 査 ５０歳から６８歳までの偶数年齢の方

イ 内 容

がんの早期発見・早期治療をめざし、バリウム検査は集団検診、内視鏡検査は個別検診で、どちらか年に１回の受診機会を設定しています。

（ア）集団検診（バリウム検査）

年間約３０回（５月～翌年３月）、保健センターほか市内施設で実施します。

（イ）個別検診（内視鏡検査）

４月から翌年３月末日まで、指定医療機関で受診できます。

ウ 費 用

（ア）集団検診 １，４００円

（イ）個別検診 ５，０００円

※７０歳以上の方・受診者負担金免除者は無料です。

エ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 5 5 - 3 7 0 0

（５）大腸がん検診

ア 対 象（年齢は実施年度の年度末年齢）

４０歳以上の方

イ 内 容

がんの早期発見・早期治療をめざし、年に１回の受診機会を設定しています。

（ア）集団検診

年間約３０回（５月～翌年３月）、保健センターほか市内施設で実施します。

（イ）個別検診

４月から翌年の３月末日まで、指定医療機関で受診できます。

ウ 費 用

（ア）集団検診 ５００円

（イ）個別検診 ６００円

※７０歳以上の方・受診者負担金免除者は無料です。

（６）肺がん検診

ア 対 象（年齢は実施年度の年度末年齢）

４０歳以上の方

イ 内 容

がんの早期発見・早期治療をめざし、個別検診方式による年に１回の受診機会を設定しています。また、医師が必要と認めた方に対しては喀痰検査も実施しています。

４月から翌年の３月末日まで、実施医療機関で受診できます。

ウ 費 用

1,000円（喀痰検査あり 1,700円）

※70歳以上の方・受診者負担金免除者は無料です。

エ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-3700

（7）子宮がん検診（年齢は実施年度の年度末年齢）

ア 対 象

20歳以上の女性

イ 内 容

がんの早期発見・早期治療をめざし、集団検診方式と個別検診方式による受診機会を設定しています。個別検診においては、医師が必要と認めた方に対しては体がん検診も実施しています。

（ア）集団検診（頸がん）

年間約30回（5月～3月）、保健センターほか市内施設で実施します。

（イ）個別検診（頸・体がん）

4月から翌年の3月末日まで、指定医療機関で受診できます。

ウ 費 用

（ア）集団検診 1,000円

（イ）個別検診 2,500円（子宮頸がん＋体がん 4,000円）

※70歳以上の方・受診者負担金免除者は無料です。

エ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-3700

（8）乳がん検診

ア 対 象（年齢は実施年度の年度末年齢）

40歳以上偶数年齢の女性

※40歳以上の奇数年齢の女性も、前年度未受診の場合は受診可

イ 内 容

がんの早期発見・早期治療をめざし、集団検診方式と個別検診方式による受診機会を設定しています。

（ア）集団検診

年間約20回（5月～3月）、保健センターほか市内施設で実施します。

（イ）個別検診

4月から翌年の3月末日まで、実施医療機関で受診できます。

ウ 費 用

（ア）集団検診 2,000円

（イ）個別検診 2,500円

※70歳以上の方・受診者負担金免除者は無料です。

エ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-3700

（9）前立腺がん検診

ア 対 象（年齢は実施年度の年度末年齢）

40・45・50・55・60歳の男性

イ 内 容

がんの早期発見・早期治療をめざし、個別検診方式による年に1回の受診機会を設定しています。

4月から翌年の3月末日まで、実施医療機関で受診できます。

ウ 費用

1,000円

※受診者負担金免除者は無料です。

エ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-3700

(10) 成人歯科健康診査

ア 対象

40歳、50歳、60歳及び70歳の節目年齢の方で検診を希望する方
(年齢は実施年度の年度末年齢)

イ 内容

6月から翌年の3月末日まで、実施医療機関において成人歯科健康診査を個別に実施します。口腔がん検診は追加検査（オプション）となります。

ウ 費用

1,000円（口腔がん検診を受診した場合は1,100円）

※70歳の方、受診者負担金免除者は無料です。

エ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

5 訪問指導

(1) 対象

生活習慣病予防等を必要とする市民の方

(2) 内容

生活習慣病予防及び心身機能の低下防止と健康保持増進を図ることを目的として、保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図り、本人及びその家族に対して保健・栄養・口腔等に関する必要な指導、相談を保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが実施します。

(3) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

3 食育推進事業

平塚市食育推進計画に基づき、食育関係各課との連携により、市民一人ひとりが実践できる食育のまちづくりをめざすため、食育推進を図ります。

(1) 親子で朝ごはんクッキング

ア 対象

3歳から5歳（就学前まで）の子どもとその保護者

イ 内容

規則正しい生活リズムを整え、朝ごはんを毎日バランス良く食べられるように簡単メニューの動画やレシピの配信を行います。

ウ お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

4 地域保健・健康づくり事業

自分の健康は自分で守り、自分でつくるという認識のもとに、各人が栄養、運動、休養のバランスがとれた日常生活が送れるよう、地域の方々とともに健康づくりを推進します。

1 地区組織活動

(1) 健康推進員養成・育成事業

ア 健康推進員養成講座

(ア) 対 象

一般市民（公募）

(イ) 内 容

運動と休養による健康づくり活動の推進に必要な知識と実践のための技術を習得する8日間の講座を年1回、主に保健センターで実施します。

また、養成講座のフォローを目的とした講座を年1回実施します。

(ウ) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

イ 健康推進員育成講座

(ア) 対 象

健康推進員

(イ) 内 容

養成講座を修了して地域で健康づくり活動を行っている健康推進員に対して、活動に必要な新しい知識や技術を習得するための講座を実施します。

(ウ) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

(2) 食生活改善推進員養成・育成事業

ア 食生活改善推進員養成講座

(ア) 対 象

一般市民（公募）

(イ) 内 容

食生活改善活動の推進に必要な知識と、実践のための技術を習得する8日間の講座を年1回、主に保健センターで実施します。

(ウ) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

イ 食生活改善推進員育成事業

(ア) 対 象

食生活改善推進員

(イ) 内 容

養成講座を修了して、地域で組織的な食生活改善活動を行っている食生活改善推進員に対して、最新の食情報の提供と、地域活動の推進のための助言、支援等を行います。

(ウ) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

2 健康づくり推進事業

地域での運動と休養による健康づくり活動の啓発、市民健康づくり周知活動、関係行事への参

加活動を中心に、平塚市健康推進員連絡協議会が事業を展開します。

(1) 対 象

市内在住・在勤の方

(2) 内 容

ア 健康ウォーキング及び体験ウォーキング

健康ウォーキングは年10回程度実施します。

イ くすの木体操

平塚市のご当地体操として、講師による教室や、健康推進員が講師となる教室を実施します。

ウ 運動及び休養の健康教室

運動及び休養をテーマとした教室を年4回実施します。

エ 体力チェック

地域の方からの依頼や公民館まつり等で握力、体脂肪、肺活量測定等を実施します。

(3) 会場・日程

健康ウォーキングは市内各所で、その他の教室は公民館、保健センター等で実施します。

(4) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

3 栄養改善指導事業

(1) 対 象

一般市民

(2) 内 容

平塚市食生活改善推進団体の協力を得て、食生活改善のための事業を行います。

(3) 会場・日程

公民館等で実施します。

(4) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

4 平塚市健康増進計画推進事業

あらゆる世代の市民が健康的な生活を送れることを目指し、市民一人一人による健康づくりの取組への支援、市民の健康づくりへの関心を高めるための普及啓発、市民の健康を地域で支える健康づくりを推進します。

5 地域健康づくり支援事業

(1) 内 容

市民団体及びグループ等からの依頼に応じて、健康教育、健康相談等を実施します。

(2) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話55-2111

6 献血推進事業

(1) 対 象

一般市民及び市内事業所在勤者・市内大学在学者

(2) 内 容

献血の大切さを市のホームページやポスター等で訴えとともに、国県及び日本赤十字社と協力して市内事業所、学校等における献血の計画的実施に加え、街頭での献血参加を呼びかけています。

(3) 会 場

市内事業所等 年間約 80 回

街頭 年間約 70 回

(4) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

5 予防接種事業

感染症に対する抵抗力の保持・増進を目的に予防接種を実施しています。

1 定期予防接種

実施医療機関で個別に接種を受けることができます。

(1) 対 象

ア D T 二種混合予防接種（破傷風・ジフテリア）

2 期 11 歳から 13 歳未満の者（1 回）

イ 麻しん・風しん

1 期 生後 12 か月から 24 か月未満の者

2 期 5 歳から 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
（いわゆる幼稚園・保育所の年長児）

ウ 日本脳炎

1 期初回 生後 6 か月から 90 か月未満の者（2 回）

1 期追加 1 期初回終了後 6 か月以上の間隔をおいて（1 回）

2 期 9 歳から 13 歳未満の者（1 回）

エ B C G

生後 1 歳未満の者（1 回）

オ D P T - I P V - H i b 五種混合予防接種

（破傷風・ジフテリア・百日咳・不活化ポリオ・ヒブ）

1 期初回 生後 2 か月から 90 か月未満の者（3 回）

カ ポリオ（急性灰白髄炎）

1 期初回 生後 2 か月から 90 か月未満の者（3 回）

1 期追加 1 期初回終了後 6 か月以上の間隔をおいて（1 回）

キ D P T 三種混合予防接種（破傷風・ジフテリア・百日咳）

1 期初回 生後 2 か月から 90 か月未満の者（3 回）

1 期追加 1 期初回終了後 6 か月以上の間隔をおいて（1 回）

ク ヒトパピローマウイルス感染症予防（子宮頸がん予防）

小学 6 年生から高校 1 年生に相当する年齢の女子（2 回又は 3 回）

シルガード 9 に限り、一回目の接種が 15 歳未満で 2 回接種可能。

平成9年度から高校2年生に相当する年齢の女子（3回）

ケ 小児用肺炎球菌

2か月齢以上5歳未満の者（接種開始年齢によって1回から4回）

コ 水痘（水ぼうそう）

生後12か月から36か月未満の者（2回）

サ B型肝炎

生後1歳未満の者（3回）

シ ロタ

ロタリックス（1価）出生6週から24週に至るまで（27日以上の間隔をおいて2回）

ロタテック（5価）出生6週から32週に至るまで（27日以上の間隔をおいて3回）

ス 風しん第5期（抗体検査及び予防接種）

抗体検査 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方

予防接種 風しん抗体検査の結果、十分な抗体がない者が対象

※抗体検査及び予防接種を実施する場合はクーポン券が必要となりますので、受診を希望される場合は医療機関にお問い合わせください。

セ インフルエンザ

平塚市に住民票がある65歳以上の者及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器等に障がいのある者（1回）

ソ 新型コロナウイルス感染症

平塚市に住民票がある65歳以上の者及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器等に障がいのある者（1回）

タ 高齢者用肺炎球菌

過去に一度も接種したことがなく、65歳及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器等に障がいのある者（1回）

（2）日程・会場

予防接種実施医療機関で年間を通じて接種を受けられます。ただし、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については別に期間を定めて実施します。

なお、風しん第5期については、令和元年度から令和7年3月31日までの期間に実施します。実施医療機関については厚生労働省ホームページ（風しん抗体検査・風しん第5期定期接種受託医療機関）に掲載しています。

（3）費用

DT二種混合、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、DPT－IPV－Hib五種混合、ポリオ、DPT三種混合、ヒトパピローマウイルス感染症予防（子宮頸がん予防）、小児用肺炎球菌、水痘（水ぼうそう）、B型肝炎、ロタ、風しん第5期 無料

※里帰り出産等、都合により他市町村で予防接種を受ける場合は、接種費用を領収書と引き換えに払戻しいたします。平塚市の予防接種を実施する医療機関以外で予防接種を希望する方は、必ず事前に平塚市健康課へ御相談ください。

インフルエンザ 1,600円

新型コロナウイルス感染症 2,800円

高齢者用肺炎球菌 3, 000円

(生活保護世帯、市民税非課税世帯に属する方、中国残留邦人等及び特定配偶者支援給付受給者の方は無料です。)

(4) お問い合わせ 健康課(保健センター) 電話55-2111

2 平塚市風しん対策事業

風しんの流行に伴う対策として、先天性風しん症候群を予防するため、大人の風しん予防接種費用の一部助成事業を実施しています。

(1) 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(2) 対 象

ア 妊娠を予定又は希望している女性

イ 妊娠している女性の配偶者(子の父親)

ただし、次の人は除きます。

- ・風しんの罹患歴のある人
- ・風しん(麻しん風しん混合MR、麻しん風しんおたふくかぜ混合MMR含む。)の予防接種を受けたことがある人
- ・妊娠中の女性

(3) 接種場所

平塚市風しん対策事業協力医療機関

※市のホームページに掲載しているほか、保健センター、市役所、公民館にちらしを配架しています。

(4) 助成回数

1人1回

(5) 助成費用

MRワクチン(麻しん風しん混合)を接種した場合 5, 000円

風しん単味ワクチンを接種した場合 3, 000円

※接種費用から上記の助成額を引いた差額を協力医療機関へお支払いください(任意の予防接種のため、接種費用は医療機関により異なります)。

※次のいずれかに該当する場合、接種費用を全額助成します。

受診時に証明書類の提示が必要となります。

- ・生活保護法による被保護世帯の方
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者の方
- ・市民税非課税世帯に属する方

(6) 申請方法

協力医療機関で接種の際、対象確認のための書類を提示のうえ、助成申請書に記入して申し込みます。

<確認書類>

- ・健康保険証など住所等が確認できるもの
- ・妊娠している女性の配偶者は、出産予定のお子さんの母子手帳の原本又は父親の氏名が書かれた部分のコピー

(7) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-2111

6 感染症予防事業

医療技術等の向上により減少していた新規結核患者数は、平成9年に増加に転じました。この結核の予防策として、正しい情報の提供、早期発見・早期治療を目的とした、健康診断及び予防接種受診（接種）率の向上を図っています。また、エイズ等の感染症についても、情報提供、PR活動を行っています。

1 胸部エックス線撮影

- (1) 対 象
65歳以上の方
- (2) 内 容
結核健康診断としてエックス線撮影を実施します。
がん集団検診会場にて年間9回実施します。
- (3) 費 用
無料
- (4) お問い合わせ 健康課（保健センター） 電話 55-3700

2 エイズ予防事業

国・県・保健福祉事務所などと密に連携をとりながら広報に努め、周知を図ります。

7 救急医療

市民の健康を守るため、様々な救急医療体制を整備しています。

1 休日・夜間急患診療所

市が補助金を支出し、医師会・歯科医師会・薬剤師会が開設し、平日は夜間、休日は昼夜間の診療を実施しています。

- (1) 休日診療（休日・年末年始）
 - ア 受付時間 9時00分から11時30分まで
(歯科の受付は9時30分から)
13時30分から16時30分まで
 - イ 診療科目 内科・小児科・外科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科
※眼科・耳鼻咽喉科は第2・4日曜日のみ実施
- (2) 夜間診療（平日・休日の夜間）
 - ア 受付時間 19時から22時30分まで
(月曜から金曜までの外科は19時30分から診療)
 - イ 診療科目 内科・小児科・外科

(3) お問い合わせ 平塚市休日・夜間急患診療所

受付時間内 (医科) 電話 55-2145 FAX 55-2196

(歯科) 電話 55-2176 FAX 55-2197

受付時間外 050-1807-4199 (平塚消防署救急案内)

2 二次救急医療

(1) 内 容

平塚市の二次救急医療体制は、平塚・中郡地区の4医療機関が輪番で患者を受け入れています。休日(内科、外科、産婦人科の3科)及び土曜日(内科、外科の2科)は24時間体制で、平日(内科)は18時から翌朝8時まで対応しています。

なお、小児患者さんが緊急に手術・入院が必要になった場合、平成28年4月から平塚市民病院のみでの受け入れとなり、同病院に小児患者さんの集中が予想されます。そのため今までどおり、軽い症状や病気のかかり始めの場合は、まず、お住まいの地域にある「かかりつけ医」を受診するよう改めてお願いいたします。

(2) お問い合わせ 平塚消防署救急案内 電話 050-1807-4199

3 障がい者歯科二次診療

(1) 内 容

障がい者の歯科医療を受ける機会を確保し、障がい者の健康の保持及び増進を図るため、市が補助金を支出し、平塚歯科医師会が実施しています。

(2) 診療日

ア 毎週木・土曜日

イ 診療時間 13時～17時(予約制)

10時～12時(第1・第3木曜日の定期検診のみ)

(3) お問い合わせ 平塚市休日夜間・障がい者歯科診療所 電話 55-2176

19 社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

1 事務所所在地

平塚市追分1番43号（平塚市福祉会館内）

電話33-1377 FAX33-6588

2 社会福祉協議会の目的

この社会福祉法人は、平塚市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として次の事業を行います。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 共同募金事業への協力
- (6) 老人福祉センターの経営
- (7) 福祉資金貸付事業
- (8) 日常生活自立支援事業の経営
- (9) 特定相談支援事業の経営
- (10) 障害福祉サービス事業の経営
- (11) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (12) 子育て援助活動支援事業の経営
- (13) 生活困窮者の自立を促進することを目的とする事業
- (14) 権利擁護の推進を目的とする事業
- (15) 居宅介護支援事業
- (16) 地域包括支援センター事業
- (17) 医療及び介護の支援、連携を目的とする事業
- (18) 平塚市福祉会館の管理運営
- (19) 平塚栗原ホームの管理運営
- (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業

3 事業の概要

(1) 地区社協の育成・支援

- ア 地区社協の活動事業を支援します。
- イ 地区社協活動費として補助金を交付します。
- ウ 地区社協会長（地区社協部会）連絡会議を実施します。
- エ 地区社協研修会を実施します。

(2) 福祉団体等の育成・支援

- ア 市内の福祉団体へ補助金を交付します。

- イ 地域活動支援センター等へ事業運営費等の年末配分金を交付します。
- ウ 地域活動支援センター等の活動に関する補助金を交付します。
- (3) 広報啓発活動
 - ア 広報紙「福祉だよりひらつか」の発行
 - イ 市民を対象に次のイベントを開催します。
 - (ア) 社会福祉功労者表彰式典
 - (イ) 社会福祉展
- (4) 高齢者への福祉
 - ア 在宅寝たきり高齢者等へ慰問品を贈呈します。
 - イ 老人福祉センターを運営します。
 - ウ 高齢者趣味の講座を開催します。
 - エ 地域包括支援センターを運営します。(崇善地区、松原地区を担当)
- (5) 障がい児者への福祉
 - ア 1・2級視覚障がい者へ点字図書購入費の一部を助成します。
 - イ 視覚障がい者に点訳・録音図書(音訳ライブラリー)を貸し出します。
 - ウ 障がい児者世帯への支援を目的とした企画を実施します。
 - エ おもちゃぱ〜くを開催します。
 - オ 通学が困難な障がい児者へ移送サービスを行います。(ふくふく号)
- (6) 遺児への福祉
 - ア 18歳以下の交通遺児等(交通事故等により保護者が死亡または重度障がいを負った子)へ激励金を贈ります。
 - イ 18歳以下の一般遺児(病気や自死などにより保護者が死亡した子)へ激励金を贈ります。
- (7) ひとり親世帯への福祉
 - ア ひとり親世帯への支援を目的とした企画を実施します。
- (8) 生活に困っている方への福祉
 - ア 生計困難世帯へ夏期・年末に慰問金を支給します。
 - イ 生計困難世帯の児童(小学校6年生・中学校3年生)へ、修学旅行等支度金の助成を行います。
 - ウ 生計困難世帯の児童へ入学時(小・中学校)に入学祝金と被服購入助成費を支給します。
 - エ 生計困難世帯の中学校卒業時に祝金を支給します。
- (9) ボランティアセンター事業
 - ア ボランティア活動をしたい方や、ボランティアを必要とする方からの相談を受け、コーディネートを行います。
 - イ 新たにボランティア活動をする方の啓発・支援を行います。
 - ウ ボランティア養成講座等を開催します。
 - エ ボランティア活動グループ等へ活動費を補助します。
 - オ 小・中・高等学校・特別支援学校を対象に、福祉活動費の一部を補助します。(故小泉由治郎福祉活動基金)
 - カ 市民を対象に福祉学習や出張ボランティアスクールを開催します。
 - キ ボランティアのつどいを開催します。
- (10) 貸付事業

ア 一時貸付について

平塚市に居住する低所得者で一時的に生活に困窮した方へ、資金の貸付けを行い、生活の安定と経済的自立を援護します。

(ア) 対 象

低所得者であって、災害、疾病、出産、葬祭、就業、子女の教育、その他緊急不時の出費のため一時的に生活に困窮し、自立更生に役立つことが期待できる方

- a 平塚市に居住し、独立の生計を営む成年者
- b 低所得のため僅少な不時の出費等によって一時的に生活が困難な方
- c 生活に必要な融資を他から受けることが困難な方
- d この資金の借受けの後、民生委員の指導等を受けることが可能な方
- e 特に緊急の貸付けを必要と認める方

(イ) 条 件

- a 貸付限度額一世帯5万円以内
- b 無利子。償還期間は1年以内とします。返済は毎月又は一括払い。
- c 連帯保証人（保証能力を有する方）1人以上を必要とします。

※貸付額により連帯保証人を要しない場合があります。

イ 生活福祉資金貸付について

低所得者、高齢者及び障がい者等の世帯の自立更生と生活の安定を図るため、見守り支援等の必要がある際には、民生委員等の連携し貸付を行います。

(ア) 対 象

〔総合支援資金〕

失業などにより生活の維持が困難になった世帯が、生活の立て直しのために、継続的な相談支援（就労支援、家計指導）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯。現に住所を有していること又は住居確保給付金の申請を行い住宅の確保が確実に見込まれること、他の公的給付制度を受けられる見込みがある場合等いくつかの要件があります。また、原則として生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業の対象となっていることが貸付けの要件になります。

〔福祉資金（緊急小口資金を含む。）、教育支援資金〕

- a 低所得者世帯であること
(生保基準の1.7倍以内、生活福祉資金収入基準を適応)
- b 他から融資を受けることが困難である方（他制度優先）
- c 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた方等が属する世帯
- d 常時介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯
- e 緊急小口資金については、原則として生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業の対象となっていること

〔不動産担保型生活資金〕

- a 65歳以上の高齢者世帯であること。
- b マンション以外の当該不動産に居住していること。
- c 不動産が担保に入っていないこと。

- d 低所得世帯であること。
- e 不動産の評価が1,500万円以上あること。
- f 本人、配偶者の両親以外の同居人がいないこと。

(イ) 申込方法

- a 総合支援資金は、事前に平塚市役所内のくらしサポート相談で住居確保給付金や自立相談支援事業の対象になるか、ハローワークの雇用施策の適用になるかどうか相談をしてください。
- b 原則として連帯保証人が必要です。状況により連帯保証人が立てられない場合もご相談にのれます。
- c 連帯保証人がいる場合は無利子です。連帯保証人がいない場合、貸付利率1.5%です。
- d 貸付けにあたっては神奈川県社会福祉協議会で審査があります。

(ウ) 資金の種類

資金の種類は生活福祉資金一覧表を参照してください。

(11) 相談事業

各種相談を実施しています。

ア ボランティア活動相談

ボランティア活動について（参加や支援など）

毎週月曜日から金曜日まで、8時30分から17時まで

お問い合わせ ボランティアセンター 電話33-0007

イ 生活支援相談（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）による相談）

制度の狭間や多様な福祉課題を抱えるなど、既存の制度や福祉サービスでは対応が難しい相談について課題を整理し、相談者が必要とする支援につなぎます。

毎週月曜日から金曜日まで、9時00分から17時まで

お問い合わせ 地域福祉推進課 地域福祉総合支援班 電話33-3100

ウ くらしサポート相談

（ア）就労や住居の問題等をはじめとした生活上の困りごとの相談及び自立に向けた支援について（生活困窮者自立相談支援事業）

（イ）生活福祉資金・一時貸付について

毎週月曜日から金曜日まで、8時30分から17時まで

お問い合わせ くらしサポート相談 電話21-8813

(12) 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用や金銭管理等が必要な判断が不十分な方に対して、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう支援します。

ア 対象

身の回りに支援してくれる人や信頼できる人がいない方であって、以下に該当する方

- （ア）おおむね65歳以上の寝たきり高齢者
- （イ）ひとり暮らしの認知症高齢者
- （ウ）身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

イ 支援内容

(ア) 福祉サービスの利用援助

(イ) 日常的金銭管理サービス…公共料金、福祉サービス利用等の支払代行等

(ウ) 書類等預かりサービス…定期預貯金通帳、不動産権利証書等の預かり保管

ウ 利用料（所得状況により減額又は免除あり）

(ア) 福祉サービス利用支援 1回あたり2,500円

(イ) 日常金銭管理サービス 1回あたり2,500円

※(ア)(イ)は所得により減免があります。

(ウ) 書類等預かりサービス 月500円

お問い合わせ ひらつかあんしんセンター 立野町31-20（平塚栗原ホーム内）

電話37-1888

(13) 法人後見事業

平塚市社会福祉協議会が法人として成年後見制度の成年後見人等になり、住み慣れた地域で安心して生活していくための支援をする事業です。本会が成年後見人等として新規に選任されるには「審査会」で審査した後、家庭裁判所の審判によります。成年後見制度については、10ページを参照してください。

お問い合わせ ひらつかあんしんセンター 立野町31-20（平塚栗原ホーム内）

電話37-1888

(14) 子育て支援事業

ア 子育て支援センター事業

子育て支援センターの運営 南豊田381（豊田分庁舎内）電話／FAX34-9076

（利用日）月～金曜日

子育て支援センターについては、81ページを参照してください。

イ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターの運営 追分1-43（福祉会館内）

電話／FAX34-7844

（利用日）月～金曜日

ファミリー・サポート・センターについては、82ページを参照してください。

ウ 子育て支援育成事業

(ア) 地域の子育て支援グループ等の運営費の補助をします。

(イ) 子育て応援団体支援事業を実施します。

a 子育て応援団体情報交換会

b 子育て応援団体冊子発行

c おもちゃ貸出し事業

d 子育て支援ネットワークの推進

(ウ) 子ども貧困対策支援事業として、食料支援・子ども食堂・学習支援活動団体へ運営費等を補助します。（令和6年度に終了）

(15) 成年後見利用支援センター事業

成年後見利用支援センターの運営

立野町 31-20（平塚栗原ホーム内） 電話 35-6175 FAX 63-3377

成年後見利用支援センターについては、13ページを参照してください。

（16）その他の福祉

ア 失業、病気、身体障がい等のため目的地まで行くことができない方へ、旅費の一部を支給します。

※一時的に保護を必要とする緊急行旅病人への法外援護

イ 市民の方へ車いすの短期貸出しを行います。【原則1ヶ月以内（最大3ヶ月まで）、月500円（10日以内は無料）】

ウ 火災や風水害の被害を受けた世帯に災害見舞金を支給します。

4 お問い合わせ

平塚市社会福祉協議会 電話 33-2333（福祉会館）

33-1377（総務企画課）

FAX 33-6588

ホームページ <https://www.hiratsukasyakyo.jp>

生活福祉資金一覧表（概要）

資金の種類		資金の使途・説明	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間
総合 支 援 資 金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（初期貸付は3ヶ月を目安）	月額200,000円 （単身者は 150,000円）	最終貸付日 より 6ヶ月以内	10年以内
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円		
	一時生活再建費	滞納している料金を支払わないと生活に著しい支障が出る公共料金の立て替え、就職するのに必要な支度費や技能を習得するための経費など	600,000円		
福 祉 資 金		生業を営むために必要な経費	4,600,000円	6ヶ月以内	20年以内
		就職するために必要な資格取得及び教育、訓練などに必要な資金。資金利用者が生計中心者である場合には、その期間内の生計維持に必要な資金	6月以内の場合は 1,300,000円	6ヶ月以内	8年以内
		住居の移転等に必要な経費	500,000円	6ヶ月以内	3年以内
		就職、技能習得等の支度に必要な経費			
		冠婚葬祭に際して必要な経費			
		その他日常一時的に必要な経費			
		福祉用具の購入に必要な費用	1,700,000円	6ヶ月以内	8年以内
		自動車運転免許を保有する障がい者が自ら運転して社会参加するための車購入費用／障がい者の通院、通学を含む社会参加のために家族が運転する車購入費用	2,500,000円		
		中国残留邦人等の国民年金追納の費用	5,136,000円		10年以内
金 資 祉 福		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円	6ヶ月以内	7年以内

	病気（急性期状態）・負傷の治療費用、及びその期間中の生計を維持するために必要な費用		1,700,000円	最終貸付日より 6ヶ月以内	5年以内
	介護保険対象サービス及び総合支援法対象サービスを受けるために一時的に対応できなくなる支払費用、及びその期間中の生計を維持するために必要な費用		1,700,000円		
	災害に遭って、復旧するために必要な諸費用について対象（被災時より6ヶ月以内申込）		1,500,000円	6ヶ月以内	7年以内
緊急小口資金		①医療費又は介護費の支払 ②給与等の盗難・紛失 ③火災等被災 ④その他同等のやむを得ない理由（別途定めあり）などの条件により緊急的、一時的に生計の維持が困難となった場合の費用	100,000円	2ヶ月以内	12ヶ月以内
教育支援資金	教育支援費	就学するために必要な費用で、学校の標準修業年限の終期まで対象 ※高等学校・短大・大学等学校の種類により貸付	高校 月額35,000円	卒業後6ヶ月以内	20年以内
			高専 月額60,000円		
			短大 月額60,000円		
			大学 月額65,000円		
	就学支度費	学校入学時に必要な費用	500,000円		
不動産担保型生活支援資金		低所得の高齢者世帯に対し、現に居住する不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	月額300,000円	解約事項発生後3ヶ月以内	据置期間終了時

○ 貸付利子は、保証人をご用意いただいた場合かかりません。保証人がいない場合は1.5%です。（教育支援資金、緊急小口資金は無利子）

○ 延滞利子は年利3.0%です。（最終償還期限を過ぎた延滞元金に対し日割で加算されます）

この表は貸付条件の概要を掲載しているもので、この他収入条件等必要関係書類とあわせて貸付審査をすることになります。

※ 資金や世帯の状況により貸付けの条件や内容などが異なる場合があります。詳しくは くらしサポート相談 生活福祉資金担当までお問い合わせください。

20 平塚栗原ホーム

1 設置の目的

高齢者、障がい者等の福祉の増進及び生活の向上並びに地域福祉の推進を図ることを目的としています。

2 設置場所

平塚市立野町31番20号

3 事業の概要

(1) 介護保険事業

居宅介護支援事業

介護保険において要介護認定された高齢者に対して居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）による相談からケアプランの作成等、介護上の様々な支援を実施しています。

(2) 障害福祉サービス事業

ア 指定特定相談

障がいのある方が、身近な地域で安心して生活が送れるように相談をお受けします。

平塚市や関係機関等と連携を取りながら、障がいのある方それぞれに相応した計画の作成を行います。

イ 生活介護

常に介護を必要とする障がいのある方に、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援、創造的活動、生産活動、リハビリテーション、レクリエーション等を提供し、社会参加を支援します。

(3) ホームヘルプサービス事業（自主事業）

生活支援が必要な方に対して、ホームヘルパーを派遣し、介護及び家事援助を行います。自主事業として、対象や利用時間等の範囲を広げ、実施しています。

(4) その他

平塚栗原ホーム内には、次のセンターが設置されています。

ア 平塚市成年後見利用支援センター

成年後見利用支援センターについては、13ページを参照してください。

イ 平塚市高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）ゆりのき

高齢者よろず相談センターゆりのきについては、26ページを参照してください。

ウ ひらつかあんしんセンター

ひらつかあんしんセンターでは、日常生活自立支援事業及び法人後見事業を行っています。それぞれの事業については、143ページを参照してください。

エ 平塚市在宅医療・介護連携支援センター

平塚市在宅医療・介護連携支援センターについては、27ページを参照してください。

4 会議室等の貸出し及び利用の方法

(1) 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 開館時間

8時30分から17時まで

(3) 対 象

市内に居住する高齢者、障がい者及びその家族、市内の福祉団体及び福祉関係者

(4) 申込方法

会議室等

利用申込書を提出してください。利用日の2か月前から受け付けます。

5 お問い合わせ

平塚栗原ホーム

電話 35-6060

FAX 35-6038

※介護保険事業及び障害福祉サービス事業について

電話 35-3222

2 1 福 祉 会 館 等

1 平塚市福祉会館

(1) 設置の目的

平塚市福祉会館は高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的とする施設です。また、福祉会館内には高齢者のために各種相談、教養・健康講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置します。

(2) 所在地

平塚市追分 1 番 4 3 号

(3) 利用対象者

- ア 市内にお住まいの 60 歳以上の方と付添の方
- イ 市内にお住まいの障がい者の方と御家族
- ウ 市内の福祉団体及び福祉関係者

(4) 利用時間

福祉会館 9 時～16 時
会議室等 9 時～21 時
老人福祉センター 9 時～16 時
(浴場利用時間は 10 時～15 時)

(5) 利用料金

老人福祉センター浴場 100 円／1 回

(6) 休館日

日・祝日・年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)

(7) 利用手続

- ア 老人福祉センターの団体利用(大広間定員 100 名)
一斉申込は、利用する前月の中旬の午前 10 時から福祉会館にて受付をします。詳細は施設にお問い合わせください。
- イ 老人福祉センターの個人利用
市内 3 館の福祉会館及び七国荘を初めて利用される方は登録をして下さい。その際、「福寿カード」を発行しますので、次回から提示してください。
- ウ 会議室等

所定の利用申込書を提出してください。利用日の 2 ヶ月前から受け付けます。(日曜・祝日の場合は翌開館日)

(8) お問い合わせ

平塚市福祉会館 電話 33-2333
FAX 33-6588

2 平塚市南部福祉会館

(1) 設置の目的

平塚市南部福祉会館は高齢者や障がい者等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的とする施設です。また、福祉会館内には高齢者のために各種相談、教養・健康講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置します。

(2) 所在地

平塚市袖ヶ浜20番1号

(3) 利用対象者

ア 市内にお住まいの60歳以上の方と付添の方

イ 市内にお住まいの障がい者の方と御家族

ウ 市内の福祉団体及び福祉関係者

(4) 利用時間

福祉会館 9時～16時

会議室等 9時～21時

老人福祉センター 9時～16時

(浴場利用時間は10時～15時、プール利用時間は10時～16時30分)

(5) 利用料金

ア 老人福祉センター浴場 100円／1回

イ 機能回復訓練用プール 100円／1回

(6) 休館日

日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

(7) 利用手続

ア 老人福祉センターの団体利用(大広間定員70名)

一斉申込は、利用する前月の中旬の午後2時から南部福祉会館にて受付をします。詳細は施設にお問い合わせください。

イ 老人福祉センターの個人利用

市内3館の福祉会館及び七国荘を初めて利用される方は登録をして下さい。その際、「福寿カード」を発行しますので、次回から提示してください。

ウ 会議室等

所定の利用申込書を提出してください。利用日の予約は、受付日から2ヶ月後の月末までの分を受け付けます。(日曜・祝日の場合は翌開館日)

エ 機能回復訓練用プールを利用する場合

最初に登録(個人・団体)をしてください。その際、「利用登録カード」を発行しますので、次回から提示してください。

(8) お問い合わせ

平塚市南部福祉会館 電話 21-3370

FAX 21-5355

3 平塚市西部福祉会館

(1) 設置の目的

西部福祉会館は、高齢者や障がい者、子育て中の親や子ども等の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的とする施設です。また、福祉会館内には高齢者のために各種相談、教養・健康講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置します。

(2) 所在地

平塚市公所 868 番地

(3) 利用対象者

- ア 市内にお住まいの 60 歳以上の方と付添の方
- イ 市内にお住まいの障がい者の方と御家族
- ウ 市内にお住まいの子育て中の方とお子さん
- エ 市内の福祉団体及び福祉関係者

(4) 利用時間

福祉会館 9 時～16 時

会議室等 9 時～21 時

老人福祉センター 9 時～16 時

(浴場利用時間は 10 時～15 時)

(5) 利用料金

老人福祉センター浴場 100 円／1 回

(6) 休館日

第 3 日曜日・年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)

(7) 利用手続

- ア 集会室(定員 72 名)の団体利用及び各会議室等の利用申込みの詳細は施設にお問い合わせください。
- イ 老人福祉センターを個人で利用する場合
市内 3 館の福祉会館及び七国荘を初めて利用される方は登録をして下さい。その際、「福寿カード」を発行しますので、次回から提示してください。

(8) お問い合わせ

平塚市西部福祉会館 電話 50-5525

FAX 50-5526

4 平塚市七国荘

(1) 設置の目的

平塚市七国荘は高齢者及び青少年に対し、教養の向上、レクリエーションの場を提供し、高齢者及び青少年の福祉を増進し、並びに青少年の健全育成を図ることを目的とする施設です。

(2) 所在地

平塚市土屋 4594 番地

(3) 利用対象者

- ア 市内にお住まいの 60 歳以上の方と付添の方

イ 市内の青少年団体

ウ 市内の高齢者福祉関係者及び青少年育成関係者

(4) 利用時間

老人憩いの家 10時～16時

※青少年の家として利用する場合は西部福祉会館にお問い合わせください。

(5) 休館日

日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※青少年の家として利用する場合は西部福祉会館にお問い合わせください。

(6) 利用手続

ア 団体利用(大広間定員80名)

利用申込み等の詳細は施設にお問い合わせください。

イ 個人利用

市内3館の福祉会館及び七国荘を初めて利用される方は登録をして下さい。その際、「福寿カード」を発行しますので、次回から提示してください。

※青少年の家として利用する場合は西部福祉会館にお問い合わせください。

(7) お問い合わせ

平塚市七国荘 電話／FAX 58-1265

2 2 平塚市余熱利用施設（リフレッシュプラザ平塚）

1 設置の目的

平塚市余熱利用施設は市民の健康及び福祉の増進並びに市民相互の交流促進を図ることを目的とする施設です。子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対して、運動をとおした健康づくりを進める健康増進センターと、高齢者の健康相談、教養講座及びレクリエーション等の活動の機会を提供する老人福祉センターを設置します。

2 所在地

平塚市大神 4 丁目 2 0 番 8 号

3 利用対象者

市内・市外問わず、すべての方

4 利用時間

9 時～ 2 1 時

（浴場利用時間は 1 0 時～ 2 0 時、健康増進室（水中トレーニング槽）利用時間は 9 時 3 0 分～ 2 0 時 3 0 分）

5 利用料金

利用する居室及び年齢区分等により異なります。詳細は施設にお問い合わせください。

6 休館日

月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）・年末年始（1 2 月 2 9 日～翌年 1 月 3 日）

7 利用手続

（1）団体利用（集会室定員 7 0 名ほか）

申込は施設にて受付します。（電話で空き状況は確認できます。）詳細は施設にお問い合わせください。

（2）個人利用

初めて利用される方は登録をして下さい。その際、「登録カード」を発行しますので、次回から提示してください。

8 お問い合わせ

平塚市余熱利用施設 電話／FAX 5 1 - 1 2 8 0

2 3 公益財団法人平塚市生きがい事業団

1 事務所所在地

平塚市西八幡 1 丁目 3 番 2 - 2 号（平塚市高齢者技能センター内）

2 事業団の目的・性格

高齢者に対して社会参加の機会を提供することにより、高齢者のもつ能力を社会に役立てるとともに、高齢者の生きがいを高揚し、もって市民の福祉の向上に寄与します。事業団と会員との関係はもちろん、会員と仕事の発注者との双方とも、雇用関係は持たず、また就業日数や一定の収入を保障するものでもありません。

3 会 員

事業団の会員は、市内在住で 60 歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、事業団へ会員の登録をすることができます。登録には入会登録手数料 1, 500 円がかかります。

4 会員業務就業規約に基づく就業 ※令和 7 年 4 月 1 日適用



5 事業団でできる主な仕事

技術群：パソコン指導、書道指導、絵画指導、各種講座講師、自動車運転、
経理事務など

技能群：大工、襖・障子張り替え、植木の手入れ、部品組立て、洋裁など

事務群：毛筆あて名書き、毛筆賞状書き、一般事務、データ入力など

管理群：施設管理、守衛、駐車場管理など

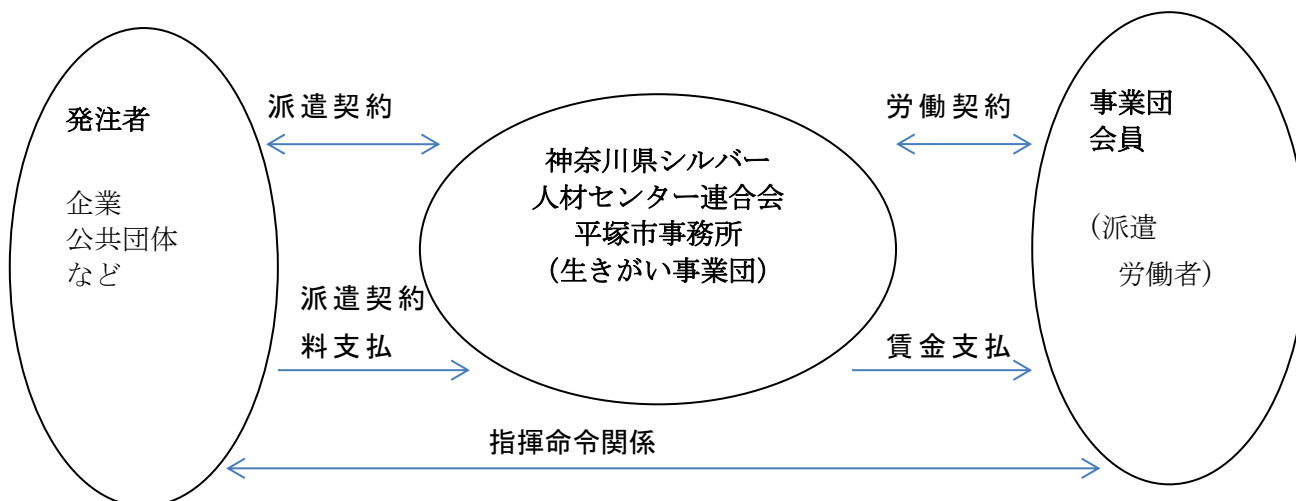
折衝外交群：営業、配達など

一般作業群：清掃、除草、草刈り、屋外作業など

サービス群：家事援助、高齢者支援、家具の移動、通院介助、育児支援など

6 労働者派遣事業

平成21年度より、多様な就業メニューの1つとして、請負事業になじまない仕事や発注者から指揮命令を受ける仕事は、シルバー派遣事業として行っています。シルバー派遣事業で働く場合には、会員は労働契約により、派遣労働者として神奈川県シルバー人材センター連合会に雇用され、就業場所である会社などに派遣されて、その就業先の指揮命令を受けて業務に従事します。



7 職業紹介事業

平成26年10月から、有料職業紹介事業を行っています。

※有料職業紹介事業とは、職業紹介に関し手数料又は報酬を受けて行う職業紹介事業をいい、職業安定法第32条の11の規定により求職者に紹介してはならないものとされている職業（具体的には港湾運送業務に就く職業及び建設業務に就く職業がこれに当たります。）以外の職業について、行うことができます。

8 お問い合わせ

平塚市生きがい事業団 電話33-2335 FAX35-1744

介護保険関係事業所一覧については入れ替わりが多いため、平塚市役所ホームページから御確認ください。

健康・福祉→国民年金・保険制度→介護保険→介護保険事業所一覧

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenk-in/page-c_02824.html



社会福祉施設等一覧

区 分	名 称	所在地	設 置 主 体	定 員	電 話
救護施設	平塚ふじみ園	四之宮 6-15-1	(福) 恩賜財団神奈川県同胞援護会	180 人	55-1300
養護老人ホーム	平塚養護老人ホーム	御殿 2-17-42	(福) 伸生会	60 人	31-6979
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	平塚富士白苑	唐ヶ原 1	(福) 富士白苑	160 人	61-1841
	平塚特別養護老人ホーム	御殿 2-17-42	(福) 伸生会	67 人	35-3440
	高根台ホーム	万田 3-18-10	(福) 研水会	120 人	31-4972
	ローズヒル	土屋 2198-7	(福) つちや社会福祉会	56 人	58-6677
	サンレジデンス湘南	田村 2-11-5	(福) 恵伸会	84 人	54-7007
	豊田敬愛ホーム	南豊田 85-1	(福) 湘南曾寿会	54 人	36-0632
	れんげの郷	公所 705-1	(福) 平塚あさひ会	54 人	50-3465
	ふじの郷	大島 190	(福) 藤心会	70 人	26-3130
	陽だまりの丘	岡崎 4015-1	(福) 湘南敬友会	70 人	59-6655
	わしんち元気・平塚	片岡 833-10	(福) 和心知会	80 人	79-8660
	カメラア桜ヶ丘	桜ヶ丘 5-26	(福) カメラア会	126 人	36-5911
	ローズヒル東八幡	東八幡 4-19-14	(福) つちや社会福祉会	96 人	75-8710
	あしたば	真田 2-7-21	(福) 湘光会	104 人	63-3743
	輝煌の郷	堇平 16-10	(福) あすか福祉会	100 人	20-9805
軽費老人ホーム (A 型)	つちやホーム	土屋 2196-1	(福) つちや社会福祉会	50 人	58-6624

区 分	名 称	所在地	設 置 主 体	定 員	電 話
軽費老人ホーム (ケアハウス)	ケアハウスういすたりあ	西真土 4-23-35	(福) 則信会	40 人	51-2900
	ケアハウス湘南の里	万田 2-38-1	(福) 真幸会	38 人	30-3100
	サンステージ湘南	中堂 8-1	(福) 恵伸会	29 人	20-5301
平塚市高齢者よろず相談セ ンター (地域包括支援センター)	あさひきた	根坂間 218-7	平塚市(運営: アースサポート (株))	—	30-3611
	あさひみなみ	高村 203-13-104	平塚市(運営: (福) 研水会)	—	31-4932
	倉田会	東真土 4-4-31	平塚市(運営: 医療法人財団倉田会)	—	53-1930
	ごてん	御殿 2-17-42	平塚市(運営: (福) 伸生会)	—	31-6957
	まつがおか	東中原 2-2-59	平塚市(運営: (福) 伸生会)	—	35-4465
	サンレジデンス湘南	田村 2-11-5	平塚市(運営: (福) 恵伸会)	—	54-7009
	とよだ	南豊田 85-1	平塚市(運営: (福) 湘南曾寿会)	—	36-2501
	おおすみ	岡崎 6130	平塚市(運営: 医療法人社団湘風会)	—	51-6433
	ひらつかにし<金目窓口>	北金目 2-36-14	平塚市(運営: (福) つちや社会福祉会)	—	59-5544
	ひらつかにし<土沢窓口>	土屋 2198-7	平塚市(運営: (福) つちや社会福祉会)	—	73-5848
	富士白苑	唐ヶ原 1	平塚市(運営: (福) 富士白苑)	—	61-5050
	みなと	夕陽ヶ丘 55-14	平塚市(運営: (福) 恩賜財団済生会支 部神奈川県済生会)	—	73-5422
	ゆりのき	立野町 31-20 (平 塚栗原ホーム内)	平塚市 (運営: (福) 平塚市社会福祉協議会)	—	33-2334
	ふじみ	中里 11-17 SS ビ ル 1 階	平塚市(運営: (福) 恵伸会)	—	30-5010

区 分	施設名称	所在地	電 話
就労移行支援	しんわルネッサンス	上吉沢 1 5 2 0 - 1	58-5414
	ペガサス平塚センター	明石町 1 - 1 7 チェアフル湘南 3 F	74-6683
	Cocorport 平塚 Office	明石町 1 0 番 3 第一住建平塚ビル 3 階	75-8953
	湘南コネクト	岡崎 5 8 0 0 番地の 4	72-7461
	Cocorport 平塚第 2 Office	紅谷町 3 - 5 プライムスクエア湘南平塚 2 階	79-5742
	就労移行 IT スクール平塚	明石町 1 0 - 3 第一住建平塚ビル 8 階	26-4033
	ウェルビー平塚駅北口センター	明石町 10-3 第一住建平塚ビル 5 階	63-4886
	タイガーマーリン	追分 8 - 5 プラズ追分 1 F	86-3307
	ドラゴンマーリン	明石町 1 - 1 7 チェアフル湘南 5 F	20-9453
	LITALICO ワークス平塚	宮の前 1 - 4 パーレン平塚ビル 4 F	26-4365
就労継続支援 A 型	しんわルネッサンス	上吉沢 1 5 2 0 - 1	58-5414
	ビーハピネス平塚	西真土 1 - 1 - 4 1	67-1500
	サライ湘南	東真土四丁目 1 9 番 5 5 号	55-1821
	タイガーマーリン	追分 8 - 5 プラズ追分 1 F	86-3307
	G サポート湘南平塚	宝町 5 - 2 7 GAUDI ビル 2 階	24-1677
就労継続支援 B 型	貴峯荘ワークピア	達上ヶ丘 1 番 9 号	31-0617
	ロータス授産センター	出縄 3 3 6 番地 5	35-7200
	サンメッセしんわ	高根三丁目 1 6 番 7 号	35-3800
	しんわルネッサンス	上吉沢 1 5 2 0 - 1	58-5414
	ポラリス・ワークサポート	出縄 3 3 5 - 2 番地	30-0370
	キルクももはま	桃浜町 2 - 3 6	35-2710

区 分	施設名称	所在地	電 話
就労継続支援Ｂ型	スペースセル	平塚５－８－２６ＡＯＩビル２階	36-3277
	コミュニティハウスかざぐるま	追分８－２佐川ビル２Ｆ	34-8099
	山晃央園作業所	夕陽ヶ丘４３－７	31-0723
	スタジオ クーカ	平塚４－１５－１６	73-5303
	自立支援事業所あやとり	明石町１５番１６号	24-5800
	みんなの家ミミ	横内３７８４番地３	51-4628
	ベルカンパニー	平塚２－７－４	33-8120
	キャロット工房	西真土１－７－５６	72-8622
	就労支援サクラんぼ	西八幡３－２－２８	57-6000
	みんなの家ミミ河内	河内２２３番地の１	75-8152
	しんわやえくぼ	万田三丁目２０番５号	34-8150
	湘南コネクト	岡崎５８００－４	72-7461
	リアン平塚	徳延１７９－１リヴァティ１階	79-6646
	てといろ	東八幡二丁目１番７号１０１	24-5050
	就労継続支援Ｂ型 シェリール	明石町１－１７チェアフル湘南７階	79-5846
	グランズ平塚	明石町９－２浦川屋ビル２階３階	20-9238
	キキ・クリエイティブスタジオ	明石町１３－１	79-8562
	就労継続支援Ｂ型 銀河 平塚	錦町１６番２３号カストラ湘南１０１号室	20-9846
	クオケア	明石町２１番６号２階	74-4836
	ウェルミー	纏６８６番地福島ビル２階Ａ	050-5810-5581

区 分	施設名称	所在地	電 話
就労継続支援Ｂ型	就労継続支援Ｂ型事業所 翼	南原 １－１－２ ３	090-9219-2413
	ファミリーＢ型作業所平塚	河内 356-3 ブルースカイ平塚Ⅰ 202 号	79-9836
	就労継続支援Ｂ型事業所 マミードリーム	徳延 753 番地 ３－１ 〇 １ 号室	070-4120-6530
生活介護	貴峯荘	達上ヶ丘 １ 番 ９ 号	31-0617
	ソーレ平塚ケアセンター	寺田縄 ２ ６ ５－１	59-3933
	貴峯荘地域支援センター	中里 ３ ４－１ ７	31-0617
	進和やましろホーム	高根三丁目 １ ６ 番 ５ 号	33-3500
	進和あさひホーム	高根三丁目 １ ６ 番 ６ 号	35-4747
	おあしす湘南	田村 ４－１ 〇－７	53-2342
	進和万田ホーム	万田二丁目 ２ ９ 番 １ ６ 号	32-5418
	ロータス授産センター	出縄 ３ ３ ６ 番 ５	35-7200
	はばたき進和	土屋 ２ ９ ６ ７ 番地	58-6681
	生活介護プラウト	北豊田 ５ １ 〇－３	32-6959
	ソーレ平塚	寺田縄 ２ ６ ５－１	59-3933
	スタジオ クーカ	平塚 ４－１ ５－１ ６	73-5303
	えぼっくハウス	南原 ２－４－５ マインツビル １ 階	71-6171
	夢工房 明日花	四之宮 １－３－３ １	74-4628
	貴峯荘湘南の丘	達上ヶ丘 １ 番 ９ 号	31-0617
	でい工房花はな	南金目 ３ ４ ６ 番地の １	50-3080

区 分	施設名称	所在地	電 話
生活介護	平塚栗原ホーム	立野町 3 1 - 2 0	35-3222
	ひこうき雲	南原 1 - 2 7 - 8	34-1211
	みんなの家ポポ	小鍋島 1 8 番地の 1	51-4628
	ライフサポートひまわり平塚	山下一丁目 8 番 1 5 号	73-6294
	つくしんぼ だんらん	岡崎 3 6 8 7 - 8	51-6996
	やなぎこんぶ	中原 2 - 6 - 6 3	71-6171
	さくらの木	西八幡三丁目 1 2 番 2 3 号	75-9197
	キキ・クリエイティブスタジオ	明石町 1 3 - 1 2 F 3 F	79-8562
	キキ・クリエイティブギャラリー	明石町 1 4 - 8	59-9974
	デイサービス TOWASIS	平塚 2 丁目 5 0 - 3 1 階	75-9641
施設入所支援	貴峯荘	達上ヶ丘 1 番 9 号	31-0617
	進和やましるホーム	高根三丁目 1 6 番 5 号	33-3500
	進和あさひホーム	高根三丁目 1 6 番 6 号	35-4747
	はばたき進和	土屋 2 9 6 7 番地	58-6681
	ソーレ平塚	寺田縄 2 6 5 - 1	59-3933
	貴峯荘湘南の丘	達上ヶ丘 1 番 9 号	31-0617
グループホーム	医療法人研水会メゾン公所	公所 2 3 1 - 1	50-3371
	メゾン金目	南金目 8 5 0 - 2 玉吉ハイツ 1 1 号室	58-8470
	なでしこホーム	横内 4 2 0 6 - 2 5	43-2958
	メゾン高根	高根 3 - 1 2 - 9	34-8536

区 分	施設名称	所在地	電 話
グループホーム	しんわグループホーム	万田二丁目１２番２３号	33-0979
	須賀ホーム	須賀２６６６番地の５	24-7422
	共同生活援助事業所麦の家	万田２－３４－３	32-7537
	医療法人研水会 ポラリス	出縄３３５－２番地	30-0370
	コミュニティハウス 結実花	徳延５９１－１	74-4336
	ビリーフ	東八幡４丁目６番３号	73-7077
	指定共同生活援助事業所第一貴峯館	中里３４－１７	31-0617
	ファミリー岡崎	岡崎５９２９－３	73-7511
	ホーム花	南金目３４６番地の１	50-3080
	グループホームやしの木	田村８－１６－１	54-1613
	とわしすホーム	上平塚１１－４８－３	045-315-4914
	B R A V E 平塚	中原３－１５－３４	74-6299
	セラヴィ平塚	山下１－３１－２４	68-3179
	グループホームあさがお	南金目８５０－２玉吉ハイツ３号室	73-8992
	わんフォーライフ平塚ひろかわ	広川８１９－５	71-6547
	H A R E S 上平塚	上平塚１０－２０サンハイツ今井Ｂ棟２０２号室	79-8397
	みらいのたね平塚	纏３３９－７	80-8455
	グループホームまとい	纏２０２	35-1212
	わがや・・・上平塚	上平塚１１番４９－６号	74-4321
	グループホームミライ	御殿４丁目７－６２ヴェルジュ湘南２０２号室	34-5600

区 分	施設名称	所在地	電 話
グループホーム	mirai maison 平塚	宮の前1番5号	57-8079
	AMANEKU平塚	中原3-2-24	080-4468-0021
	グループホームふわふわ平塚	北豊田626-1	20-8146
	グループホームユミト	豊田宮下789番3の1	57-8829
	障害者グループホーム Colors	万田2-7-2-17	65-2171
	ペット共生型障がい者グループホーム「アニー」	日向岡2丁目3番地32号	20-9861
	パトリア御殿	御殿1丁目11-20 ビクトリーA 1	080-7030-8453
	グループホーム クラッソ	高根1丁目5番1号 メゾン木島	68-9609
	Hinode シェアホーム北金目	北金目3丁目1-38	73-5101
	TOMONI	代官町29番26号	26-8172
	クライスハイム平塚真田事業所	真田2-15-16	26-4360
	ソーシャルインクルーホーム平塚万田	万田二丁目2番51号	79-5323
	秦野精華園平塚・大根地区生活ホーム	真田2-7-14	77-8811

区 分	名 称	所在地	設 置 主 体	定 員	電 話
保育所	神田保育園	田村 6-14-1	平塚市	95 人	55-1071
	南原保育園	南原 1-5-3		84 人	31-5993
	吉沢保育園	上吉沢 331		56 人	58-0412
	しらさぎ保育園	東中原 2-14-2		88 人	31-2622
	夕陽ヶ丘保育園	夕陽ヶ丘 10-7		90 人	21-0059
	若草保育園	横内 2401		90 人	54-0221
	大神保育園	大神 5-3-72		80 人	55-6620
	平塚保育園	宮の前 4-13	(福) 湘南福祉センター	135 人	22-7771
	柳町保育園	平塚 4-20-1		110 人	31-0880
	明石町保育園	明石町 15-16		90 人	21-0789
	横内保育園	横内 3824		90 人	55-2188
	高村保育園	高村 209		135 人	34-2526
	あさひ保育園	河内 310	(福) 旭福社会	131 人	32-2137
	大町保育園	根坂間 737-2		90 人	58-6662
	いずみ保育園	万田 2-12-22	(福) 進和学園	140 人	31-3421
	富士見保育園	平塚 5-22-50		120 人	33-3411
	しらゆり保育園	立野町 31-24		60 人	32-0821
	金目保育園	北金目 2-9-24	(福) 浜岳福社会	150 人	58-1882
	金目おむすび保育園	北金目 2-25-8		41 人	73-7555
	八幡保育園	四之宮 2-10-10	(福) 大野福社会	140 人	21-0084
	愛・八幡保育園	四之宮 2-14-3		60 人	20-2080
	ゆうかり保育園	岡崎 449	(福) 岡崎福社会	120 人	58-7220
	中原保育園	南豊田 301-1	(福) 中原福社会	120 人	32-8600
	みどり保育所	四之宮 1-8-92	(福) 翠福社会	195 人	35-0015
	みどり保育所分園ピッコロ	西八幡 3-8-1		45 人	20-4177
	もんもん保育園	松風町 23-54	(福) 徳栄会	70 人	20-8221
	苗・もんもん保育園	代官町 19-27		50 人	21-9117
	花・もんもん保育園	代官町 19-27		90 人	20-5887
	サン・キッズ湘南	中堂 8-10	(福) 恵伸会	110 人	25-1019
	サン・キッズ平塚ステーション	八重咲町 1-30		90 人	20-5240
	サンキッズ金田ほいくえん	寺田縄 1058-1		130 人	59-9525

区 分	名 称	所在地	設 置 主 体	定 員	電 話
保育所	真土すばる保育園	西真土 3-22-39	(福) 真幸会	130 人	53-4141
	湘南きらら保育園	西真土 1-2-16		80 人	35-0030
	湘南みらい保育園	徳延 655-1		150 人	37-1711
	花水さくら保育園	花水台 10-21		140 人	86-6646
	湘南平塚あゆみ保育園	宮の前 8-31	NPO 法人 湘南おひさま会	58 人	24-3751
	くまのこ保育園	錦町 9-15	(株) くまのこ保育園	30 人	75-9631
	まなびの森保育園平塚	宮の前 11-9	(株) こどもの森	60 人	86-6959
小規模保育事業所	サンライズキッズ 保育園平塚園	四之宮 2-3-58 エトワール平塚 1 階	(株) エクシオジャパン	19 人	050- 5807-2296
	錦町保育園あねら	錦町 19-6 村上ビル 1 階	(福) 湘南福祉センター	19 人	86-6680
	松風・もんもん保育園	松風町 23-1	(福) 徳栄会	19 人	20-8681
	ぽとふ平塚	天沼 7-21	(株) ソーシエ	19 人	20-8247
	HANAI みらい愛育園 東真土	東真土 2-3-16	(株) オハナイナグループ	19 人	72-8899
認定こども園	MIRATZ 湘南平塚保育園	黒部丘 6-73 シティテ ラス湘南平塚 1 階	(株) MIRATZ	19 人	73-9055
	港こども園	夕陽ヶ丘 22-3	平塚市	150 人	22-4189
	認定美里・柿の実こども園	下島 824	学校法人新藤学園	195 人	55-3830
	認定こども園大神美里幼稚園	大神 5-12-1		140 人	54-3288
	認定こども園大野幼稚園	東八幡 1-16-39	個人	115 人	21-7302
	認定こども園さなだ幼稚園	真田 4-10-15	個人	100 人	58-0001
	平塚めぐみこども園	纏 100-2	学校法人青木学園	105 人	32-3422
	清水学園付属幼稚園	根坂間 645	学校法人清水学園	155 人	58-8080
	認定こども園道和幼稚園	豊原町 26-24	学校法人道和学園	198 人	31-0595
	認定こども園神田幼稚園	大神 1-1-18	学校法人双葉	190 人	55-0841
子育て支援施設 (つどいの広場)	つくし幼稚園	飯島 6	学校法人尾崎学園	165 人	58-7111
	子育て支援センター	南豊田 381	平塚市 (運営: (福) 平塚市社会福祉協議会)	—	34-9076
子育て支援施設 (つどいの広場)	もこもこ	明石町 8-3	平塚市 (運営: (福) 湘南福祉センター)	—	21-0995

区 分	名 称	所在地	設 置 主 体	定 員	電 話
子育て支援施設 (つどいの広場)	きりんのおうち	四之宮 2-18-26	平塚市 (運営: (福) 翠福祉会)	—	21-3141
	どれみ	公所 868	平塚市 (運営: (福) 進和学園)	—	50-5525
子育て支援施設 (つどいの広場)	ぽけっと	夕陽ヶ丘 22-3	平塚市 (運営: (福) 真幸会)	—	74-5680
	ここにくらす	北金目 2-25-8	平塚市 (運営: (福) 浜岳福祉会)	—	73-7555
ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター	追分 1-43	平塚市 (運営: (福) 平塚市社会福祉協議会)	—	34-7844
病児・病後児保育施設	麦・もんもん病児保育室	松風町 23-51-1	(福) 徳栄会	6 人	75-9677
	ここいこ すまいるるーむ	岡崎 238-1	医療法人感謝の郷	6 人	79-5139
病後児保育施設	平塚保育園病後児保育室 「なでしこ」	宮の前 4-13	(福) 湘南福祉センター	3 人	22-0058
助産施設	平塚市民病院	南原 1-19-1	平塚市	2 人	32-0015
特別支援学校	平塚盲学校	追分 10-1	神奈川県	—	31-0948
	平塚ろう学校	大原 2-1		—	32-0219
	平塚養護学校	寺田縄 590		—	58-0456
	湘南養護学校	御殿 4-14-1		—	34-7212
福祉会館等	平塚市福祉会館	追分 1-43	平塚市	—	33-2333
	南部福祉会館 (R 7 年度中休館)	袖ヶ浜 20-1		—	21-3370
	西部福祉会館	公所 868		—	50-5525
	七国荘 (R 7. 3. 31 閉館)	土屋 4594		—	58-1265
	余熱利用施設	大神 4 丁目 20 番 8 号		—	51-1280
保健福祉事務所等	平塚保健福祉事務所	豊原町 6-21	神奈川県	—	32-0130
	平塚市保健センター	東豊田 448-3	平塚市	—	55-2111
	平塚市休日・夜間急患診療所				55-2145 (医科) 55-2176 (歯科)

平塚市福祉関係団体一覧

団 体 名	代表者氏名	住 所	電 話
平塚市障がい者団体連合会	相原 貞雄	追分 1－4 3 （平塚市福祉会館内）	8 6－6 1 0 2
（平塚市障がい者団体連合会事務局）	—		
平塚市肢体障害者福祉協会	相原 貞雄		
平塚市視覚障害者協会	渡邊 浩		
平塚市聴覚障害者協会	石崎 武		
平塚市手をつなぐ育成会	鈴木 亜紀子		
平塚市腎友会	植田 修		
湘南あゆみ会	渡辺 みどり		
平塚地区自閉症児・者親の会 （平塚やまびこ会）	雨宮 恵子		
平塚市地域作業所連絡会	赤部 勉	平塚市東中原 2－1 4－1 9	3 4－2 2 5 9
平塚市母子福祉なでしこ会	浜田恵美子	横内 3 7 6 8－4	0 9 0－8 0 1 4－0 4 3 0
平塚市老人クラブ連合会	福岡 光夫	追分 1－4 3 （平塚市福祉会館内）	3 6－7 2 2 7

※ 総会等で、団体名・代表者が変更する場合があります。